

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	ふくおか教育月間推進事業			部課(室)	教育庁教育総務部 総務企画課	事業 開始年度	R2
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実	
	小項目	2	豊かな心の育成	具体的な 取組	8	学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備、家庭教育支援の充実	

1 事業のねらい・目的

「ふくおか教育月間」を制定し、県民の教育に関する関心と理解を一層深めるとともに、家庭、学校及び地域社会が連携して本県教育の充実と発展を図る。

2 事業概要

「ふくおか教育月間」の制定

11月を「ふくおか教育月間」に制定し、次の取組みを実施。

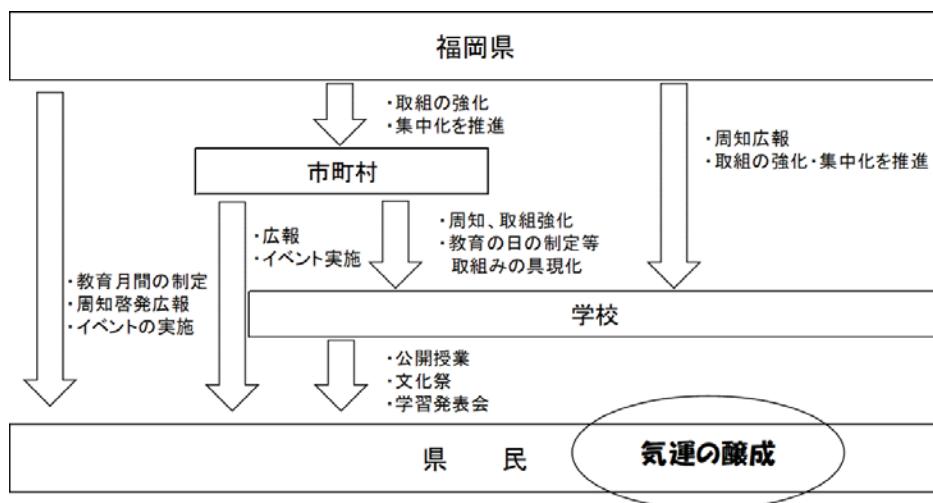
(1) 啓発イベントの実施

- 内容：・教育をテーマとした著名人講演
・児童生徒発表等の実施
- 場所：JR九州ホールを想定（参加者600名超）
- 時期：毎年11月に実施（年1回）
- 対象：児童生徒保護者、一般県民、教育関係者、学校関係者等

(2) 「ふくおか教育月間」の広報活動

- 内容：・街頭での宣伝活動
・公共の場でのポスター掲示
・イメージキャラクターを使用した広報
・チラシ配布

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標	R1	R2	R3	R4
「保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加していますか？」の間に「よく参加している」と回答した学校の割合	小学校 福岡県 61.7%	47.9%		
	全国 64.6%	54.2%	全国平均以上	
中学校 福岡県 36.7%	学習状況調査未実施 29.7%			
	全国 38.2%	30.0%	全国平均以上	

目標（成果指標）の考え方：上記の指標について、全国平均以上を目指す。

【指標の考え方】

全国学力・学習状況調査における学校への質問で「よく参加している」と回答した割合を成果指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響により保護者や地域の方が学校行事に参加する機会が減少しており、全国及び福岡県も減少傾向にある。
- ・R2については、新型コロナウイルス感染症拡大により、全国学力・学習状況調査及び学校への質問（アンケート）は中止。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】 県が「ふくおか教育月間」を設定し、期間中に市町村や関係団体が実施する取組（公開授業や文化祭、地域と連携・協力するボランティア活動等）を集中化することで、県民全体の教育に対する関心と理解を一層深めができる。
	【事業の効率性】 県が「ふくおか教育月間」を設定し、期間中に市町村や関係団体が実施する取組（公開授業や文化祭、地域と連携・協力するボランティア活動等）を集約化し広報することで、県民に教育に関するイベントに参加する契機を提供することができる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	10,083	10,950	9,849	時間	290	290	258
(うち一般財源)	10,083	10,950	9,849	人件費（千円）	1,191	1,172	1,042

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小)
<input checked="" type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築（他の事業に組み替え） <input checked="" type="checkbox"/> 廃止)
<p>【上記の理由】 学校・家庭・地域が一体となった体制づくりのためには、県民一人一人の教育への関心や、学校教育への理解が不可欠であり、そのための契機を提供し、機運の醸成を図る必要があることから、本事業の継続実施は必要である。</p> <p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発イベントにおける講演者謝金の見直しに伴う削減（▲110千円） ・駅張りポスターの掲示回数の見直しに伴う削減（▲868千円） ・運営費（啓発イベントに係る人件費）の見直しに伴う削減（▲123千円）

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	教員の働き方改革事業			部課(室)	教育庁教育総務部 教職員課・施設課	事業開始年度	H30
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実	
	小項目	4	教育環境づくり	具体的な取組	7	教員の指導力・学校の組織力の向上	

1 事業のねらい・目的	
(1) 勤務時間管理システムの導入(教職員課) 勤務時間管理を行うことで、出退勤時間を「見える化」し、教員の意識改善・健康管理、管理職の適切な業務マネジメント、教育委員会の諸取組の成果を検証することで、教員の超過勤務を縮減する。	
(2) 県立学校校務支援推進事業(施設課) 校務の情報化の推進によって、校務を効率化するとともに、業務負担を軽減し、教員の長時間労働の改善を図る。	
2 事業概要	
(1) 勤務時間管理システムの導入(教職員課) ・ 全県立学校にICカードによる勤務時間管理システムを導入し、出勤簿を電子化することで、教員の勤務時間を数値で把握し、服務管理を行う。 ・ 各学校にタイムレコーダーを設置し、ICカードをかざした時刻を記録する。 ・ 平成30年度にタイムレコーダーを設置。システムによる勤務時間管理を11月から試行し、平成31年1月から本格実施。 ・ 令和元年度に管理パソコンを配備し、同システムによる休暇取得手続きを開始。	
(2) 県立学校校務支援推進事業(施設課) ① 校務支援システムの整備 ・ 学校用グループウェア 校務に係る様々な情報について、教員間でシステムを用いて共有し、伝達や調整を迅速かつ正確に行う。 ・ メール連絡網 メールを用いて主に保護者に対する連絡など、校外の関係者との情報共有を迅速かつ正確に行う。 ② 校務の情報化の定着を図る教員への支援 ・ 職員研修 利用者向け研修会(H30) : システム導入期にシステム開発業者による研修を各学校で実施する。 管理者向け研修会(R1~) : 導入の次年度以降は、システム開発業者による集合研修を実施する。 管理者向け研修会(R3) : 職員による集合研修を実施する。 ・ ヘルプデスク 操作方法や設定方法、トラブル時の対処方法などについて電話で問い合わせることが可能な校務支援システム専用のヘルプデスクを設置する。	

【事業スキーム図】

勤務時間管理システム及び校務支援システムの導入



3 事業目標等					
成果指標		H30	R1	R2	
県立学校教職員の超過勤務時間数縮減の割合	目標	0%	10%	10%	
	実績		20.1%	13.8%	
成果指標		R1(基準)	R3	R4	R5 R6
超過勤務時間数が年360時間を超える県立学校教職員の割合	目標		△25%	△50%	△75%
	実績	55.1%	調査中		

【指標の考え方】
県立学校教職員の超過勤務時間数を、平成30年度から令和2年度までの3年間で20%縮減する。
また、令和3年度から令和6年度までの4年間で超過勤務時間数を年360時間以内とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
平成31年1月からICカードによる勤務時間管理システムを導入し、超過勤務時間数の集計を開始した。令和元年度の県立学校における教職員の超過勤務時間数は平成30年度から20.1%縮減した。(システム導入前後の比較が可能な1~3ヶ月の数値による。) 令和2年度は令和元年度から13.8%縮減しており、それぞれ前年度比10%減の目標を達成した。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の勤務時間が適正に把握されるようになったことで、実態に基づく学校への指導や、管理職による業務マネジメントが可能となった。 校務の情報化を推進することで、会議や打ち合わせの回数削減による勤務時間の有効活用が図られているとともに、メール連絡網の活用により業務負担の軽減も図られている。
【事業の効率性】	
	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間管理システムによって服務情報が電子的に処理されるようになり、効率的な服務管理が可能となった。 校務支援システム専用のヘルプデスクを設置することにより、教員の業務軽減を図り、校務への支障が最小限となるよう努めている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳 出	16,362	14,995	14,995	時 間	3,840	3,840	3,840
(うち一般財源)	16,362	14,995	14,995	人件費（千円）	15,506	15,506	15,506

6 見直しの内容	
継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)	
終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)	
【上記の理由】	
	<ul style="list-style-type: none"> 教員が業務を効率的に遂行し、勤務時間の有効活用を図っていくためには、勤務時間を適正に把握するとともに、全ての県立学校で統一した内容で校務を情報化することが不可欠であることから、継続して実施する必要がある。
【見直し内容】	
	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間を適正に把握するため、勤務時間管理システムの適切な運用を図る。 職員による集合研修にオンライン研修を活用することで、校務の情報化のさらなる定着を図る。

(様式 1 号)

R 3 年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	県立学校情報化推進事業			部課(室)	教育庁教育総務部 施設課	事業 開始年度	H 20
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実	
	小項目	4	教育環境づくり	具体的な 取組	3	学校教育の I C T 化	

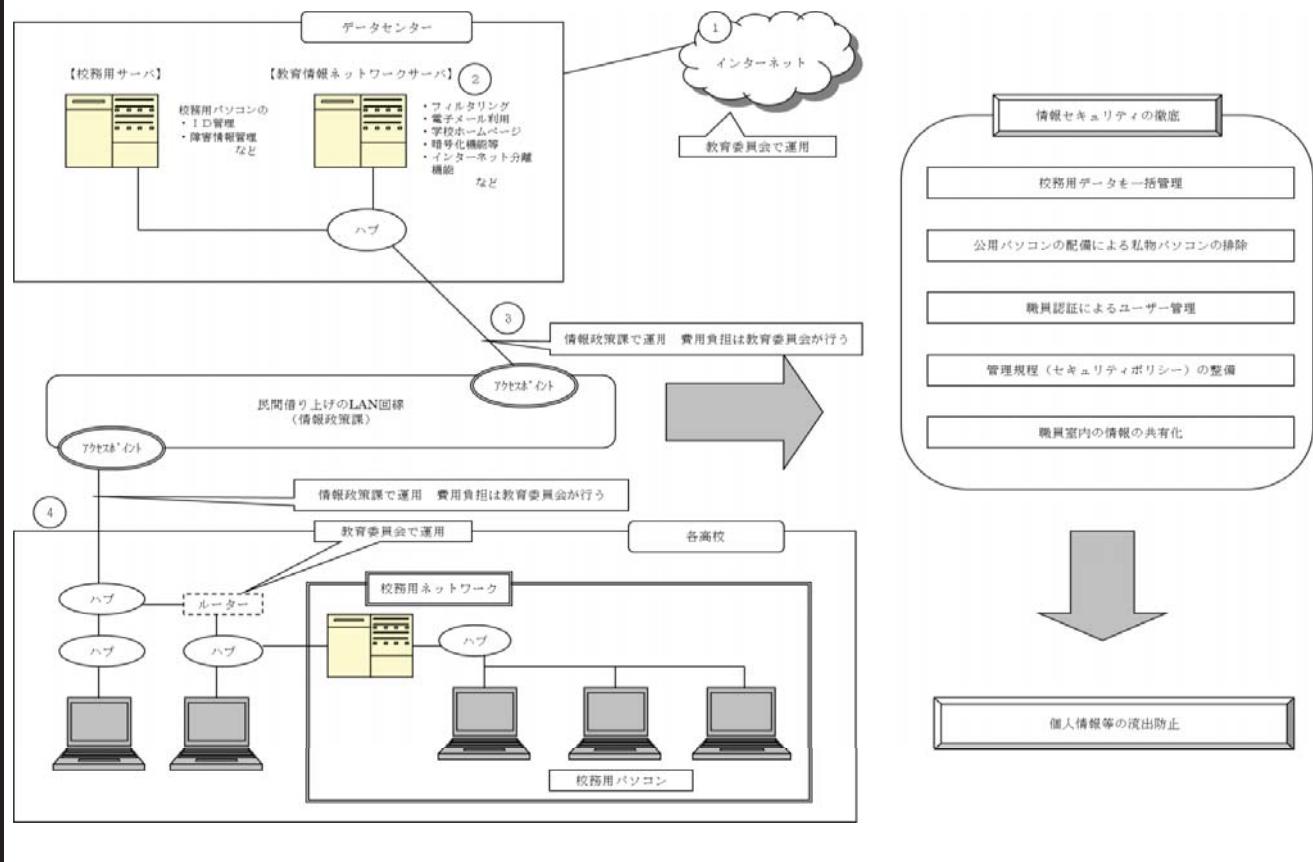
1 事業のねらい・目的

- 1 教員の情報共有化による業務効率の向上及び情報漏洩の対策
- 2 教員のパソコンの故障修理対応や安定した情報基盤環境の整備を行うとともに、計画的に更新を行っていく。
- 3 インターネットを使った情報教育を継続できるようにする。

2 事業概要

- 1 パソコンのリース
 - パソコンのリース費用
- 2 教育情報ネットワークの運用管理
 - サーバの保守費用
 - ネットワーク機器の運用管理費用
- 3 インターネットを使った情報教育を継続できるようにする。
 - プロバイダ接続料・・・①
 - データセンターからアクセスポイントへの接続料・・・③④
- 4 教員がインターネットに接続できる環境を整備
 - フィルタリング費用・・・②
- 5 アクセス制御によるセキュリティ対策
 - 自動暗号化及びファイル転送機能の使用料・・・②
- 6 インターネット分離環境の構築
 - インターネット分離機能の使用料・・・②

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H21	H22～30	R1	R2	R3	R4
生徒のインターネット利用可能学校の割合	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	100%	100%	100%	100%	100%	100%
教員のインターネット利用可能学校の割合	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	100%	100%	100%	100%	100%	100%

【指標の考え方】

- ・インターネットの利用は、情報教育の推進及び教員の指導の充実を図るために必須であることから、生徒及び教員のインターネット利用が可能な学校の割合を指標とし、100%を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・既に目標値を全て達成しているが、情報化の基盤を保つ上で今後も同じ事業目標を継続する。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・情報を共有することによる効率的な業務の遂行、及びセキュリティが保たれた統一的な環境を整備することにより情報漏えいの防止を図っている。
- ・インターネットを利用した情報教育の継続、メディアリテラシーについての指導の充実に寄与している。
- ・教科の内容・指導方法についての研究及び良質な教材の作成に寄与している。

【事業の効率性】

- ・パソコン等の故障対応を業者委託にすることで教員の業務軽減を図り、校務への支障が最小限となるよう努めている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	167,583	175,600	175,600	時間	3,840	3,840	3,840
(うち一般財源)	167,583	175,600	175,600	人件費（千円）	15,506	15,506	15,506

6 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）
 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）

【上記の理由】

- ・生徒及び教員がインターネットを利用する環境は教育活動を行う上で必須であり、また教員が業務を効率的に遂行するためにはパソコンの利用環境を整備することが必要不可欠であるため、事業を継続する必要がある。
- ・情報漏えいを防止するため、セキュリティが保たれた統一的な環境を保持する必要がある。

【見直し内容】

セキュリティが保たれた統一的な環境を維持するために、業者委託による適切な運用管理を図っていく。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	生徒の基本情報等管理システム整備事業		部課(室)	教育庁教育総務部 施設課	事業 開始年度	R1
-----	--------------------	--	-------	-----------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らしそともを安心して産み育てができる	中項目	24	教育の充実
	小項目	4	教育環境づくり	具体的な取組	7	教員の指導力・学校の組織力の向上

1 事業のねらい・目的

生徒の基本情報等管理システムの導入により、業務を標準化し、教員の業務の効率化を図る。

2 事業概要

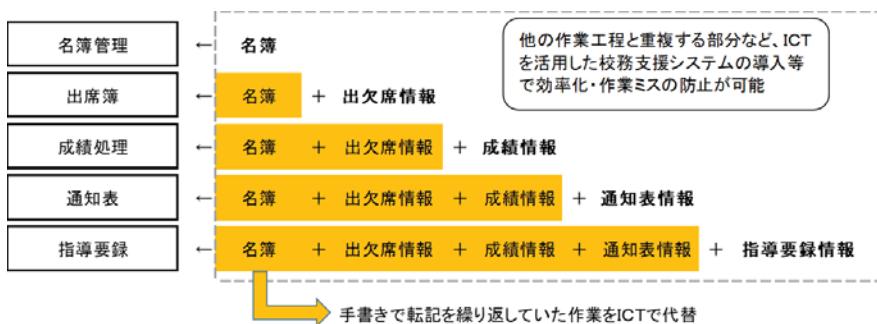
統合型校務支援システムの整備

① 内容

- 先行導入校15校におけるシステムの検証後、令和2年10月から全校（一部単位制、総合学科を除く）へシステムを導入。
- 教員への直接的なサポート体制として、ヘルプデスクを設置し、当該システム全般におけるトラブルに対応。

② 機能及び効果

	機能	概要	期待できる効果
①	児童生徒の基本情報管理	生徒氏名、住所、保護者情報、所属学年、クラス等の情報、健康診断結果	<ul style="list-style-type: none"> クラス担任、教科担当者など各教員が名簿を重複作成する業務の削減 データの一元化による重複修正・変更する業務の削減 健康診断結果を進路調査書へ反映
②	出欠処理 成績処理 時数管理	日別・授業別の出欠情報管理 定期考査評定や単位認定情報 授業実施時数の管理	<ul style="list-style-type: none"> 通知表、指導要録への自動反映による作成時間の削減 進路調査書、成績証明書、単位修得証明書等、各種証明書の作成時間短縮 学期毎の成績会議資料の作成時間短縮
③	入試業務	受験者情報登録、判定会議資料作成、教育委員会報告資料作成	<ul style="list-style-type: none"> 入学者情報の作成負担を軽減 教育委員会提出用報告資料の作成負担軽減



【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6
校務の業務負担を軽減した学校数	目標	—	10%	20%	30%	40%
	実績	—	調査中			—

【指標の考え方】

- 平成30年度の生徒指導要録作成における業務時間（業務量）を基準とし、令和6年度までに40%削減する。
※生徒指導要録とは学年末に児童生徒の学籍、指導の課程、結果の要約を記録したものであり、現行は名簿単体、出欠票、成績通知表といった各名票の情報をそれぞれ転記している。システム導入により転記作業が省略できるようになることから、作成した各帳票の情報を網羅する生徒指導要録作成の時間を縮減した割合を成果指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和元年度・令和2年度については、システムの導入・移行期間としていることから成果指標は設けないこととしている。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> システムを導入することで、児童生徒の様々な情報を校内で一元管理することが可能となる。 システムの導入により各学校の作業内容が統一されることにより、人事異動の度に業務の処理方法を変えざるを得ない状況が解消されるため、負担軽減が図られる。
(事業の効率性)	(事業の効率性)
	<ul style="list-style-type: none"> システムの導入により、入力された様々な児童生徒のデータが関係帳票に反映されるため、業務の効率化が図られるだけでなく、作業ミスも防止できる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳 出	113,420	162,864	142,890	時 間	3,840	3,840	3,840
(うち一般財源)	113,420	162,864	142,890	人件費（千円）	15,506	15,506	15,506

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- 統合型校務支援システムの導入後も教員への継続的なサポートが必要であるが、システムの習熟度が上がったため、ヘルプデスク人員を削減する。

【見直し内容】

- ヘルプデスク人員の削減。（▲19,974千円）

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	福岡歴史文化発信・体感事業			部課(室)	教育庁教育総務部 文化財保護課	事業開始年度	R1
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	14	文化芸術の振興	
	小項目	1	文化芸術の振興	具体的な取組	1	文化芸術活動の推進	

1 事業のねらい・目的

本物の文化財である県史跡・三沢遺跡を活かすことで歴史や文化を体感しながら学ぶことができるよう、九州歴史資料館の機能強化を図る。

2 事業概要

- 九州歴史資料館で収蔵されている多くの文化財や隣接する三沢遺跡を活かし、参加体験型の学習空間を創出する。
- 文化財基本情報のデータベース化や調査研究資料のデジタル化を行い、ホームページ等により情報を広く発信する。

1 ふくおか歴史体感学習事業

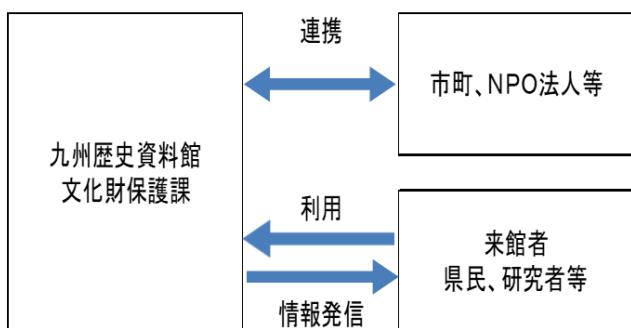
(1) キッズ・ミュージアム (R1～3)

- 古代体験の充実
- 学校教育との連携による指導要領に沿った学習メニューの開発と提供
- 小郡市埋蔵文化財調査センター、九歴ボランティア及びNPOと連携した体験活動の実施

2 福岡みどり文化財発信事業

(1) 文化財の確実な継承のための調査記録・写真のデジタル化 (R1～3)

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3
九州歴史資料館の機能に対する満足度	目標	100%	100%	100%

【指標の考え方】

イベント参加者に対してアンケートを実施し、「満足」と回答した人の割合。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定していた古代体験を一部実施できなかった等、来館者への対応に制限があったことにより目標の100%に満たなかったが、博物館等の施設にあまり訪れたことがない方が多い中、展示内容やイベントを工夫することにより、89%の「また来館したい」という意見につながった。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 古代体験の充実、文化財調査記録のデジタル化を行うことで、県民一人一人がその魅力や価値を認識し、文化財保護に対する理解と意識向上を促す効果が期待できる。
	【事業の効率性】 学校教育のニーズを踏まえた“体験型博物館”の整備により、児童生徒が本県の歴史文化について自ら体感して学ぶことができる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	67,541	4,581	—	時間	2,072	1,040	—
(うち一般財源)	59,758	2,294	—	人件費（千円）	8,367	4,200	—

6 見直しの内容
繼続（ <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小） <input checked="" type="checkbox"/> 終了（ <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="checkbox"/> 廃止）
【上記の理由】
九州歴史資料館の体験型学習機能強化には一定の成果が出たと判断し、今年度で終了。
【見直し内容】
特になし

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	英語力向上推進事業			部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課	事業開始年度	H27
総合計画 4つの柱	1 世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する 2 誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを産み育てることができる		中項目 1 24	次代を担う「人財」の育成 教育の充実			
	小項目 3 1 グローバル社会で活躍する青少年の育成 学力・体力の向上		具体的な取組 2 2	外国语能力の向上 外国语能力の向上			

1 事業のねらい・目的
○高等学校において、グローバル化に対応できる論理的思考力、判断力及び表現力に加え、実践的な英語力を身に付けたグローバル人材を育成する。 ○英語4技能（「聞く」「読む」「話す」「書く」）を総合的に育成する。
2 事業概要
<p>1 福岡県英語教育の体制整備 ネイティブ英語教員の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合型の英語力（聞く、読む、話す、書く）を育成する資質と能力を有し、英語を母語とする人材を一部の県立高等学校に配置 ・ネイティブ英語教員を任期付職員として配置することに伴い、校務分掌等の負担軽減として非常勤講師を配置 <p>2 グローバル人材育成強化のための体制整備 英語授業以外に生徒が英語でコミュニケーションを図る機会を確保し、論理的思考力、判断力及び表現力や、実践的な英語力を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優秀な外部人材を一部の県立高等学校に英語活動指導員として配置 ※具体的な活動例 ア 英語以外の授業における、英語イマージョン教育の実施 イ 検定試験及び英語ディベート大会等に向けた指導 ウ 部活動（ESS部（英語研究部）、演劇部、科学部等）指導 <p>3 高校生の英語力向上のための支援 「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測定する英検等を受験させることにより、高校生の英語力の向上及び4技能を評価する大学入試への対応を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校の英語資格・検定試験受験者のうち、高校生等奨学給付金受給者に対して受験料補助（補助率1/2） ※対象となる資格・検定試験 英語4技能を測定する民間試験（英検、GTEC、TOEFL等）（CEFR A2レベル以上）
【事業スキーム図】
<p>1 ネイティブ英語教員の活用</p> <pre> graph LR K[県] -- 特別免許状交付 --> NE[ネイティブ 英語教員] NE -- 配置 --> KH[県立高校] </pre> <p>2 英語活動指導員の配置</p> <pre> graph LR M[文部科学省] <-- 申請 --> K[県] K -- 令達 --> KH[県立高校] </pre> <p>3 高校生の英語力向上のための支援</p> <pre> graph LR K[県] <-- 取りまとめ --> KH[県立高校] KH -- 通知 --> KH KH -- 申請 --> SH[受験希望者] SH -- 受験 --> Z[資格・ 検定試験] SH -- 結果 --> Z K -- 補助 --> SH </pre>

3 事業目標等									
成果指標			H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
高等学校卒業段階でCEFR A2レベル相当以上を達成した生徒の割合（総合計画）	目標	50%	50%	50%	50%	52%	54%	56%	
	実績	43.5%	48.5%	調査中止	調査中				
高校生が授業中に英語を使って活動する時間の割合	目標	56%	57%	58%	59%	60%	61%	62%	
	実績	51.2%	48.4%	調査中止	調査中				
ネイティブ英語教員活用校において、高等学校卒業段階でCEFR B2レベル相当以上を達成した生徒の割合	目標				—	35%	35%	35%	
	実績				調査中				

【指標の考え方】
 本事業は、生徒の実践的な英語力と英語4技能の総合的な育成を図るものであることから、以下を指標とする。
 ・高校生のCEFR A2レベル相当以上取得程度の割合（国の目標値50%と県立高校の実績を勘案して設定）
 ・高校生の授業中における英語の使用率（実績を勘案して設定）
 ・ネイティブ英語教員活用校におけるCEFR B2レベル相当以上取得程度の割合（令和4年度拡充に伴い、新たに設定）

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 高等学校卒業段階でCEFR A2レベル相当以上を達成した生徒の割合については、H27からの5年間は着実に向上しており、成果は上がっていると考えられる。
 高校生が授業中に英語を使って活動する時間の割合についても、H27からの5年間は概ね増加傾向にある。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・言語活動を主体とした授業を実施し、英語4技能の総合的な力を身に付けるために、生徒に外部検定試験の受験を奨励するというサイクルが機能していると考える。
【事業の効率性】 ・ネイティブ英語教員による実践発表を中心としたオンライン研修や、英語活動指導員の研究授業のオンデマンド配信（3ヶ月配信予定）を通して成果を普及させることにより、配置校以外の生徒にも英語力向上の効果が表れている。 ・外部検定試験の受験により生徒の英語力を客観的に検証し、学習に生かすとともに、4技能総合型の授業改善へつなげている。	

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	35,426	41,103	42,186	時間	512	512	492
（うち一般財源）	32,288	33,026	34,439	人件費（千円）	2,068	2,068	1,987

6 見直しの内容			
継続（拡充）	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）	一部改善	縮小（）
終了（完了）	再構築（他の事業に組み替え）	廃止（）	

【上記の理由】
 ・学習指導要領の改訂に伴い、これまで以上に英語4技能を総合的に育成するために効果的な事業である。
 ・ICTの進展により、今まで以上にグローバル人材の育成が必要となり、英語教育の重要度はますます上昇している中、「ネイティブ英語教員」及び「英語活動指導員」による取組は生徒の英語力向上に効果が見られる。
 ・英語資格・検定試験の受験料補助については、大学入学共通テストでの英語資格・検定試験の活用は見送られたが、令和6年度からの学習指導要領完全実施までは継続する必要がある。

【見直し内容】
 ・ネイティブ英語教員の増員（+1,998千円）
 ネイティブ英語教員を活用した4技能統合型の英語授業及び、英語活動指導員を活用した英語イマージョン授業のノウハウを蓄積し、全県下の取組として普及を図る。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	県立学校集団体験活動推進事業			部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課・特別支援教育課	事業開始年度	H24
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実	
	小項目	2	豊かな心の育成	具体的な取組	2	実体験を重視した教育の推進	

1 事業のねらい・目的

<高等学校>

- 学校生活にスムーズに移行できるための指導を効果的に実施
 - ・ 中学校生活との違い、各校の学校文化、3年間の学校生活リズム等を理解
 - ・ 学年集団内の人間関係づくり、自尊感情、規範意識の育成
 - ・ 一人一人の多様な個性と能力の伸長、個人や社会の多様性を尊重し、互いに支え合い、高め合い、役割・責任分担しながら、共通の目的・目標に向かって連携・協力し、相乗効果を上げる協働を体験
 - ・ 各学校の実情に合わせた体験活動の指導目標を設定し、具体的な指導計画を作成
 - ・ 新たな生活様式を踏まえ、ICTの活用や分散型の体験活動への工夫

<特別支援学校>

- 各教科や総合的な学習の時間、特別活動、自立活動等の授業において、児童生徒一人一人の実態に応じた具体的な指導計画を立て、児童生徒の学習内容の理解を深める。

2 事業概要

<高等学校>自立と協働を学ぶ体験活動推進事業

【対象】全県立中学校、中等教育学校及び高等学校の1年生

【実施場所】学校内、県内又は近県施設

(各校セミナーhaus、英彦山青年の家、社会教育総合センター、夜須高原青少年自然の家等)

【実施期間】学校長の定める期間

【実施内容】各学校の実状に合わせた体験活動の指導目標を設定し、具体的な指導計画を立てる。

- (例) ・自然等体験活動 ・人間関係づくり体験活動 ・集団行動体験活動 ・災害時生活等体験活動
- ・テーマ別協議・発表会 ・グループワーク、チームビルディング

<特別支援学校>自立と社会参加に向けた体験学習推進事業

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症防止の影響より、一部の学校で当初計画(下記)のとおり実施できていない。

【対象】特別支援学校小学部・中学部及び高等部に在籍する児童生徒(学校の実状により学年を特定)

【実施期間】1日から2泊3日程度(児童生徒の学年や障がいの状態等に応じ、各学校で決定)

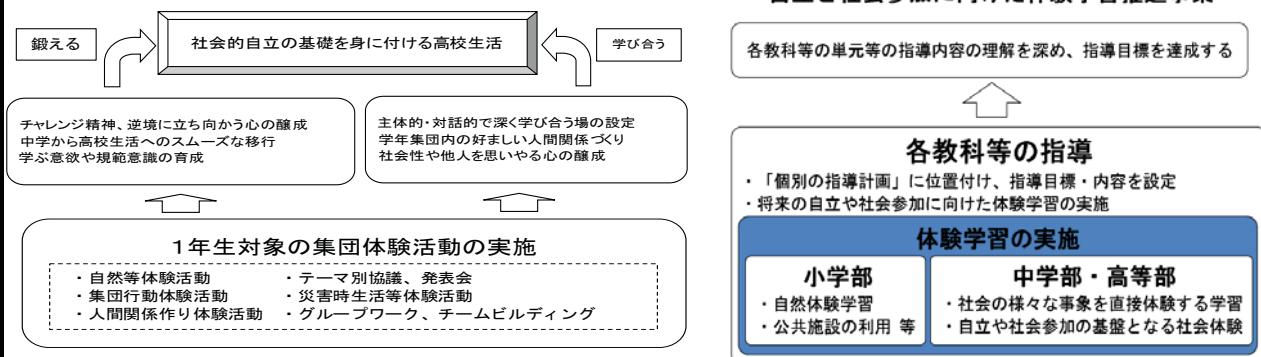
【実施内容】各教科等の授業において、学部・教育部門ごとに直接的な体験学習を実施

- 例 (小学部) 自然体験学習、公共施設見学 (中学部) 集団体験学習、文化施設見学
- (高等部) 集団宿泊体験活動、企業見学

【事業スキーム図】

自立と協働を学ぶ体験活動推進事業

自立と社会参加に向けた体験学習推進事業



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5
<自立と協働を学ぶ体験活動推進事業> 体験活動における指導目標の達成度(A回答率(R1はA・B回答率))	目標	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	100%	調査中止	調査中		
<自立と協働を学ぶ体験活動推進事業> 中退率(全日制)	目標	0.57%	0.56%	0.57%	0.56%	0.55%
	実績	0.56%	0.50%	調査中		
<自立と社会参加に向けた体験学習推進事業> 体験学習における指導目標の達成度(A回答率)	目標	95%	100%	95%	96%	97%
	実績	84.4%	中止	調査中		

【指標の考え方】

<高等学校>

- ・ 各学校が設定した指導目標の達成度及び中退率（全日制）を成果指標とする。
- ・ 実施校担当教員にアンケートを実施し、体験活動において各学校が設定した指導目標の達成について、参加生徒の感想文等をもとに4段階評価でA評価的回答をした割合を指標とする。（令和元年度までは「A・B回答率」としていたが、令和2年度から「A回答率」とすることとし、より高い目標値に設定し直している。）
- ・ 中退率の目標について、より高い目標に設定し直している。

<特別支援学校>

- ・ 体験学習の成果として、体験学習における指導目標の達成度を成果目標とする。
- ・ 担当教員にアンケートを実施し、体験学習における指導目標の達成について4段階評価で最上位的回答をした割合を指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

<高等学校>

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言等の影響により、事業実施不十分のため指導目標の達成度について調査中止である。

<特別支援学校>

令和2年度は新型コロナウイルス感染症防止により事業中止。

4 【事業の有効性】

<高等学校>

集団体験活動を通して、各学校の文化や学校の生活リズム等を理解することに加え、学年集団の人間関係づくり、帰属意識の高揚、学ぶ意欲への意識改革を図るとともに、コミュニケーション能力を育成し、高校生活へのスムーズな移行を実現することで不登校や中途退学等の未然防止につながっている。

<特別支援学校>

自然体験学習、公共施設や文化施設等の見学、集団宿泊体験学習、企業見学等の体験学習を通して、各教科等の内容理解を深めるとともに、学ぶ意欲や自立し社会参加する資質の向上について成果が上がっている。

【事業の効率性】

<高等学校>

生活環境が大きく変化しがちな1年生の時期に実施することや、従前と異なり、実施時期等の分割を可能とすること、宿泊を義務付けないことなど、各学校の生徒の実態に応じた実施を可能とすることで、事業の効率性をより高めている。

<特別支援学校>

発達の段階や学習内容を考慮して実施学年を特定することや、直接体験が不足しがちな障がい種の学校では全児童生徒を実施対象とするなど、学校や児童生徒の実態に応じた体験学習を行うことで、事業の効率性を高めている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	6,004	19,549	6,933	時間	176	352	352
（うち一般財源）	6,004	19,549	6,933	人件費（千円）	711	1,422	1,422

6 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）

【上記の理由】

<高等学校>

- ・ 当該事業は中途退学防止や不登校を含めた学校不適応の未然防止に大きな効果がある。
- ・ 主体的・対話的な取組として発表会等を行うことで、人間関係形成やコミュニケーション能力の育成に寄与する。また、表彰を行うなど、自己有用感、自己肯定感の向上につなげる。

<特別支援学校>

各教科等の学習内容の理解を深め、指導目標を達成することにも寄与することから、個別の指導計画に基づき、障がいの特性や一人一人の実態に応じた具体的な目標を設定するとともに、児童生徒の将来の自立や社会参加につながる学習内容を検討する必要がある。

【見直し内容】

<高等学校>

新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえ、ICTを活用した活動（テーマ別協議等）や分散型の体験活動を実施することとしたことから、バス借上げに係る経費を削減する。（▲12,616千円）

<特別支援学校>

通学バスを本事業に活用することで事業費の効率化を図るとともに、障がいの特性や実態に応じ、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて宿泊の有無や活動内容等を再検討し、事業の有効性を高める。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	高等学校不適応・いじめ防止対策事業			部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課	事業開始年度	H18
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実	
	小項目	2	豊かな心の育成	具体的な取組	5	いじめや不登校等への対応	

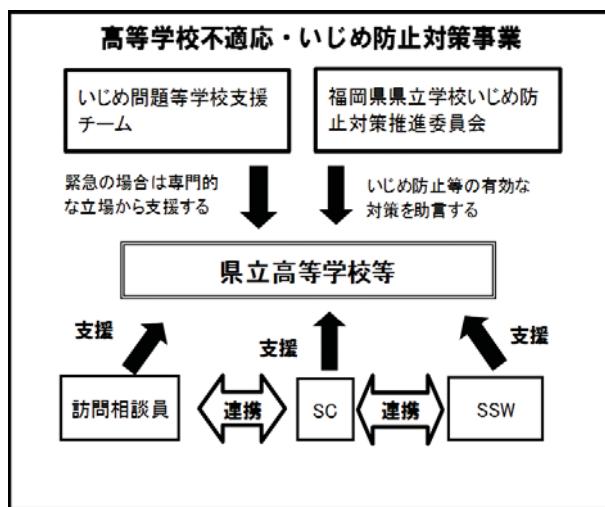
1 事業のねらい・目的

- 全学校にスクールカウンセラーを配置し、計画的にカウンセリングを実施するなど、いじめの網羅的・組織的な発見体制を構築することで、いじめの早期発見の取組の精度を高め、重大事態の発生防止を図る。
- 学校不適応やいじめの防止等のための対策を講じることにより、その未然防止及び解消を図り、不登校・中途退学に至る生徒を減らす。
- 臨床心理や社会福祉に関して高度な専門的知識・経験を持つスクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）・訪問相談員を配置することで、学校だけでは対応困難な事情を持つ生徒・保護者への支援を強化し、学校における教育相談機能を充実させ、積極的な生徒指導を推進する。
- 「福岡県立学校いじめ防止対策推進委員会」により、いじめの防止等の有効な対策についての専門的知見からの審議と、いじめの事案や重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行い、緊急支援が必要な事案に対しては、直接支援を行う。

2 事業概要

- SCの配置
各県立高等学校、県立中等教育学校（後期課程）に1人ずつ（95人）を配置する。
- 訪問相談員の配置
13学区の拠点校に1人ずつ（13人）を配置し、各校の実情に応じて、拠点校から訪問相談員を派遣する。
- SSWの配置
4地区（北九州、福岡、筑後、筑豊）に5人を配置し、各校の実情に応じて、拠点校からSSWを派遣する。
- 福岡県立学校いじめ防止対策推進委員会
 - ・ いじめの防止等の有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行う。
 - ・ 県立学校におけるいじめの事案や重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行い、緊急支援が必要な事案に対しては、学校に委員を派遣し専門的な立場から支援する。
 - ・ 学識経験者、心理または福祉の専門家、その他教育委員会において必要と認めた者（弁護士、医師、警察官経験者等）から教育委員会が任命または委嘱した5名以内の委員で構成する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
不登校生徒の在籍比率	目標	1.55%	1.36%	1.34%	1.55%	(全国平均以下)	
	実績	1.78%	2.08%	2.07%	1.60%		
中退率	目標	1.3% (全国平均以下)	1.3% (全国平均以下)	1.1% (全国平均以下)	1.0% (全国平均以下)	(全国平均以下)	
	実績	1.0%	1.0%	0.9%	0.8%		
いじめ解消率	目標	84.8% (全国平均以上)	84.8% (全国平均以上)	84.0% (全国平均以上)	79.3% (全国平均以上)	(全国平均以上)	
	実績	88.4%	72.8%	79.8%	65.3%		

【指標の考え方】

本事業では、学校不適応やいじめ防止等の対策を講ずることにより、その未然防止・解消を図り、不登校・中途退学に至る生徒を減らすことが目的であることから、いじめ解消率、不登校生徒の在籍比率及び中退率を指標とする。

不登校生徒の在籍比率については、令和元年度までは実績値をもとに目標値を設定していたが、平成29年度に調査の定義が変更されたことから、中退率及びいじめ解消率の指標と同様に全国平均を目標値の基準としている。

いじめ解消率については、平成29年3月に文部科学省により新しいいじめの解消の定義が示されたため、平成29年度以降の目標値を修正している。（新しい定義での実績（H28）福岡県80.0%、全国89.4%）

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 不登校生徒数の在籍比率は、平成29年度から調査の定義が変更され、調査精度が向上したため上昇しているが、不登校から継続して登校できるようになった生徒の割合は全国平均より高い。
不登校から継続して登校できるようになった生徒の割合 H29:51.6% (全国 37.0%) → H30:59.4% (全国 38.0%) → R1:53.5% (全国 37.5%) → R2:62.6% (全国 42.5%)
- 中退率は平成28年度から全国平均以下であり、中途退学者数についても平成29年度はやや増加したものの概ね減少傾向にあり、成果は上がっていると考えている。
中途退学者数 H27:744人 → H28:687人 → H29:735人 → H30:706人 → R1:608人 → R2:521人
3年平均値 (H27～H29) 722人 → (H28～H30) 709人 → (H29～R1) 683人 → (H30～R2) 612人
- いじめ解消率は、解消に要する期間が最低3ヵ月必要であり、年度末に発生した事案は解消に含まれていない。また、在籍中は見守りを続ける事案もある。

4 有 效 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none">S Cは、第三者的存在であるため、生徒、保護者が気兼ねなくカウンセリングを受けるようになり、悩みの解消につながった。(相談件数 H28:4,016件、H29:4,611件、H30:4,134件、R1:4,806件、R2:16,025件)S Cによる教師やP T A等の研修会を実施することによって、教育相談体制の充実とともに家庭や関係機関との連携が円滑に行われ、生徒の学校不適応解消に効果を上げた。 (実施回数 H28:92回、H29:78回、H30:73回、R1:102回、R2:210回)S SWは、家庭を支援するための専門的な知識を持ち、関係機関との連携を築いているため、経済面を中心に生徒、保護者への有効な支援につながった。 (訪問活動件数 H28:270回、H29:163回、H30:111回、R1:94回、R2:106回) (支援対象生徒数 H28:229人、H29:298人、H30:299人、R1:251人、R2:274人)訪問相談員は、不登校傾向の生徒宅への家庭訪問により、生徒、保護者の現状を把握するとともに、悩みを聞き相談を受けることにより、生徒の不登校解消のきっかけにつながった。 (訪問回数 H28:959回、H29:1,083回、H30:1,217回、R1:1,089回、R2:893回)
	【事業の効率性】 拠点校及び準拠点校に対して、単独配置されていない県立高校を対象校とし、各校の実情に応じてS SW及び訪問相談員を拠点校から派遣することで効率的な事業の執行に努めている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	92,439	92,787	95,937	時間	432	432	540
(うち一般財源)	63,502	67,682	69,782	人件費（千円）	1,745	1,745	2,181

6 見直しの内容
継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小) 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

S Cについては、令和2年度の全校配置に伴い相談件数は大幅に増加し、その必要性は依然として高い。

S SWについては、未配置校への派遣回数の増加や支援内容が多様化・複雑化するなど、各学校とS SWとの連携の必要性は極めて高い。

また、平成30年6月に本県県立高校で発生した自死事件に係る第三者委員会からいじめの早期発見の取組の精度を高めるとともに、総合的な自死予防の在り方を検討する必要があると提言された。

【見直し内容】

S SW及び訪問相談員の配置については、平成30年度から令和2年度の中退学等のデータを元に、いじめ・不登校・中途退学・暴力行為等いわゆる生徒指導上の諸課題を抱えた学校に優先配置し、令和3年度外部評価の意見を参考にしながら、学校だけでは対応が困難な事案にも適切かつ、きめ細かに対応し、S C等の実績の把握に努める。

事業名	次世代の科学技術を担う人材育成事業			部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課		事業開始年度	H24
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる			中項目	24	教育の充実
	小項目	3	個性や能力を伸ばす教育の推進			具体的な取組	1	子ども本位の指導の推進

1 事業のねらい・目的

- 科学技術に関する学習活動や交流の場を通じて、科学技術に対する興味・関心を高める。
- 優れた素質を持つ人材を発掘し、その才能を伸ばすことで、国際社会で活躍する傑出した科学技術人材の育成に資する。
- 探究的な学習活動の充実に向けて、教員の指導力向上を図る。

2 事業概要

1 高校科学技術委員会（大学教授や高校教員等で構成）

- ・（企画グループ）本事業に関する企画、運営、評価等（年1回・11月実施）（大学関係1名、高校関係3名）
- ・（問題検討グループ）高校生科学技術コンテスト（学科コンテスト・実技コンテスト）の問題検討及び採点・成績処理等（年4回）※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、回数削減（5回→4回）。

2 科学技術系人材養成事業

科学技術において世界を牽引する研究者や開発者の卵を発掘し、その素養や能力を伸ばすための取組

(1) 高校生科学技術コンテスト（「科学の甲子園」福岡県大会を兼ねる）

【対象】中学3年生を含む福岡県内の国公私立高校生等（中等教育学校を含む）

【日程】学科コンテスト（ファーストステージ）：9月22日（水）提出締切

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自宅受験又は学校での一斉受験で実施。

実技コンテスト（セカンドステージ）：※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止。

【場所】自宅又は各学校

【内容】・科学技術に関する総合問題と理数科目（数学・物理・化学・生物）の専門問題の筆記競技（120分程度）

・各科目の成績優秀者（最優秀者1名、優秀者4名程度）、成績優秀校（最優秀校1校、優秀校2校）の表彰
※自宅受験により公平性が担保されないため、中止。

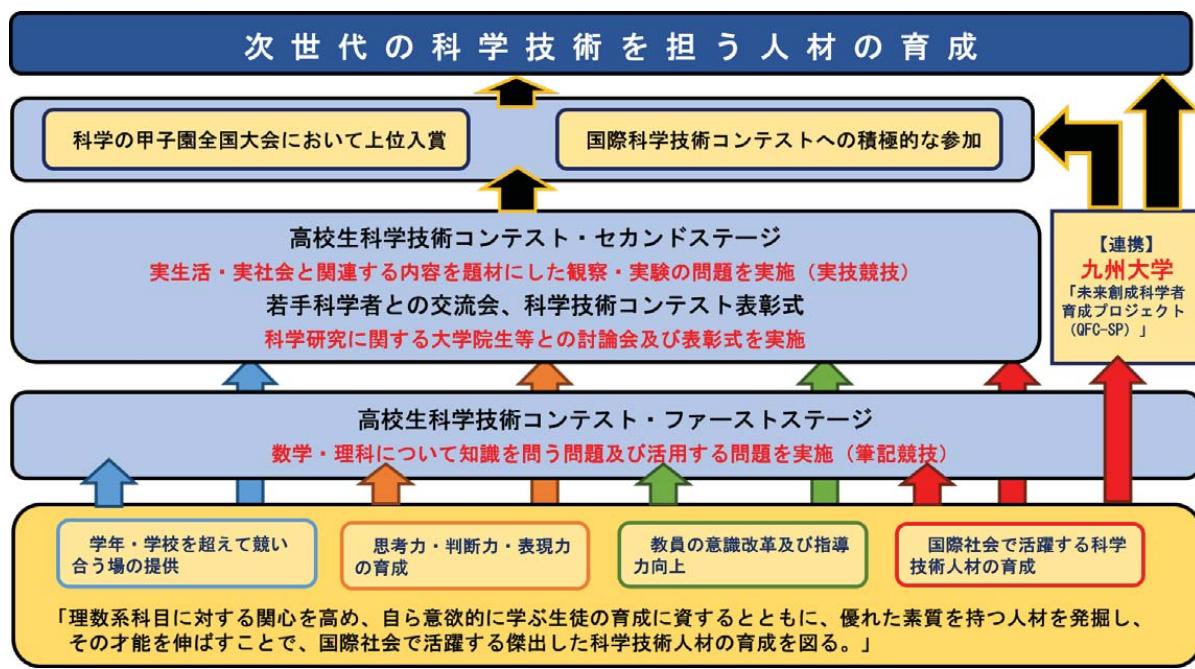
・筆記競技の結果により代表校を決定し、「科学の甲子園」福岡県代表とする。

(2) 若手科学者との交流会 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止。

【対象】高校生科学技術コンテスト受験者

【内容】大学院生等による研究活動に関する説明及び討論

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
高校生科学技術コンテストの受験者数	目標	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人
	実績	975人	1,010人	769人	685人	635人	
JSSA・JSECへの出展数	目標	55点	55点	60点	65点	40点	50点
	実績	30点	41点	34点	32点	47点	
「科学の甲子園」全国大会における総合成績順位（総合計画）	目標	1位	1位	1位	1位	12位	10位
	実績	18位	16位	中止	7位	調査中	

※年度末に調査実施

【指標の考え方】

- ・受験者数や応募数、入賞人数等の客観的な結果（数値）を目標（数値指標）とする。
- ・目標値は、過去の実績値を考慮して設定している。科学の甲子園においては、上位入賞を目標として、生徒の科学への興味・関心、課題解決能力の向上に努めている。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・高校生科学技術コンテストの受験者数：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、日程を6月から9月に変更し、更に実施形態を会場校での一斉受験から自宅受験に変更して実施した。入試を控えた3年生の受験者数が減少するとともに、1,2年生の受験者数も増加しなかった。今後は更に新型コロナウイルス感染症拡大防止に努め、6月に県立高校4校を会場として実施する。
- ・JSSA・JSECへの出展数：SSH指定校を中心に研究活動の活性化や深化が図られ、出展数も増加している。
- ・「科学の甲子園」全国大会における総合成績順位：科学の甲子園が始まって以来、令和2年度に県下初の7位入賞を果たした。今後は県代表校等を対象とした研修などを実施し、さらに上位を目指す。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・理科・数学に興味のある高校生等が、高校生科学技術コンテスト・ファーストステージ（筆記競技）での入賞を目指することで、問題解決能力を伸ばすなど、学習意欲の継続が図られる。
- ・高校生科学技術コンテスト・セカンドステージ（実技競技）を実施することで、思考力・判断力・表現力等を育成することができるとともに、「科学の甲子園」全国大会において上位に入賞することができる知識や技能の習得が図られる。
- ・上記のようなプログラムを行うことで、科学技術に対する興味・関心を喚起し、JSSA・JSECへの出展数の増加につながる。
- ・高いレベルの国際科学技術コンテストへ挑戦することで、次世代の科学技術を担う人材の育成が図られる。
- ・次世代の科学技術系人材育成のための科学技術に関する好奇心や意欲を喚起することができる。
- ・ファーストステージの問題検討、セカンドステージの問題作成・競技審査を県立高校教員が行うことによって、生徒の実際に即した問題を作成するとともに、教員の指導力向上を図ることができる。

【事業の効率性】

- ・高校生科学技術コンテストを県内4会場で実施することにより、参加者の利便性が確保され、県内高校生等の問題解決能力の競い合う場を効果的に提供できている。
- ・九州大学との連携により、高度な実験観察の場が提供できている。
- ・高校生科学技術コンテスト・ファーストステージの結果を、九州大学の未来創成科学者育成プロジェクトの推薦に活用し、高校生の意欲を向上させている。
- ・「科学の甲子園」全国大会の福岡県予選を兼ねており、効率性が高い。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳 出	4,554	6,028	6,036	時 間	194	194	284
（うち一般財源）	3,354	4,828	4,836	人件費（千円）	784	784	1,147

6 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）
 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）

【上記の理由】

- ・次世代の科学技術を担う人材の育成をより広く進める上で一定の効果が出ており、本事業の継続実施は必要である。

【見直し内容】

- ・高校生科学技術コンテスト・ファーストステージの結果を、九州大学の未来創成科学者育成プロジェクトの推薦に活用していることを積極的に広報し、高校生の参加意欲を向上させる。
- ・「若手科学者との交流会」については、参加者の増加を図るために、積極的な広報活動を行う。
- ・コンテストで選出された代表校等に対して、「科学の甲子園」出場に向けた研修等を行い、生徒の意欲を高めるとともに「科学の甲子園」での上位入賞を目指す。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	高校生知の創造力育成セミナー事業			部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課	事業開始年度	H24
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実	
	小項目	3	個性や能力を伸ばす教育の推進	具体的な取組	1	子ども本位の指導の推進	

1 事業のねらい・目的

- 課題解決能力とは、社会の諸課題の複雑化の中で、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、よりよく問題を解決する力である。
- 学習活動により、課題解決能力を総合的に育成するとともに、英語のみで行うサブテーマクラスにおいて、英語によるプレゼンテーション能力及びコミュニケーション能力を育成する。
- 合宿の成果をもとに、将来の社会において課題解決のリーダーシップを発揮する人材を育成する。
- 教員が課題解決能力を育成するための実践的指導力を身に付け、各学校において授業改善を図り課題解決型の探究学習を推進する。

2 事業概要

大学教授等を講師に招いた高校生知の創造力育成セミナー・ふくおか高校生知の創造塾の実施

参加対象者：高校生1～3年生120名及び高校教員16名

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して実施。

1 プレセミナー（事前研修）

内容：セミナー合宿に向けての事前学習、時期：7月10日（土）
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンライン実施。

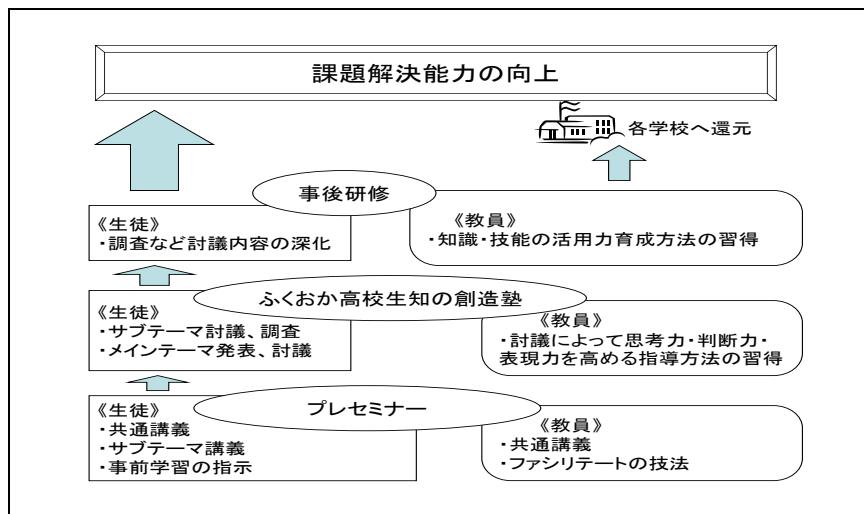
2 「ふくおか高校生知の創造塾」合宿

内容：ディスカッションを通して課題解決能力の育成（2泊3日の合宿）、時期：8月17日（火）～19日（木）
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンライン実施。

3 事後研修

内容：合宿後の九州大学webシステム等の活用によるフォローアップ、時期：8月～翌年3月

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4
応募学校数	目標	45校	48校	48校	48校	49校
	実績	46校	40校	中止	48校	
大学教員の事後評価における評価の点数	目標	38点	39点	40点	38点	39点
	実績	36点	37点	中止	38点	
参加生徒の合宿後レポートにおけるA+～A-の評価の割合	目標	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	92%	89%	中止	95%	

【指標の考え方】

ふくおか高校生知の創造塾は、生徒が表現力・判断力・思考力を身に付け、課題解決能力を向上させることを目的としており、進学実績等の数値で表すことができないため、大学教員の事後評価結果及び参加生徒の合宿後レポートの評価結果を、事業の指標とする。

各成果指標の目標値は、過去の実績値を考慮して設定している。参加生徒の合宿後レポートにおけるA+～Aの評価の割合については、H29に100%を達成したため、H30以降は100%を維持していくことを目標としている。

○応募学校数について

県内高等学校における本事業の周知の状況を把握し、より多くの学校から応募があることで評価する。

○大学教員の事後評価について

事前研修（プレセミナー）、合宿を通じた参加生徒と引率教員の変容を一項目5点、40点満点で評価する。

○参加生徒の合宿後レポートの評価について

大学教員が生徒の合宿後レポートをA+、A-、B+、B-、C+、C-の6段階で評価をする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

応募学校数については、目標を達成することができた。オンライン実施となつたが、希望生徒数が減少することはなく、高倍率からの選抜となった。大学教員による事後評価についても、良好な結果を得ることができた。また、合宿後レポートの評価については、一部達成できないクラスがあつたものの、参加生徒には事前の準備期間から合宿までをとおして大きな成長がみられ、一定の成果を得たことがうかがえた。例年以上に参加生徒は積極的に議論を行い、質の高い発表であったと評価を頂いた。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

大学教授等の高度な専門的スキルの指導を受けることにより、参加生徒のリーダーシップ意欲、課題解決能力、コミュニケーション能力のめざましい向上が見られ、またティーチング・アシスタントである引率教員の課題解決能力育成のための指導力向上が見られている。新学習指導要領の趣旨に沿った事業内容であり、多大な教育的効果が得られている。

【事業の効率性】

事前学習（プレセミナー）の導入や引率教員をティーチング・アシスタントとして位置付ける等の効率的な運営をしている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	58	6,887	6,514	時間	146	434	434
（うち一般財源）	58	6,887	6,514	人件費（千円）	590	1,753	1,753

6 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）

終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）

【上記の理由】

- ・生徒の課題解決能力育成と教員の課題解決能力育成のための指導力養成に極めて効果的な事業である。
- ・学習指導要領の趣旨に合致する全国的にも先進的な事業である。
- ・生徒の思考力、判断力、表現力を育成するとともに、言語活動を充実させ、英語によるコミュニケーション能力を向上させる上で最適な事業である。

【見直し内容】

- ・Webシステムの活用方法を改善することで、事前学習や事後指導のより一層の充実を図り、参加生徒の課題解決能力や発表スキルの更なる向上を図る。
- ・英語でディスカッションを行うクラスの人数を増やし、英語によるコミュニケーション能力や課題解決を図る力を育成する。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	未来を切り拓く人材育成事業			部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課・特別支援教育課	事業開始年度	H17
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実	
	小項目	3	個性や能力を伸ばす教育の推進	具体的な取組	4	キャリア教育・職業教育の推進	

1 事業のねらい・目的

- 職業系専門高校・定時制高校・一部の全日制高校を対象に、教職員・生徒代表・地域の方等で構成する企画委員会を各学校に設置する。企画委員会では、生徒や地域の課題等を共有し、生徒たちに求められる資質・能力を育成する取組を地域の人的・物的資源を活用しながら実施することで、生徒たちの社会的・職業的自立につなげる。
- 特別支援学校については、体験的な地域との交流活動を通して児童生徒の自立と社会参加を一層推進するとともに、障がいのある児童生徒が地域社会の構成員であることをお互いに学ぶことができるようとする。

2 事業概要

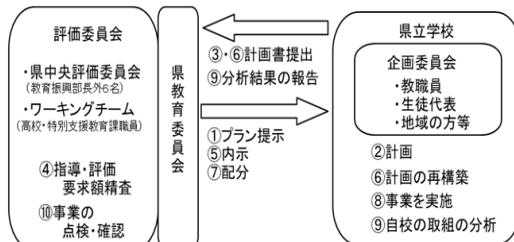
未来を切り拓く人材育成事業

県立学校：企画委員会（教職員・生徒代表・地域の方等）を設置。高等学校では、地域と課題等を共有し、地域と連携した取組を重点的に実施。特別支援学校では、児童・生徒の自立と社会参加を促進する取組を実施。

県教育委員会：評価委員会（県教委職員・学校代表）を設置。企画段階における指導・助言、優れた取組や手法の普及等を行い、事業のより効果的な実施を促進する。

【事業の流れ】

- ① 事業趣旨に合致した基本プランを県が各校に提示
- ② 各校（企画委員会）が教育効果の高い事業を計画
- ③ 事業計画書を県（評価委員会）に提出
- ④ 県（評価委員会）による計画に対する指導・評価・要求額の精査
優れた取組や事業手法等について情報提供
- ⑤ 5段階評価に応じて配分予算を内示
- ⑥ 各校（企画委員会）が内示額を踏まえて事業計画書を再構築
- ⑦ 再構築された事業計画に基づき予算配分
(配分は事業内容に応じて0配分も含む完全競争型)
- ⑧ 各校が事業を実施（地域の人的・物的資源を活用）
- ⑨ 各校が自校の取組を分析・報告
- ⑩ 県（評価委員会）による点検・確認



【各学校で行う事業の具体例】

○高等学校

- ・チームで地域の自然を研究し、研究成果をまとめる環境学習
- ・地元の人材に協力を求め、史跡や文化財を探求する歴史学習
- ・留学生や海外の高校生との交流を主とした異文化学習
- ・地元企業の協力によるオリジナルブランド商品の開発・製造
- ・地元の技術者とのタイアップによる地域の小中学生対象のものづくり教室
- ・地域の人々にも参加を呼びかけた研究発表会
- ・高校体験入学での研究成果発表、地域の公共施設や地域行事での発表
- ・地域行事を活用したオリジナルブランド商品のプレゼン・販売 等

・地域と連携した活動を通して、生徒が社会への関心を抱き、自分に求められる資質・能力を理解し、育むことで、社会的・職業的自立につなげる。

・学校から地域に送り出した有用な人材から、習得した知識・技能を学校に還元してもらう。

○特別支援学校

- ・学校や地域の特色を生かした直接体験活動
- ・ステージ発表や作品展、物品販売等の創造的な表現活動
- ・外部講師招聘による進路学習
- ・学校の特色を生かした公開講座等による理解啓発活動 等

幼児・児童・生徒の自立と社会参加を促進

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
生徒アンケートを活用した事業達成度評価 A の学校の割合	目標	一	80%	85%	90%	80%	85%	90%
	実績	58%	66.7%	70.2%	69%	中止	※調査中	

※年度末調査予定

【指標の考え方】

(H29～R4) H29～R1が目標を達成していない状況であるため、過去の実績を考慮し、R2～R4についても同じ目標を設定する。

- ① 企画委員会が、自校の取組が「事業のねらい・目的」を達成することができたかどうかを把握するためのアンケートを作成。事業終了後にアンケートを実施、集計する。
 - ② 企画委員会が、生徒アンケートの結果に加え、学校内外の関係者へ聞き取りを行い、自校の取組を分析、A～Eの5段階評価を行う。
 - ③ 各学校の分析結果及び評価について、評価委員会が点検・確認を行う。
- ※ 事業の達成度をさらに向上させるため、A評価の学校が、全体の90%以上となることを目指す。
- ※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止による事業中止のため指標の実績なし。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・平成28年度まで目標としていた生徒アンケートを活用した自己実現評価A・Bの学校の割合については、全体の100%を達成できた。しかしながら、平成29年度以降の目標である生徒アンケートを活用した事業達成度評価については、A評価の学校が全体の90%となることは未達成である。各校の取組のねらい、目的を達成するためには、実施方法等についてどのようなものが適切であるかを、各校の企画段階で十分に吟味する必要がある。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した活動を通して、生徒が社会への関心を抱き、自分に求められる資質・能力を理解し、育むことで、社会的・職業的自立につながる。 ・企画委員会で生徒や地域の課題等を共有し、生徒たちに求められる資質・能力を育成する取組を地域の人的・物的資源を活用しながら実施することで、地域から信頼される魅力ある学校づくりにつながる。
【事業の効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ・各校が計画する事業内容と県教育委員会（評価委員会）が行う事前評価を参考に、要求費用に対して事業実施効果が高いものについて重点的に予算配分を行うなど、効率的かつ効果的な事業の実施ができる。 ・事業実施規模に応じた物品の購入がなされるよう、県教育委員会において予算積算上の基準づくりを進めるなど効果的かつ効率的な執行に向けた取組を行う。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	0	30,775	30,775	時間	66	384	384
（うち一般財源）	0	30,775	30,775	人件費（千円）	267	1,551	1,551

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・未来的な創り手となる生徒たちに必要な資質・能力を育成する取組を実施し、生徒たちの社会的・職業的自立を目指す上で必要な事業である。

【見直し内容】

- ・事業中止となつた令和2年度に引き続き、令和3年度においても新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施困難な事業が生じているため、オンラインの活用等、事業の実施方法について各校の企画段階で指導・助言を行い、より効果的な実施を促進する。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	専門高校生実践力向上事業			部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課	事業開始年度	H21
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24 教育の充実		
	小項目	3	個性や能力を伸ばす教育の推進	具体的な取組	4 キャリア教育・職業教育の推進		

1 事業のねらい・目的	<ul style="list-style-type: none"> ○得意技を磨き(専門知識・技術・技能を高める)、自信と誇りを持った人材の育成 ○専門高校生に学ぶ誇りと自信を持たせ、実践的で専門的な職業人として地域の担い手となる人材を育成 ○近年の科学技術等の進展に伴った、高度な技術・技能を身に付けた人材を育成 	
2 事業概要	<p>1 高校生産業教育フェア ※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症防止により「ものづくりコンテスト」のみ実施し、その他は中止(中止の場合、以下は計画内容)</p> <p>(1) 対象:県内の専門学科、専門高校生徒、小中学生、一般県民</p> <p>(2) 期間・会場:令和3年10月15日(金)、16日(土) 小倉駅JAM広場、西日本総合展示場(ものづくりコンテスト:令和3年6月5日(土)・6日(日)、福岡工業高校、香椎工業高校、博多工業高校、ボリテクセンター福岡)</p> <p>(3) 概要:専門高校生の学習成果発表(①意見・体験・技能発表 ②作品・研究発表 ③作品展示・販売 ④学校紹介(パネル展示) ⑤実習等の体験 ⑥ものづくりコンテスト ⑦ロボット競技大会)</p> <p>2 未来グローバル農業者育成事業</p> <p>(1) 対象:福岡県立農業関係高等学校 9校</p> <p>(2) 概要:国際的なGAP認証取得を通した人材育成(①福岡県GAP認証の取得に向けた作物の栽培②GAP研修会の実施③GAP指導員講習の受講)</p>	
<p>【事業スキーム図】</p>		

3 事業目標等							
成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
ものづくりコンテスト 九州大会入賞者数	目標	7	5	5	5	5	5
	実績	4	1	1	中止	4	
高校生産業教育フェア 参加生徒の満足度 (4段階評価における最上位段階の割合)	目標	-	-	75%	75%	75%	75%
	実績	64%	69%	72%	中止	中止	
未来グローバル 農業者育成事業 (農業関連への就職、進学率)	目標	-	就職率44.0% 進学率24.0%	就職率47.0% 進学率27.0%	就職率50.0% 進学率30.0%	就職・進学率 34.0%	就職・進学率 35.0%
	実績	就職率37.3% 進学率22.2%	就職率32.7% 進学率30.0%	就職率32.5% 進学率31.3%	就職率37.4% 進学率35.4%	調査中	

【指標の考え方】

- ・技術力の向上を目標とする「ものづくりコンテスト」については、全種目（8部門）に対する九州大会入賞者数を指標とする。
- ・福岡県高校生産業教育フェアについては、来場者を満足させることができることが生徒の自発的な学習意欲の喚起につながることから、参加生徒の「来場者を満足させることができたか」のアンケート調査結果の最上位段階の割合を指標とする。
- ・未来グローバル農業者育成事業について、学んだ専門性を生かすため、農業関連への就職・進学率を指標とする。
なお、令和3年度からは農業関連産業の発展に貢献できる人材を育成するため、就職率と進学率を分けて、進学・就職率で表記する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ものづくりコンテストについては、令和3年度の九州大会での入賞者が4人となり、目標の5人をわずかに下回った。コンテストに向けた教員の指導力や生徒の技術力の向上は継続して図られているが、1回勝負のコンテストにおいて安定して結果を残すことのできる技術力の育成が今後の課題である。
- ・高校生産業教育フェアについては、使用会場が来場者数に大きく影響してきた。今年度は小倉駅JAM広場等を会場に選定したことでも、さらに多くの県民へのPRが期待できたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止せざるを得なかった。
- ・未来グローバル農業者育成事業については、就職率37.4%、進学率は35.4%となっており、進学率は目標を達成することができた。就職率については、他業種の求人が活発であり数値目標を達成することができなかつたが、農業関連産業に貢献できる人材育成を一層推進する必要がある。

4 【事業の有効性】

- 有効性・効率性
- ・ものづくりコンテストについては、卒業生の就職状況では、製造業を中心とした地場企業への入職率が高く、県内のものづくり人材の育成に貢献している。また、生徒の製作作品を展示することにより、工業高校の取組や技術力の高さを県民に広くPRすることができる。
 - ・高校生産業教育フェアについては、産業教育の意義と必要性、楽しさや取組内容を広く県民にPRするとともに、参加する専門高校の生徒同士が日頃の学習内容を認知することで、学習の励みとなっている。また、中学生が専門学科（総合学科を含む）を進路選択の一つとして検討する機会となっている。
 - ・未来グローバル農業者育成事業については、GAP指導員講習を9校の教員が受講し、県内の高校におけるGAP学習の推進体制を整備することができた。

【事業の効率性】

- ・ものづくりコンテストについては、コンテストに向けて技術力の向上に努めることにより、工業高校で学ぶ専門分野をより深く実践的に学ぶことができ、生徒の進路決定につながっている。
- ・高校生産業教育フェアについては、各学校の専門学科（総合学科を含む）の生徒が一堂に会して交流をすることで、産業教育やものづくりへの意識高揚を図ることができる。
- ・未来グローバル農業者育成事業については、GAP指導員講習を農業関係高等学校9校の担当教員が受講し、各学校の指導体制を充実させるとともに、福岡県GAP認証制度に取組むことで実践的なGAP教育を推進することができた。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	10,265	13,779	14,597	時間	132	184	465
（うち一般財源）	10,265	13,779	14,597	人件費（千円）	534	743	1,878

6 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）

【上記の理由】

- ・高校生産業教育フェアについて、新型コロナウイルス感染症のため令和3年度は事業中止となつたが、各専門高校等における日頃の学習性活動や成果を発表する場であること、広く県民の方へ産業教育の理解・関心を高めることができることから、事業を継続する。
- ・福岡農業高校（研究指定校）で取り組んできたG-GAP認証取得の成果から、県内すべての農業関係高校においてGAP教育を推進できるようにする。

【見直し内容】

- ・感染症対策を講じた上で安心して県民の方に見てもらえるよう福岡県高校生産業教育フェアの実施会場の見直しに加え、ものづくりコンテストの過去の入賞回数や対象校の特色等を踏まえて、より実践的な演習を行うための材料費等を措置することで上位入賞を目指す。
- ・GAP教育の推進や経営感覚等を身に付けた農業人材の育成を図るため、引き続き農林水産部と連携し、全ての農業関係高校で福岡県GAPの認証取得に向けたGAP教育を推進する。
- ・GAP指導者講習会のオンライン実施に伴い、旅費を538千円削減する。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	県立工業高校産業人材育成事業			部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課	事業開始年度	H22
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実	
	小項目	3	個性や能力を伸ばす教育の推進	具体的な取組	4	キャリア教育・職業教育の推進	

1 事業のねらい・目的

全県立工業高校13校の全ての学科において、先端成長産業をはじめとする幅広い産業で求められる高度な技術や、実践的なものづくり技能を身に付けた生徒の育成を図り、将来の本県産業界を支える人材を育成する。

2 事業概要

1 高度ものづくり技能育成事業

【対象地区】北九州地区・筑後地区（機械系・電気系学科）

【概要】自動車関連産業が求める先端技術の基礎・基本習得のための実習設備の整備

○リース物品の整備（6年リース）

・CADシステム

・シーケンス制御実習装置

・マシニングセンタ

2 3次元CAD活用能力育成事業

【対象地区】福岡地区、筑豊地区（機械系・電気系学科）

【概要】幅広い産業界の汎用技術である3次元CAD設計に対応できる人材育成を図るために実習設備の整備

○リース物品の整備（6年リース）

・CADシステム

3 産学官連携産業人材育成事業

(1) 産学官連携人材育成推進委員会

【期間】年2回

【概要】事業を効果的に実施するために企業と行政、各校及び産業支援機関等との連絡調整を行う。

(2) 生徒の企業における教育・訓練

【対象・期間】12校2年生1,940名 デュアル1校345名 1~4週間

【概要】企業実習を実施し、ものづくり技能や先端技術の基礎・基本を学ぶ。

(3) 企業熟練技能者等による学校での実習指導

【対象・期間】13校2年生53学級55コース・495時間

【概要】企業の熟練技能者を1コース当たり9時間招聘し、実践的な実技指導を受ける。

(4) 教員等の企業における技術研修

【対象・期間】13校32名・5日

【概要】実際の生産工程や機械操作に関する研修を実施し、教育者としての資質・能力の向上を図るとともに、技能検定の取得を目指すための研修を行う。

(5) コース単位での企業訪問

【対象・期間】13校2年生55コース・1日

【概要】県内企業への訪問及び人事担当者との面談の実施等により、県内就職率の向上を図る。

(6) 地域産業を担う人材育成

【対象】筑後地区1校、筑豊地区2校

【概要】今後の生徒数の増加が見込まれない地区において、地方創生の観点から、地元の産業を担う人材育成を行うため、地域からニーズがある産業分野における教育を充実させる。

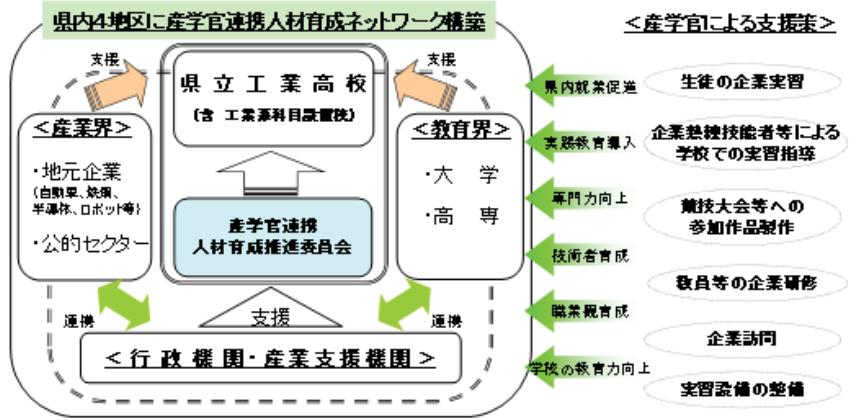
【事業スキーム図】

事業の目的：全県立工業高校13校のスキルアップと産業界が求める人材育成

企業や公的セクター、大学・高専等の有する設備を活用し、ベテラン技術者、教授等の協力の下、先端成長産業のニーズにも対応できる実習、調査・研究等に取り組む。

○地元企業が求める若手技術者を育成

○将来の本県産業界を支えるハイレベルな専門知識や技術を身に付けた人材を育成



3 事業目標等								
成果指標			H29	H30	R1	R2	R3	R4
県内企業への就職率	目標	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
	実績	59.4%	61.6%	66.7%	68.8%	調査中		
県内自動車関連企業への就職率	目標	25.0%	28.0%	29.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%
	実績	26.6%	29.0%	26.6%	21.1%	調査中		

【指標の考え方】

- 将来の本県産業界を支える人材を育成することを目的としているため、県内企業への就職率を指標とする。
- また、自動車関連産業が求める先端技術の基礎・基本習得のための実習設備を整備していることから、併せて県内自動車関連企業への就職率も指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 近年、県内求人数及び県内の製造業に関する求人数は横ばいであり、また、県外大手企業の求人数が増加していることから、県内企業への就職率は目標未達成となったが、3年連続で上昇している。
- 県内自動車関連企業の求人数が減少傾向であるため、令和2年度は目標未達成となった。

(H27 : 19.9% H28 : 23.6% H29 : 26.6% H30 : 29.0% R1 : 26.6% R2 : 21.1%)

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 工業高校と地元企業が連携し、企業の高度熟練者による生徒への指導や教員等の企業研修を行うことにより、生徒の技術力及び教員の指導力が向上し、技能検定（2級、3級）合格者を安定して輩出していたが、令和2年度は新型コロナの影響により、合格者が減少した。 (H27 : 292人 H28 : 271人 H29 : 294人 H30 : 249人 R1 : 318人 R2 : 228人) 高度な技術や実践的なものづくりを身に付ける実習指導等と生徒の県内企業への興味関心を高める企業訪問等の相互作用により、県内企業への就職率は増加傾向にある。
【事業の効率性】	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 産学官で連携することによって、工業高校に求められる技能を明確にし、効率的な育成に努めている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳 出	17,781	51,161	31,949	時 間	219	234	210
（うち一般財源）	17,781	51,161	31,949	人件費（千円）	885	945	848

6 見直しの内容	継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小 ）
	終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】
<ul style="list-style-type: none"> ものづくり産業の人材不足に対応するため、引き続き事業継続が必要である。 製造業を中心とした地域産業界とのより一層の連携を図ることで、国内外で活躍できる幅広い産業人材を育成する必要がある。

【見直し内容】
<ul style="list-style-type: none"> 産学官連携産業人材育成事業における「コース単位での企業訪問」及び「地域産業を担う人材育成」については、新型コロナウイルス感染症の影響による受入企業や外部指導者の減少により事業の継続が困難と判断し、今年度で終了。（▲5,894千円） CADシステム等のリース物品について、新型コロナウイルス感染症の影響による半導体不足等を考慮し、生徒の学習に支障がない範囲で新規リースを先送りし、現行機器を再リースする。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	高校生みらい支援事業			部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課・特別支援教育課	事業開始年度	H29
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる		中項目	24	教育の充実
	小項目	3	個性や能力を伸ばす教育の推進		具体的な取組	4	キャリア教育・職業教育の推進

1 事業のねらい・目的	<p>○生活困窮世帯の生徒及び就学困難な生徒（施設入所者等）に対する進路保障の支援の強化を図り、生徒に自らの適性についての認識、将来の展望及び職業に対する意識を高めさせる。</p> <p>○進路未決定者や早期離職者を減少させる。</p> <p>○就職を希望する高等学校及び特別支援学校高等部卒業者の就職状況の悪化に対応するため、県立学校に就職指導員を配置し、県立学校における就職指導体制を強化し、生徒に対する緻密な就職指導や求人開拓等を行うことで就職率の向上を図る。</p>						
2 事業概要	<p>(1) 進路支援コーディネーターの配置</p> <p>県内4地区に進路支援コーディネーター10人を配置し、生活困窮世帯等の生徒に対して支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉労働分野での行政経験者、企業の総務・人事等での管理職経験者、退職教員などを雇用 ・コーディネーター1人当たり、10校程度を担当 <p><進路支援コーディネーターの業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当校に在籍する生活困窮世帯の生徒や就学困難な生徒に関する進路情報の収集及び状況把握。 ・福祉労働部と連携し、子ども支援オフィスや高校就学相談支援員との情報の共有化を図り、生活困窮世帯の生徒や就学困難な生徒に対する支援内容の協議や決定を行い、進路決定のために継続した支援を行う。 ・地区に配置されたスクールソーシャルワーカーと情報共有し、生徒本人の希望進路に関し家庭の経済状況に起因する課題の解決に必要な支援と同時に、進路決定のための支援を行う。 ・大学等に関する奨学金や支援制度等の情報提供（例：帝京大学グループ看護学生奨学金制度）、ハローワークとの連携による就職指導及び就職情報の提供、早期離職防止のため、個人面接によるマッチング指導や就職後の企業訪問にて就職者の情報収集を行い支援する。 <p><効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮世帯の生徒や就学困難な生徒の就職支援及び離職防止 ・生活困窮世帯の生徒や就学困難な生徒の大学等進学率の向上 <p>(2) 就職指導員の配置</p> <p>県立高校42校（過去5年の就職希望者数が平均10人以上の学校）及び県立特別支援学校14校（高等部・専攻科設置校）に、就職指導員を1人ずつ配置し、就職希望の生徒に対して支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の総務・人事業務経験者、退職教員等を雇用 ・配置校以外の高校には、要請に応じて配置校から派遣 <p><就職指導員の業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒が希望する業種に対する現場実習先の確保や求人開拓。 ・生徒の就職に対する意識改革・啓発のための指導、早期離職を防ぐために必要な職業観・勤労観の指導。 ・保護者に対する相談会や教員に対する就職指導のノウハウの指導。 ・未内定のまま卒業した生徒の継続支援、一般企業等へ就職した卒業生に対する就労定着支援。 ・企業や事業所等に対して作業学習の様子の紹介等を通して、障がい者雇用の理解啓発を実施する。 <p><効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職希望生徒の就職先や現場実習先の確保 ・就職内定率の向上、就職後のミスマッチによる離職防止 ・生徒、保護者、教員の就職に対する態度や心構えの向上 						
【事業スキーム図】	<pre> graph LR A[文部科学省] <--> B[県] B -- 申請 --> C[県立学校] B -- 補助金交付 --> C C -- 令達 --> D[県立学校] </pre>						

3 事業目標等	<進路支援コーディネーター>						
<進路支援コーディネーター>							
成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
適性の認識、将来への意識が高まった生徒の割合	目標			50.0%以上	50.0%以上	50.0%以上	50.0%以上
	実績			調査中			
進路未定者の割合	目標		10%以下	8.6%以下	8.6%以下	8.6%以下	8.6%以下
	実績		8.6%	調査中			

<就職指導員>

成果指標		R1（基準）	R2	R3
県立高校の就職内定率	目標	—	98.2%	98.2%
	実績	98.2%	99.0%	調査中
県立特別支援学校高等部の就職内定率	目標	—	93.8%	93.8%
	実績	93.8%	92.2%	調査中

【指標の考え方】

<進路支援コーディネーター>

- 生活困窮世帯の生徒及び就学困難な生徒に対する進路保障の支援の強化を図り、生徒に自らの適性についての認識と将来の展望及び職業に対する意識を高めさせる事業であるため、配置校における3年生の自らの適性についての認識等に係るアンケート調査（高校教育課調べ）を新たに指標として追加する。
- 県立高校における進路未決定率（高校教育課調べ）を指標とする。

<就職指導員>

- 新型コロナウイルス感染症による影響前と同等程度の就職内定率を維持する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

<進路支援コーディネーター>

- 令和2年度は、進路支援コーディネーターだけでなく就職指導員の配置により進路支援体制が強化されたことで、県立高校における進路未定率は8.6%と目標値の10%以下を達成することができた。

<就職指導員>

- 高等学校においては、令和2年度は令和元年度の就職内定率から0.8ポイント上昇し、目標値を達成することができた。

- 特別支援学校においては、目標値からマイナス1.6ポイントとなったものの、90%を超える高い水準を維持しており、高等部本科のみの就職内定率では令和元年度から3.1ポイント上昇した。令和元年度から下がった要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、視覚特別支援学校専攻科の生徒で鍼・灸・マッサージの理療従事希望する生徒の現場実習ができなかつたこと、求人が少なかったことが考えられる。

4 【事業の有効性】

<進路支援コーディネーター>

- 進路支援コーディネーターによる関係機関との連携、生徒への情報提供といった進路支援活動により、各学校の進路支援体制の強化が図られたことで、進路未決定率の目標達成につながっている。

<就職指導員>

- 高等学校においては、就職指導員による新規を含めた求人開拓、担任や進路指導部と連携した面接指導を行ったことが就職内定率の維持につながっている。
- 特別支援学校においては、現場実習先の新規開拓や求人開拓に向け、進路担当教員と連携して企業や事業所、施設を訪問することができ、高等部本科の就職内定率の向上につながっている。

【事業の効率性】

<進路支援コーディネーター、就職指導員（高等学校）>

- 進路支援コーディネーターによる関係機関から収集された情報は、進路指導主事や担任等と共有することができている。
- 進路支援コーディネーター、就職指導員共に配置校だけでなく派遣先の学校においても、個人面談等をとおして必要な支援を行っている。

<就職指導員（特別支援学校）>

- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、実習期間等が限られる中、進路に関する業務を分担することで、遅滞なく対応することができている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	95,304	234,684	32,541	時間	248	404	154
（うち一般財源）	69,350	224,035	22,482	人件費（千円）	1,002	1,632	622

6 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）

終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）

【上記の理由】

- 高等学校においては、オープンキャンパス、応募前職場見学、就職・面接試験等のリモート化など、進学・就職先の決定方法が大きく変化しており、進路希望先とのミスマッチにつながる可能性があり、これまで以上にきめ細やかな指導・支援が必要である。

- 特別支援学校においては、現場実習先の確保や求人開拓など就職指導員の役割は大きく、事業は有効であるため、今後も就職支援に係る事業の中で活用していく。

【見直し内容】

- 国において、社会経済が令和4年度から上向く予想が出されていることから、高等学校については、就職指導員を発展的に解消（▲204,433千円）するが、依然として楽観視できる状況ではないため、コロナ禍における進学・就職活動の留意点や優良事例の周知などを通じて、これまで以上にきめ細やかな指導・支援が行われるよう関係機関の連携強化を図る。

- 特別支援学校の就職指導員については、次年度以降、現場実習先の確保や求人開拓に加え、ICTを活用した職業教育を実施するためのコーディネーターとして活用する。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	長期入院生徒学習支援実証研究事業			部課(室)	教育庁教育振興部 高校教育課	事業開始年度	R1
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実	
	小項目	4	教育環境づくり	具体的な取組	1	今日的な教育ニーズへの対応	

1 事業のねらい・目的

- 長期入院生徒に対し、適正な学習の機会を確保するため、関係機関との連携や切れ目のない支援体制の構築方法に関する研究を行う。
- 効果的な実施方法を探るため、導入検討委員会を設置し、検証結果等をもとに今後の福岡県の長期入院生徒への支援の在り方を検討する。
- 他の推進地域の取組状況の把握、本事業の推進及び成果の検証等を行うため、外部有識者、学校の教員、県教育委員会指導主事等からなる導入検討委員会を設置し、事業執行上の指導・助言を行う。
- 遠隔授業の効果的な実施方法を検討し、入院生徒への遠隔授業の本格導入の可否や不登校生徒等へ対象拡大の可否を検討する。

2 事業概要

1 導入検討委員会の設置

→ 検証事項検討、事業実施後に得られた結果をもとに、今後の福岡県での長期入院生徒に対する支援の在り方を協議する。

2 ICT活用遠隔授業の試験的実施

(ア) オンデマンド型(動画配信サービス)授業のための環境整備

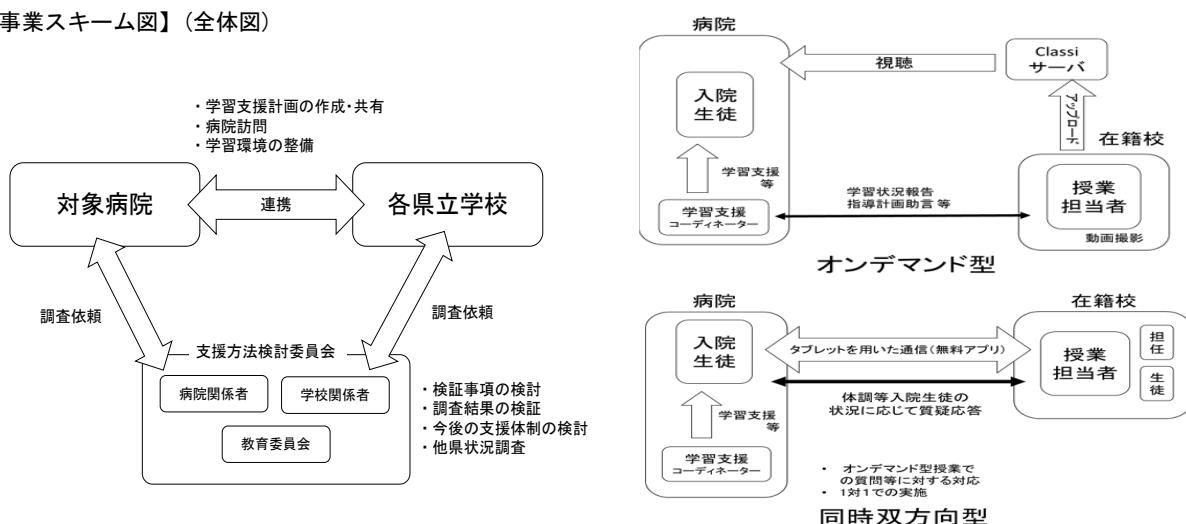
→ 長期入院の生徒に一台ずつタブレットPCを貸与し、所属校で撮影・配信された動画を見ながら学習を行う。

① 受信機としてのタブレットPC、受信システム(ソフトウェア)の整備

(イ) 在籍校への学習支援コーディネーターの配置 ※新型コロナウイルス感染症防止により計画のとおり実施できていない。

① 在籍校への学習支援コーディネーター配置(生徒一人あたり6時間配置)

【事業スキーム図】(全体図)



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3
アンケートによる満足度調査	目標 実績	— —	90% 100%	90% 100%	90% 調査中

【指標の考え方】

事業の対象となった学校にアンケートを実施し、対象生徒の本事業への評価が「満足である」と回答した割合(%)を指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和2年度は事業の対象となった入院生徒に対し、各学校で適正な学習の機会を確保でき、100%を達成できた。

有効性・効率性	4 【事業の有効性】
	○各学校でタブレットPCを活用した学習支援が実施され、進級・卒業認定会議では、タブレットPCによる学習成果が積極的に評価され、対象入院生徒が進級又は卒業することができており、成果が上がっている。 ○検証結果をもとに、現在すでに学校に配備されている設備を活用した支援体制検討の一助とすることができる。
【事業の効率性】	○ICT活用遠隔教育等の試験的実施を通して、より安価で効果の高い支援体制の構築を行うことができる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	489	6,412	—	時間	264	300	—
(うち一般財源)	489	6,400	—	人件費（千円）	1,067	1,212	—

6 見直しの内容	
繙続（拡充） 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止	
【上記の理由】 長期入院生徒に対する適正な学習の機会を確保するための研究・検討を行うことができた。今後は、実証研究・検討の成果を生かしながら、各学校に配備されている設備を活用していく。	
【見直し内容】 特になし	

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	英語教育強化推進事業			部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課		事業開始年度	H30
総合計画	4つの柱	1 世界を視野に、見据えて成長し、発展する 2 誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる		中項目	1 24	次代を担う「人財」の育成 教育の充実		
	小項目	3 1 グローバル社会で活躍する青少年の育成 学力、体力の向上		具体的な取組	2 2	外国語能力の向上 外国語能力の向上		
<p>1 事業のねらい・目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学習指導要領改訂による小学校における英語の教科化早期化を踏まえ、教員の英語力・指導力及び児童の英語コミュニケーションへの意欲の向上を図る。 ○ グローバル化に対応する人材の育成に向けた中学生の英語力向上の向上を図る。 <p>2 事業概要</p> <p>1 小学校教員の英語力・指導力の向上及び児童の英語コミュニケーションへの関心・意欲の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 小学校教員の英語力・指導力向上事業 <ul style="list-style-type: none"> ○ イングリッシュ・セミナーの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・外国語科、外国語活動の授業実施に必要な英語力・指導力向上を目的に、英語関係企業と連携した研修を実施 (2) 児童の英語コミュニケーションへの関心・意欲の向上事業 <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学生イングリッシュ・チャレンジの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校5・6年生を対象に英語を用いて自分の考えを表現し合う交流会を実施 ・英語関係企業と連携し、各グループに1名程度の外国人スタッフを配置し、少人数グループによる活動によりアウトプットの機会を多く設定 <p>2 中学生の英語力の向上</p> <p>英語力の高い生徒の育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新学習指導要領への対応及び大学入試改革への早期対応のため、県域の全中学3年生に対して英検IBAテストを実施 ○ 中学生を対象とした英語スピーチコンテスト（地区大会・県大会）の開催 ○ 英語担当教師と一緒に学習の補助を行う支援員（イングリッシュサポート）を英語教育重点支援市町村に配置し、きめ細かな支援を実施 ○ 英語教育重点支援市町村の全中学校に学習ソフトを整備し、個に応じた学習の支援を実施 <p>【事業スキーム図】</p> 								

3 事業目標等											
成果指標			H27	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
外国語教育推進教員の育成	目標	—	—	50%	50%	100% (目標)	—	—	—	—	※R2中止
	実績	—	—	—	50%						
参加した児童の英語コミュニケーションへの意欲が高い割合	目標	—	—	80%	80%	82%	85.0% (目標)	—	—	—	※R2中止
	実績	—	—	—	調査中						
中学校卒業段階でCEFR A1レベル相当以上を達成した生徒の割合 [公立中学校]（総合計画）	目標	—	43.9%	45%	47%	52%	54%	56%	58%	60% (目標)	※R2中止
	実績	31.5% (基準)	46.9%	—	調査中						

【指標の考え方】

- ・外国語教育推進教員の育成は、R4年度までに育成予定
- ・中学校卒業段階でCEFR A1レベル相当以上を達成した生徒の割合[公立中学校]については、福岡県総合計画（R4～R8）の指標に併せて作成

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・コロナの影響により、学校では夏季休業を短縮し授業を実施したため、7月に予定していたイングリッシュ・セミナーは実施できなかった。また、小学生イングリッシュ・チャレンジは児童の感染拡大防止の観点から中止としたため、評価できなかった。
- ・中学生の英検3級取得程度の割合（R2年度）はコロナの影響により、国の調査が中止となり評価できなかった。

4
有
効
性
・
効
率
性**【事業の有効性】**

- 小学校教員の英語力・指導力の向上では、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能や中学校で扱う英語表現で、聞いて書く、読んで話すなど技能を統合した言語活動を実施し、各学校に配置する中核教員を育成。
- 児童の英語コミュニケーションへの関心・意欲の向上では、技能統合型の言語活動や英語を用いて自分の気持ちや考え方を表現する活動をとおし、英語によるコミュニケーションへの意欲や関心を向上させた児童を育成。
- 中学生の英語力・英語教員の指導力の向上では、R1年度におけるCEFR※ A1レベル相当以上（英検3級程度以上）を取得する中学3年生の割合が46.9%でH27年度（基準）から15.4ポイント上昇している。

【事業の効率性】

- 連絡会議や担当者会を通じて各地域の実情や今後の方向性を共通理解することができている。
- IBAテストを県域の中学校3年生全員に実施することで、中学校3年間における学習成果の検証と課題克服のための授業改善に生かすことが可能。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	21,325	42,371	42,371	時間	1,534	1,462	1,462
(うち一般財源)	21,325	42,371	42,371	人件費（千円）	6,195	5,904	5,904

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）

終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・コロナウイルス感染症拡大防止のため、小学校教員及び小学生に対する事業が実施できなかつたが、小学校における英語の教科化早期化を踏まえ、教員の英語力・指導力の向上は急務であるため。

【見直し内容】

- ・小学校教員のイングリッシュ・セミナーについて、2日間講座の1日目を所属校でのオンデマンド型オンライン研修に変更する。
- ・小学生イングリッシュ・チャレンジについて、児童の密を避けるため、より広いスペースでの実施に変更するとともに、委託内容に感染症対策の徹底を含める。

(様式 1 号)

R 3 年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	ふくおか学力アップ推進事業			部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課	事業開始年度	H20
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実	
	小項目	1	学力、体力の向上	具体的な取組	1	学力の向上	

1 事業のねらい・目的																		
○ R 8 年度の全国学力・学習状況調査において、小中学校ともに学力上位層の構成割合が全地区で全国平均を上回ることを目指す。 ○ 県が市町村の主体的な学力向上に向けた取組みを実態に応じて支援し、学力向上策の共有化や少人数による指導などのきめ細かな学習指導によって地域間の差を縮小し県全体の学力の底上げを図る。																		
2 事業概要																		
<p>1 福岡県学力調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象：小学校第 5 学年、中学校第 1・2 学年の全ての児童生徒（指定都市を除く。） 実施教科：国語、算数・数学 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>小 5</td> <td>小 6</td> <td>中 1</td> <td>中 2</td> <td>中 3</td> </tr> <tr> <td>県調査</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全国調査</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table> <p>（効果）中学校入学段階の生徒の学力実態の検証、調査結果を踏まえた速やかな指導</p> <p>2 福岡県学力向上検証委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 学力・学習状況調査結果を分析し、「学力調査結果報告書」を作成して市町村や学校に配布する。 学力向上の取組みの成果、課題、改善策をまとめた「学力向上検証改善実態調査結果報告書」を作成して市町村や学校に配布する。 <p>3 学力向上推進強化市町村（18 市町村）への支援</p> <p>学力の基礎・基本や活用力の改善を図る取組みが特に必要な市町村を、県が学力向上推進強化市町村に指定して支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 強化市町村が実施する学力向上事業に対して、経費の 1／2 を補助する。 学力向上支援チーム（教育事務所指導主事等で構成）を、強化市町村や強化市町村内の小・中学校に派遣し、学力向上策の立案や具体的な授業改善方法について、指導・助言を行う。 <p>4 非常勤講師の派遣</p> <p>学力の基礎・基本や活用力の改善を図る少人数・習熟度別指導のため、強化市町村を中心に非常勤講師を派遣する。</p> <p>5 福岡県学力向上推進委員会の開催</p> <p>県内 6 教育事務所ごとに各地区学力向上推進委員会を開催する。</p> <p>【構成】全県的な学力向上のための施策の推進及び実態把握をするため、全ての市町村教育委員会教育長等で構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国学力・学習状況調査及び県学力調査、基礎基本を含む活用力育成教材集の活用状況及び診断テストの結果を検証し、必要に応じて学力向上支援チームを派遣する。 全国学力・学習状況調査及び県学力調査と教材集及び診断テストを活用した、学校の検証改善サイクルの確立状況を把握する。 <p>6 早期に課題発見！基礎基本を含む活用力を育成する教材集及び診断テストの作成と配布</p> <ul style="list-style-type: none"> 教材集（国語、算数、数学）の作成・配布 <p>基礎基本を含む活用力育成教材集を作成し、全ての小・中学校に配布、授業等で繰り返し活用する。</p> <p>【対象学年】小学校 4～6 年生及び中学生 1～3 年生 【教科】国語及び算数・数学</p> <ul style="list-style-type: none"> 診断テストの実施 <p>活用力の実態を把握する診断テストを実施し、全校が県や市町村の平均と比較できる集計・分析システムにより課題の確認を行う。</p> <p>【対象学年】小学校 4～6 年生 【教科】国語及び算数 【実施回数】年 2 回実施（1, 2 学期）</p>		小 5	小 6	中 1	中 2	中 3	県調査	○		○	○		全国調査		○			○
	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3													
県調査	○		○	○														
全国調査		○			○													
【事業スキーム図】																		
<pre> graph TD KEK[福岡県教育委員会] --- S1[学力調査の実施] KEK --- S2[福岡県学力向上検証委員会] KEK --- S3[学力向上に向けた課題] KEK --- S4[強化市町村] KEK --- S5[各地区学力向上推進委員会(6教育事務所)] KEK --- S6[市町村教育委員会] KEK --- S7[学校] S1 --- T1[◇全國学力・学習状況調査 (国語、算数・数学)] S1 --- T2[◇福岡県学力調査 (国語、算数・数学)] S2 --- T3[◇全国学力・学習状況調査及び福岡県学力調査 等の分析並びに分析結果の市町村・学校への 情報発信] S3 --- T4[◇基礎的基本な学力実態把握のため の学力調査の実施] S3 --- T5[◇基礎・基本の一層の定着と活用 する力の育成] S3 --- T6[◇学力向上推進の範囲面積の縮小] S4 --- T7[◇強化市町村の指定(18地域)] S4 --- T8[◇学力向上支援チームの活動] S4 --- T9[◇非常勤講師の派遣] S5 --- T10[・管内、各市町村の課題に応じた方策の実施・県の統一的な取組の確実な実施] S6 --- T11[・各学校の取組状況の把握] S7 --- T12[連絡・報告] S7 --- T13[指導・支援] KEK <--> S4 KEK <--> S5 KEK <--> S6 KEK <--> S7 S4 --> S5 S4 --> S6 S4 --> S7 S5 --> S6 S6 --> S7 S7 --連絡・報告--> S6 S7 --指導・支援--> S6 </pre> <p>【対象】 小学校 4・5・6 年生、中学校 1～3 年生 (教材集のみ) 【内容・方法】 ◇ 基礎基本を含む活用力育成教材集 - 国語、算数、数学の活用力育成教材集を県が作成し、県下すべての小・中学校に配布 - 授業中をはじめ補充学習の時間等で活用 ◇ 診断テスト - 各学校において実施 - 小学校 1 教科 30 分 - Web システムによる分析結果の各学校への提供 ◇ 学力向上支援チームによる支援</p>																		

3 事業目標等

指標		小学校 6年生	○ 全国学力・学習状況調査における学力上位層の構成割合が全地区で全国平均を上回ることを目指す(R8)(総合計画)									
		中学校 3年生	○ 全国学力・学習状況調査における学力上位層の構成割合が全地区で全国平均を上回ることを目指す(R8)(総合計画)									
指標の達成状況	小学校 6年生	R3	R4(目標)		R5(目標)		R6(目標)		R7(目標)		R8(目標)	
		地区数	達成状況	地区数	達成状況	地区数	達成状況	地区数	達成状況	地区数	達成状況	
	中学校 3年生	国語	5	×	6		6		6		6	
		算数	2	×	6		6		6		6	
		国語	1	×	6		6		6		6	
		数学	1	×	6		6		6		6	

・「達成状況」: ○…指標を達成、△…指標未達成であるが前年から改善(横ばい)、×…指標未達成で前年から悪化

【指標】全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における10項目について、肯定的回答が全国平均以上

校種	質問項目	達成状況					
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
小学校	自分にはよいところがあると思うか	×					
	いじめはどんな理由があってもいいことだと思うか	○					
	人の役に立つ人間になりたいと思うか	○					
	将来の夢や目標を持っているか	○					
	地域や社会で起こっている出来事に関心はあるか	—					
中学校	地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあるか	×					
	自分にはよいところがあると思うか	△					
	いじめはどんな理由があってもいいことだと思うか	○					
	人の役に立つ人間になりたいと思うか	○					
	将来の夢や目標を持っているか	○					
地域や社会で起こっている出来事に関心はあるか	—						
	地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあるか	△					

・「達成状況」: ○…指標を達成、△…指標未達成であるが前年から改善(横ばい)、×…指標未達成で前年から悪化

【指標の考え方】

- ・ 全国学力・学習状況調査において、地域間格差縮小のため、小中学校ともに学力上位層の構成割合が全6地区で全国平均を上回ることを目指とした。
- ・ 全国学力・学習状況調査における自尊感情などの質問10項目において、肯定的回答率が全国平均を上回ることを目指とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 令和3年度の全国学力・学習状況調査では、小中学校ともにどの教科においても目標を達成していない。
- ・ 児童生徒質問紙における質問10項目は、「自尊感情」に関する肯定的回答は小学校で前年比を下回るものの、他は前年度と同水準となっている。

4 有効性・効率性 【事業の有効性】

- ・ 小4～6の診断テスト、小5、中1、2を対象とした福岡県学力調査を実施することで、全国学力・学習状況調査と併せて、小4から中3まで切れ目なく同一集団の児童生徒の学力状況を把握・分析できるようになり、県、市町村及び学校が早い段階で課題等を共有し、児童生徒の学習意欲及び学力向上に向けた授業改善を県全体で組織的に推進されてきている。

【事業の効率性】

- ・ 全国学力・学習状況調査結果を基に、学力向上推進強化市町村を指定し、重点的な支援を行ってきたことで、学力に課題のある地域の学力向上が効率的に図られ、平成19年度の全国学力調査との比較では、地区間格差は小学校、中学校ともに国語、算数・数学とも縮小し、依然として差はあるものの改善してきている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	205,070	262,543	260,782	時間	4,514	4,514	4,514
(うち一般財源)	176,274	195,944	194,725	人件費（千円）	18,228	18,228	18,228

6 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）

【上記の理由】

- ・ 全国学力・学習状況調査に係る目標を達成するため、学力向上推進強化市町村を中心とした支援チームの派遣等、取組みの一層の充実を図る。

【見直し内容】

- ・ 学力向上推進強化市町村に対する非常勤講師の派遣について、市町村の学力実態に応じた弾力的な運用を行う。
- ・ 教育事務所・指定都市との連携を強化し、各地区学力向上推進委員会と一体となって統一的な取組みの更なる充実を図る。
- ・ 基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるため、学力低位層に対する個に応じた指導や、思考力・判断力・表現力等を育成する言語活動の指導の充実を図る。
- ・ 学力向上推進強化市町村等において、算数・数学の学習到達度診断シートの活用を推奨し、基礎的・基本的な知識技能の定着を図る。
- ・ 教材集を新学習指導要領版に改訂し、授業や補充学習、家庭学習での計画的な活用を促すことで、個に応じた指導の充実や授業改善を図る。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	中学校における総合的な学力向上対策事業			部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課			事業開始年度	H29
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる			中項目	24	教育の充実	
	小項目	1	学力、体力の向上			具体的な取組	1	学力の向上	

1 事業のねらい・目的

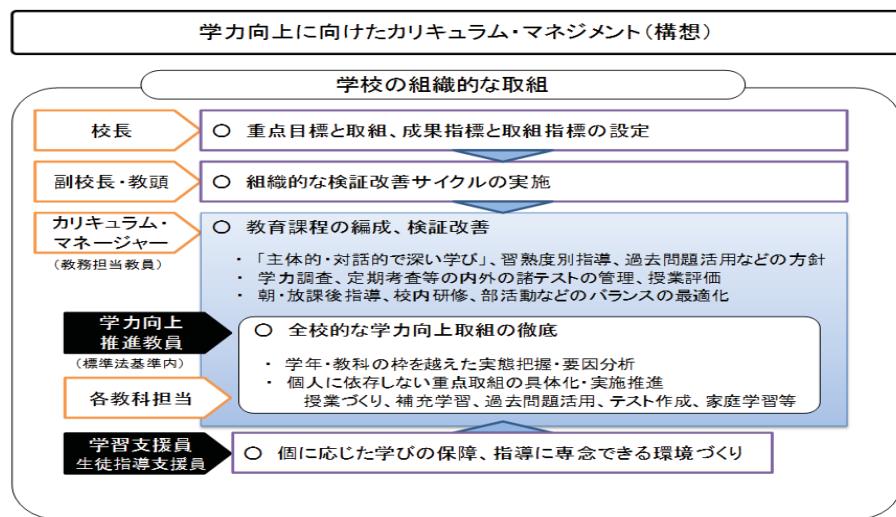
- R8年度の全国学力・学習状況調査において、中学校の学力上位層の構成割合が全地区で全国平均を上回ることを目指す。
- カリキュラム・マネジメントの質的向上を支え、教科・学年横断で取組みを徹底する人的配置を行うことで学力向上に向けた授業・組織運営・人材育成の一体的改善を図る。

2 事業概要

学力向上推進拠点校の育成

- 学力向上のためのカリキュラム・組織マネジメント等の実践研究の拠点校を6校指定
 - ・学力向上推進教員の配置 6人
 - ・学習支援員(ICT、理科等)、生徒指導支援員の配置 6人(6校×1名)
 - ・指導主事の派遣
 - ・実践研究の補助 6校
 - ・拠点校連絡協議会の開催

【事業スキーム図】



3 事業目標等

指標		全国学力・学習状況調査における学力上位層の構成割合が全地区で全国平均を上回ることを目指す(R8)(総合計画)											
中学校3年生		R3		R4(目標)		R5(目標)		R6(目標)		R7(目標)		R8(目標)	
		地区数	達成状況	地区数	達成状況	地区数	達成状況	地区数	達成状況	地区数	達成状況	地区数	達成状況
指標の達成状況	国語	1	×	6		6		6		6		6	
	数学	1	×	6		6		6		6		6	

「達成状況」: ○…指標を達成 △…指標未達成であるが前年から改善(横ばい) ×…指標未達成で前年から悪化

指標		全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙及び学校質問紙における3項目について、全国平均より好ましい回答を目指す(R8)																	
		R3			R4			R5			R6			R7			R8		
中学校3年生		全国	本県	達成状況	全国	本県	達成状況	全国	本県	達成状況	全国	本県	達成状況	全国	本県	達成状況	全国	本県	達成状況
		81.0%	79.7%	△															
指標の達成状況	課題を立て、解決に向け話し合い、発表するなどの活動	62.0%	57.4%	△															
	家庭での学習習慣の定着	24.0%	26.6%	△															
	学力向上に関する検証改善サイクルの確立	29.8%	32.6%	○															

「達成状況」: ○…指標を達成 △…指標未達成であるが前年から改善(横ばい) ×…指標未達成で前年から悪化

【指標の考え方】

- ・ 全国学力・学習状況調査において、地域間格差縮小のため、中学校の学力上位層の構成割合が全地区で全国平均を上回ることを目標とした。
- ・ カリキュラム・組織マネジメントの質的向上の成果を測るため、全国学力・学習状況調査の生徒質問紙及び学校質問紙において、授業改善、家庭学習、組織体制の状況が全国平均より好ましい回答となることを目標とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 全国学力・学習状況調査における中学校の学力上位層の構成割合が全国平均を上回った地区は国語・数学ともに1地区のみである。
- ・ 全国学力・学習状況調査における質問では、好ましい回答の率が改善傾向となっている。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ カリキュラム・マネージャーを学力向上に係る組織図の中核に据え、それに係る各担当の職務を明確に示すことで組織的・協働的な学力向上に向かう組織体制の整備が図られている。 ・ 教科間の枠を超えて総合的に学力の向上を目指そうとする意識付けが図られている。
5 事業費（千円）	R2決算
	R3当初
R4当初	
人件費	
R2	
R3	
R4	

歳出	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
(うち一般財源)	7,050	12,292	12,227	時間	2,016	2,016	2,016
	5,913	9,730	9,686	人件費（千円）	8,141	8,141	8,141

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） **一部改善** 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・ 全国学力・学習状況調査における中学校の学力上位層の構成割合が全国平均を上回った地区は国語・数学ともに1地区のみであり、生徒質問紙及び学校質問紙においても、授業改善、家庭学習の状況は改善傾向にあるものの、依然として平均に達しておらず、引き続き授業・組織運営・人材育成の一体的改善を図る必要がある。

【見直し内容】

- ・ 各学校における、各担当業務の取組指標・成果指標の工夫改善による学力向上に向けた取組の充実を図る。
- ・ 内容関連等による教科横断的カリキュラムの更なる改善及び拡充を図る。
- ・ 多面的な授業評価（教師・生徒・地域等）による授業のより客観的な見取りを行うことで、授業改善を図る。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業			部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課、高校教育課、特別支援教育課	事業開始年度	H24
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実	
	小項目	2	豊かな心の育成	具体的な取組	5	いじめや不登校等への対応	

1 事業のねらい・目的

- 保護者が児童生徒と共に規範意識について学ぶことで、保護者の規範に対する意識や養育に関する責任感を高め、さらに学校と家庭との連携を図り、児童生徒の規範意識向上に取り組む。
- 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、発達段階や校種に応じた学習会を実施することで、児童生徒の規範意識向上のための一貫した取組を行う。
- 以上の取組により、社会のルールを守る理解を深め、非行行為に走らない判断力や行動力を育成し、非行防止の基盤となる児童生徒の規範意識の向上を図る。

2 事業概要

○ 規範意識向上学習会の実施

【対象校種】

公立小学校（3年生以上）、県立・公立中学校（義務教育学校を含む。）、県立・公立高等学校（中等教育学校を含む。）、県立・公立特別支援学校

【学習テーマ】

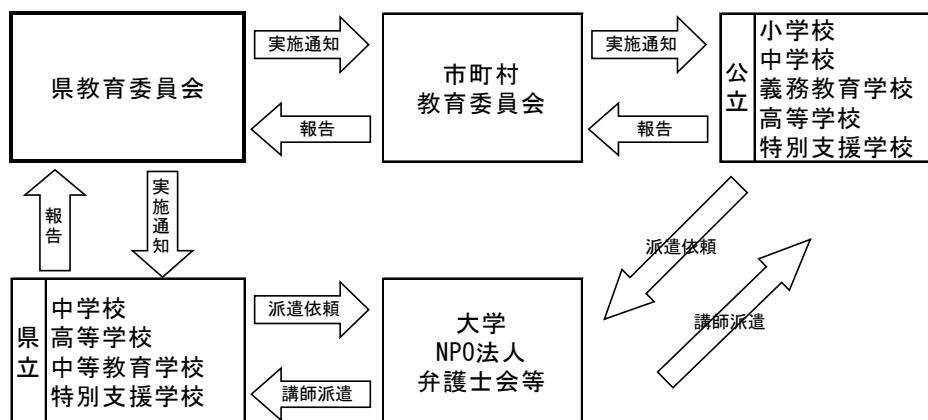
学習テーマ	具体的な内容	小学校3・4年	小学校5年～高等学校	特別支援学校	保護者
望ましい行動の促進	接遇教育、法教育（いじめに関する法知識等）、交通安全教育、立腰教育 等	年に2テーマ実施（2回/年）	年に3テーマ実施（3回/年）	児童生徒の実態に応じた学習テーマを障がい種ごとに選択し実施（1回/年）	各区分において、実施テーマのうち1テーマ（1回/年）は、保護者も参加
インターネットの適正利用	ネットの危険性の理解促進（ネット依存等） ネットによる誹謗中傷防止、ネットによるいじめ防止 等				
非行防止	暴力行為防止、初発型非行防止、薬物乱用防止、性の逸脱行動防止、飲酒運転防止 等				

※初発型非行：万引き・占有離脱物横領・乗物盗

○ 学習会への講師の派遣

上記の学習会のうち各学校で年1回、専門的な人材を外部講師として学校に招き、学習会を実施する。なお、外部講師については、大学、NPO法人、弁護士会等と連携し各学校が決定する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等								
(細)事項	成果指標	校種	質問項目	基準		達成状況		
				H30	R1	R2	R3	R4
保護者と学ぶ規範意識 向上事業費	全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における規範意識を測る全ての項目において、肯定的な回答が全国平均以上	小学校	学校のきまり(規則)を守っていますか	全国 89.5	達成状況 ×	全国 92.4	達成状況 ×	全国 -
			いじめは、どんな理由があつてもいけないことだと思いますか	本県 88.4	△	本県 91.4	本県	本県 -
			学校のきまり(規則)を守っていますか	全国 96.8	達成状況 ○	全国 97.1	達成状況 ×	全国 96.8
			いじめは、どんな理由があつてもいけないことだと思いますか	本県 96.8	△	本県 97.0	本県	本県 96.8
		中学校	学校のきまり(規則)を守っていますか	全国 95.1	達成状況 ×	全国 96.1	達成状況 ○	全国 -
			いじめは、どんな理由があつてもいけないことだと思いますか	本県 95.0	△	本県 96.3	本県	本県 -
			学校のきまり(規則)を守っていますか	全国 95.5	達成状況 ○	全国 95.0	達成状況 ○	全国 95.9
			いじめは、どんな理由があつてもいけないことだと思いますか	本県 95.9	△	本県 95.9	本県	本県 96.5

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全国学力・学習状況調査が中止された。
 ※令和3年度は、全国学力・学習状況調査の質問項目から「学校のきまり(規則)を守っていますか」という項目が削除された。

(細) 事項名	成 果 指 標		H30(基準)	R1	R2	R3	R4
保護者と学ぶ規範意識 向上事業費	家庭で規範意識育成に取り組む必要があると感じている保護者の割合 (県立高校)	目標	100%	100%	100%	100%	100%
		実績	93.6%	93.9%	-	調査中	

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保護者参加の講演会を実施していない。

【指標の考え方】

- ・ 非行防止の基盤となる児童生徒の規範意識の向上を図る事業であることから、小中学校においては、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙における規範意識を測る項目について、肯定的な回答が全国平均を上回ることを目標とした。また、高等学校においては、保護者が生徒と共に規範意識について学ぶことにより、保護者の規範に対する意識や養育に関する責任感を高める狙いがあることから、家庭で規範意識育成に取り組む必要があると感じている保護者の割合が100%になることを目標に設定した。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 小中学校は、令和3年度全国学力・学習状況調査における規範意識を測る質問紙2項目のうち、小中学校とも全国平均以上となり目標を達成。
- ・ 保護者の参加率が高い学校は、学習会の開催日時を保護者が参加しやすい日に設定するなど工夫している傾向にあり、好事例や工夫点を学校に紹介し共有することで、保護者と児童生徒が共に学ぶ機会を確保し規範に対する意識を一層高めていく。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒に対する学習会実施前後の実態調査の結果から「具体的に行動することの大切さ」などの規範意識の高まりがみられる。 ・ 学習会に参加した保護者に対するアンケートの結果から、保護者の規範意識の高まりがみられる。 【事業の効率性】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習テーマ及び学習内容を選択制にすることで、学校や地域の個別実態に応じた学習会を行うことができる。
--------------------------------------	---

5 事業費 (千円)	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳 出	2,000	5,874	5,850	時 間	528	528	528
(うち一般財源)	2,000	5,874	5,850	人件費 (千円)	2,133	2,133	2,133

6 見直しの内容	
継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)	
終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)	

【上記の理由】

平成24年度から児童生徒の発達の段階や校種に応じてテーマ学習を行い、児童生徒と保護者が共に学び、学校と家庭で連携して児童生徒の規範意識の育成に取り組んできた。
 一方、ネットに関するトラブルや児童生徒間の暴力、対教師暴力行為等の発生をはじめ、生徒指導上の諸問題が依然として後を絶たない状況であり、今後も規範意識の一層の向上を図る必要がある。

【見直し内容】

- ・ 法的なものの見方・考え方を身に付けることは、児童生徒の学校生活等における望ましいふるまいにつながり、問題行動等の未然防止に資することから、引き続き弁護士会との連携を深め、決まりやルールを守る必要性を身に付ける学習会を推進。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	児童生徒の生活環境改善事業			部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課、高校教育課		事業開始年度	H28
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる			中項目	24	教育の充実
	小項目	2	豊かな心の育成			具体的な取組	5	いじめや不登校等への対応

1 事業のねらい・目的	<p>○ スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）の全中学校区配置を促進するため、市町村が実施するSSW配置事業への補助等を行い、貧困をはじめとする児童生徒を取り巻く生活環境を改善することにより、不登校等の生徒指導上の諸課題の解決を図る。</p> <p>○ SSWスーパーバイザー（以下「SSWSV」という。）を配置することによって、SSWへ助言したりSSW同士の連携体制を整えたり、SSWSV自身が中核的なSSWとしての役割を果たしながら、緊急時の対応など、支援が必要な学校の対応に当たることができる体制を整備することによって、SSWの資質向上を図りながら、教育現場における児童生徒の生活環境改善に向けた支援体制の充実を図る。</p> <p>○ 不登校や生徒指導上の課題を考慮の上、学校へ教員以外の専門スタッフを派遣し、専門スタッフを起点とした学校と関係機関の連携により、家庭に係る状況を要因とする不登校等の課題の減少を図る。</p> <p>○ 弁護士を講師とするいじめの問題等学校危機管理に係る研修を実施し、管理職等の法的理義の促進を図る。</p>							
2 事業概要								
1 市町村によるSSWの配置促進	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が実施するSSW配置事業に対し、事業費の1/3を補助し、市町村による全中学校区（183校区）配置への支援を行う。 							
2 学校危機管理に係る法的理義促進のための支援	<ul style="list-style-type: none"> 各教育事務所（6か所）において年間2回（計12回）、弁護士による全小中学校の管理職及び生徒指導担当者向けの法的学校危機管理に関する研修を実施する。 							
3 生徒指導体制及び教育相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 不登校等、生徒指導上の課題が多い地区にSSW・生徒指導支援スタッフ（警察官OB）を配置・派遣し、生徒指導体制及び教育相談体制の強化を図る。 							
4 県立高校支援	<ul style="list-style-type: none"> （1）SSWの配置 <ul style="list-style-type: none"> 生徒の中退や不登校の予防・解消を図り、生徒の希望する進路を実現し、貧困の連鎖を断ち切る。 （2）SSWSVの配置 <ul style="list-style-type: none"> 相談件数の増加や内容の多様化から、SSWだけでは支援困難な事案について指導助言や広域的な分析・連携支援を行うことにより、SSWの資質向上を図る。 							
【事業スキーム図】								
①全市町村（指定都市・中核市を除く）が配置するSSWの経費の補助				③専門スタッフ（SSW、警察OBの配置）				
④⑤SSWSVによるSSWの資質向上				⑤専門スタッフ（SSWの配置）				

3 事業目標等

(細)事項名	成果指標		基準値	H29	H30	R1	R2	R3	R4	目標
SSWの配置状況	SSW配置中学校区数の割合	目標	—	—	—	100%	100%	100%	100%	100%
		実績	80.2%(H29)	80.2%	91.9%	92.5%	94.8%	—	—	—

(細)事項名	成果指標		当初値 (R2年度)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度 (目標値)
SSWの配置促進	不登校児童生徒のうち、指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒の割合(公立小中学校)	目標	—	34%	35%	36%	37%	38%
		実績	33.5%					

※ 福岡県総合計画

(細)事項名	成果指標		当初値 (R2年度)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度 (目標値)
SSWの配置促進	対応件数のうち解決又は好転(支援中)した割合	目標	—	45%	46%	47%	48%	49%
		実績	43.9%					

(細)事項名	成果指標		基準値(H26)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	目標
指定高等学校へのSSWの配置	指定高等学校における不登校率	目標	(10%減)							→ 4.29%
		実績	4.76%	6.38%	6.94%	4.39%	4.45%	—	—	

(細)事項名	成果指標		基準値(H26)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	目標
指定高等学校へのSSWの配置	指定高等学校における中退率	目標	(10%減)							→ 3.87%
		実績	4.29%	4.43%	5.16%	3.81%	2.48%	—	—	

【指標の考え方】

- 県域57市町村において、SSWが全中学校区配置されるよう目標を設定。
- 対応件数のうち、解決又は好転(支援中)した割合を増やす。
- 高等学校においては、経済面などの家庭の環境が原因の不登校・中途退学を解消し、生徒の進路実現を図る事業であることから、不登校率・中途退学率を指標とし、平成26年度実績の10%減を目標に設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- SSW配置市町村数は、事業取組み開始前と比較し改善傾向にある。
- 指定高等学校における不登校率はほぼ横ばいであり、中退率は昨年度より低くなった。中退率は目標値を達成したが、不登校率は目標値より0.16ポイント高い。SSWの相談内容の多様化・複雑化により困難な事案が多いことが要因であると考えられる。

4 有効性・効率性 【事業の有効性】

- 当事業により、SSWを配置している市町村の中学校区数の割合は、H29年度から1ポイント上昇している。
- 暴力行為発生件数は、前年度から5.4件増加している(前年度比129.8%)。
- 不登校児童生徒数は、前年度から17.9人増加している(前年度比129.9%)。
- 指定した高等学校においては、中途退学した生徒のうち、退学理由が経済的理由及び家庭の問題に起因する生徒の割合(構成比)をみると、平成26年度が9.4%であったのに対し、令和2年度は3.4%と、6.0ポイント減少している。

【事業の効率性】

- SSWや警察OBは、福祉などの関係機関から児童生徒の家庭の情報を収集したり、経済的な問題や夫婦の問題などの情報を踏まえた上で、保護者が必要とする行政手続きのアドバイスなどを的確に行っており、保護者の生活環境の安定につながることによって生徒の生活環境を起因とする諸問題が改善してきている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳 出	71,035	83,834	83,829	時 間	1,588	1,588	1,588
(うち一般財源)	49,552	58,214	55,931	人件費（千円）	6,413	6,413	6,413

6 見直しの内容

継続	(拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの)	一部改善	縮小)
終了	(完了 再構築 (他の事業に組み替え)	廃止)	

【上記の理由】

- SSW市町村配置が行われている中学校区は増加しているが、全中学校区についての配置には至っておらず、引き続き市町村の取組みを支援する必要がある。
- SSWの対応件数は年々増加しており、その内容は多様化・複雑化してきている。特に高等学校の定期制課程は、不登校率・中退率ともに全日制と比較して高く、継続的な支援を要するものが多い。

【見直し内容】

- 指定中学校区における小中実務者会議を定期化し、中・長期的な支援計画の作成や支援内容について、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーによる指導・助言により医療や福祉との連携を強化し、家庭に課題のある児童生徒の早期発見と支援の充実を図る。
- 県立学校では、オンラインによる支援活動について調査研究課題として設定し、研究を進めることにより、対応力の強化及びSSWの資質向上を図る。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	小学校スクールカウンセラー活用事業			部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課	事業開始年度	R2
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実	
	小項目	2	豊かな心の育成	具体的な取組	5	いじめや不登校等への対応	

1 事業のねらい・目的

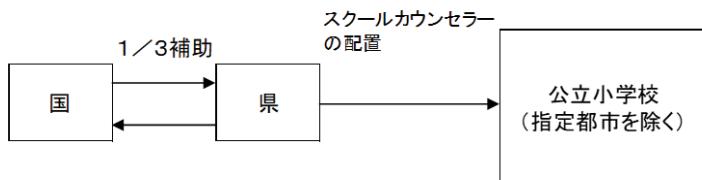
- 小学校全校へのスクールカウンセラー配置時数を拡充し、児童、保護者へのきめ細かな心のケアとともに、計画的・組織的な教育相談体制づくりの強化を図ることによって、いじめや不登校等、複雑化する生徒指導上の諸課題の未然防止や早期発見・早期解決の充実につなげ、教職員が集中して児童と向き合える環境を整備する。

2 事業概要

- 学校におけるカウンセリング機能を充実するため、臨床心理士等を全ての公立小学校（指定都市を除く）に配置する。
- 公立小学校（442校）に単独校、拠点校の2つの配置方式で配置。

R1年度	R3年度		配置の考え方	配置時間
中学校配置スクールカウンセラーが対応	単独配置校（1校1名）週4h×3日／校	1校	在籍児童数の多い小学校、1,000人あたりの不登校発生率及び暴力行為件数が全国平均を上回る小学校へ重点的に単独配置を行う。	1校あたり42時間／年（平均）
	単独校置校（1校1名）週4h×2日／校	27校		
	拠点配置校（2校1名）週4h／校	144校		
	拠点配置校（2校1名）週2h／校	270校		
	計	442校		

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		当初値 (R2)	R4	R5
不登校から継続して登校できるようになった児童の割合（公立小中学校）【総合計画】	目標	—	34%	35%
	実績	33.5%		

【指標の考え方】

不登校から継続して登校できるようになった児童の割合を指標として設定する。
※R3年度の目標（全国値）及び実績（県値）は、当該年度終了後のR4年度に調査を実施

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和2年度から小学校にもスクールカウンセラーが配置されたことにより、児童のカウンセリングだけでなく、保護者からの相談に応じたり、担任等への指導助言を行うことにより不登校児童への支援が充実したため、全国値を上回り目標を達成することができた。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】 ○スクールカウンセラーの配置により、校内研修における講師として研修を実施し、教職員の心理面に関する理解を深めることができた。 ○個別のケース会議や校内の生徒指導会議において、専門的な立場からアセスメントや助言してもらうことで好転する事例が多くみられ、不登校からの復帰率は全国平均を上回る結果となっている。
	【事業の効率性】 ○小学校への配置により、計画的な活用ができ、組織的な教育相談体制づくりを図ることができている。 ○保護者のカウンセリングを行うことで、児童が落ち着きを取り戻し、登校できるようになったり、教職員との関係が改善されたりするなど、専門的な立場で保護者へ助言してもらうことで家庭と連携した支援につながった。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	75,151	107,190	106,489	時間	3,812	3,812	3,812
(うち一般財源)	50,787	71,461	70,994	人件費（千円）	15,393	15,393	15,393

6 見直しの内容	
継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）	一部改善 縮小）
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）	
【上記の理由】	
令和2年度から小学校全校へのスクールカウンセラー配置時数を拡充し、児童、保護者へのきめ細かな心のケアとともに、計画的・組織的な教育相談体制づくりの強化を図ってきた。 いじめや不登校等、複雑化する生徒指導上の諸課題の未然防止や早期発見・早期解決の充実につなげ、より一層教職員が集中して児童と向き合える環境を整備する。	
【見直し内容】	
○保護者からの相談へつながりやすいように、学校だよりやPTA総会等でスクールカウンセラーの紹介をすることで周知を図る。 ○スクールカウンセラーの専門性が十分発揮できるよう、教育相談コーディネーターの役割を明確にする。	

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	コミュニティ・スクール導入促進事業			部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課	事業開始年度	R2
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実	
	小項目	2	豊かな心の育成	具体的な取組	8	学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備、家庭教育支援の充実	

1 事業のねらい・目的	<p>コミュニケーション・スクールの導入・実践に取り組む市町村を支援し、地域とともにある学校づくりを推進することで、子どもたちの教育環境を充実させる。</p> <p>◇コミュニケーション・スクール＝学校運営協議会制度を導入した学校</p> <p>地域住民等を含めて構成される協議会を設置し、学校運営への必要な支援等についての協議を行う。</p> <p>«主な3つの機能（地方教育行政組織及び運営に関する法律第47条の6）»</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。 ・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。 ・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。 		
2 事業概要	<p>1 研修会の開催</p> <p>(1) コミュニティ・スクール導入に向けた研修会の開催 学校運営協議会制度やその必要性等を説明し、未導入市町村に対し働きかけを実施。</p> <p>(2) コミュニティ・スクール充実のための研修会の開催 CSマイスターや事例発表者を招聘し、運営の充実に向けた研修会を実施する。 ※ CSマイスター派遣制度（文科省事業） …CSの導入や実践経験を有する元校長や教育長、学校運営協議会会长等を自治体へ派遣。</p> <p>2 コミュニティ・スクール導入を加速させる支援の実施 全小中学校への導入を目指し次の支援を実施</p> <p>(1) 市町村の導入状況に応じたCSディレクターの配置 CSディレクターを37市町村へ配置。推進体制構築のための企画調整や協議会の運営に携わり、CSの設置準備に向けた支援を行う。</p>		
【事業スキーム図】	<pre> graph LR A[県] --> B[研修会の開催] C[国] -- "CSディレクター配置に係る経費 国補助1/3" --> D[県] D -- "CSディレクター配置を支援 国補助1/3、県補助1/3" --> E["CS未導入又は一部導入の市町村 推進体制の構築 導入促進方策の企画・実施 導入の実現"] </pre>		

3 事業目標等							
成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
「保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加していますか」の間に「よく参加している」と回答した学校の割合	<p>目標</p> <p>「よく参加している」と回答した学校の割合</p> <p>(小) 64.4% (中) 38.2%</p>	—	(小) 54.2% (中) 30.0%	当該年度の全国平均を目標			
未導入又は一部導入の市町村におけるコミュニケーション・スクールの導入	<p>実績</p> <p>「よく参加している」と回答した学校の割合</p> <p>(小) 61.7% (中) 36.7%</p>	—	(小) 47.9% (中) 29.7%				
	目標	—	11市町村 (76校)	15市町村 (117校)	15市町村 (135校)		
	実績	—	14市町村 (72校)	6市町村 (51校)			

【指標の考え方】

- ・全国学力・学習状況調査における学校への質問で「よく参加している」と回答した割合を成果指標とする。
- ・R4に全小中学校で導入されることを目指し、該当市町村の導入状況を基に目標を設定。
- ・R2については、新型コロナウイルス感染症拡大により、全国学力・学習状況調査及び学校への質問（アンケート）は中止。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ コミュニティ・スクールを導入している市町村は、ここ数年で着実に増加傾向にある。導入学校数も増加傾向にあるものの、4割程度にとどまっている。昨年からの新型コロナウイルス感染症に関する対応等で導入時期を延期した学校も複数あると思われる。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none">・ CSディレクターを配置した市町村では、比較的スムーズに市町村内のすべての小中学校でコミュニティ・スクールの導入が進められている。
【事業の効率性】	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none">・ CS調査の回答内容等をもとに、年度ごとに導入促進事業の重点市町村を選定することで事業への意識付けを図ることができている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	621	4,676	4,675	時間	463	483	483
(うち一般財源)	586	2,826	2,825	人件費（千円）	1,870	1,951	1,951

6 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）

【上記の理由】

- ・ 令和4年度に全小中学校でコミュニティ・スクールが導入されることを目指し、引き続き未導入市町村に対して導入を働きかける。

【見直し内容】

- ・ 補助要件に地域学校協働活動推進員（準ずる者も含む。）を配置することも加え、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図る。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	小・中学校統合支援事業			部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課		事業開始年度	H23
-----	-------------	--	--	-------	-------------------	--	--------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実		
	小項目	4	教育環境づくり	具体的な取組	1	今日的な教育ニーズへの対応		

1 事業のねらい・目的								
小・中学校の統合の支援を行うことにより、児童生徒が一定の規模の集団の中で、多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨し、各々の資質や能力の伸長を図ることができるような環境づくりに資する。								

2 事業概要								
統合を行う市町村を4年間支援する。								

	統合前年度	統合1年目	統合2年目	統合3年目
人的支援		○	○	○
財政支援	○			

- 人的支援（統合後の教育指導体制の充実）

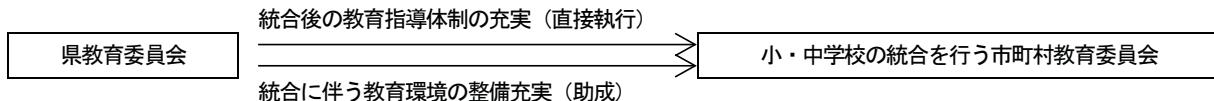
統合後3年間、教員1名の加配を行う。

- 財政支援（統合に伴う教育環境の整備充実）

- ・ 対象期間 : 統合前年度
- ・ 補助限度額 : 8,000千円（財政力指数0.6未満の市町村）又は5,300千円（財政力指数0.6以上の市町村）
- ・ 補助率 : 市町村負担分の1/2
- ・ 事業内容 : 市町村が小・中学校の統合に伴って、統合前年度に次の事業を実施する場合、補助限度額内でその経費を補助する。

事業分類	事業名	内容
通学支援	①スクールバスの購入	通学距離が伸びる児童生徒のためにスクールバスを購入する。
環境整備	②小規模改修	小規模改修（国庫補助のある施設整備事業（新增築、改築、大規模改造）を除く。）を行う。
	③教材、運動器具等購入	机、椅子、図書、ホワイトボード、飛び箱、ベンチ等を購入する。
	④物品移転、廃棄	廃止される学校における物品の移転や廃棄を行う。
事前交流	⑤児童生徒の交流事業	統合対象校の児童生徒が統合前に交流を深める。（遠足、体験活動、文化祭、体育祭、通常授業）

【事業スキーム図】



3 事業目標等								
成果指標		H	H	H	R	R	R	
	目標							
	実績							

【指標の考え方】

- ・ 小・中学校の設置・廃止は、設置者である市町村がそれぞれの地域の実情を踏まえ主体的に判断すべき事項であるため、数値目標には馴染まない。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】・令和2年度の実績及び令和3年度の予定は次のとおり

令和2年度実績 3件

- ① 香春町Ⅰ：香春小学校、勾金小学校、中津原小学校、採銅所小学校が統合し、令和3年4月に香春思永館（義務教育学校・前期課程）が新設校として開校

- ② 香春町Ⅱ：香春中学校、勾金中学校が統合し、令和3年4月に香春思永館（義務教育学校・後期課程）が新設校として開校
※香春町は小学校4校（①）、中学校2校（②）が統合し、香春思永館（義務教育学校）が新設校として開校

- ③ 久留米市：城島小学校と浮島小学校と下田小学校が統合し、令和3年4月に城島小学校が存続校として開校
令和3年度見込 2件

- ① 宮若市：宮田東小学校と宮田小学校が統合し、令和4年4月に光陵小学校が新設校として開校予定
② みやこ町：豊津小学校と節丸小学校が統合し、令和4年4月に豊津小学校が存続校として開校予定

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	・学校の統合により、通学距離が長くなることに伴う対応が必要となるなど新たな課題も生じているが、統合前と比較して1学年当たりの児童・生徒数・学級数が増加することにより、「学級数の少なさによる人間関係の固定化」等の小規模校の課題が解消され、また、児童・生徒が、多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨し、各々の資質や能力の伸長を図ることができるような環境づくりに資することができている。
【事業の効率性】	・下表のとおり、学校規模の適正化が進み、人件費等の削減につながっている。
	<昨年度の実績>
年度	
令和2年度	
香春小学校	8
勾金小学校	8
中津原小学校	10
採銅所小学校	8
香春中学校	4
勾金中学校	7
城島小学校	12
浮島小学校	4
下田小学校	5
計	66
13	127
1	9
令和3年度	
◎香春恩永館	32
◎城島小学校	15
計	47
58	81
2	4
差異	△19
△46	△5

※【事業の有効性】、【事業の効率性】における学級数等については「教育便覧」（福岡県教育委員会作成）の数値を記載。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	20,622	21,300	21,300	時間	150	150	150
(うち一般財源)	20,622	21,300	21,300	人件費（千円）	606	606	606

6 見直しの内容

<input type="checkbox"/> 継続	(拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの))	<input type="checkbox"/> 一部改善	縮小)
終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え))	廃止)		

【上記の理由】

以下の理由により、本事業を継続して実施する必要がある。

- ・ 現在まで数多くの市町村にて本事業を活用した統廃合が実施され、市町村からの本事業の実施に対するニーズ・関心も高い。
- ・ 平成27年1月に文部科学省発行「公立学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き書」が改正され、この内容を踏まえ、今後、各市町村において、新たな小中学校の統廃合の検討が進められることが想定できる。
なお、令和3年8月に県内市町村を対象に令和4年度以降の小・中学校統合計画調査を行ったところ、令和5年度に3件、令和6年度に1件、令和7年度以降に8件の統合計画が立てられている。

【見直し内容】

- ・ 引き続き統合を実施した教育委員会に対して統合に伴う効果や課題等の調査を実施し、今後の事業改善に役立てる。
- ・ 小・中学校の統合支援に際し、教職員課が人的支援（統合後3年間、教員1名の加配）を実施することから、当課において毎年実施している小・中学校統合計画調査の結果については、教職員課との間で情報を共有し、引き続き連携を図る。
また、補助金の交付申請は、管轄の教育事務所を経由して行うことから、統合計画調査の結果を教育事務所に伝達し、申請漏れがないよう連携を図る。
- ・ 実施要綱上、小学校と中学校を統合し、義務教育学校を新設する案件について想定されていなかったため、実施要綱を改正し、文言の整理を行う。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	情報活用能力向上事業			部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課		事業開始年度	R1
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実		
	小項目	4	教育環境づくり	具体的な取組	1	今日的な教育ニーズへの対応		

1 事業のねらい・目的

- 学習指導要領改訂に伴う情報活用能力の向上に向け、小学校の各教科等及び小・中学校の総合的な学習の時間における系統的なプログラミングモデルカリキュラムの作成・実践等を通じてプログラミングの教育の円滑な実施を図る。

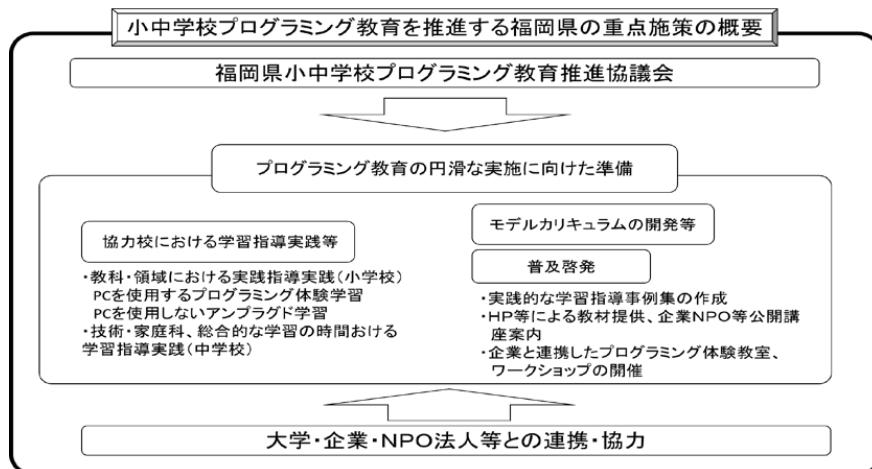
2 事業概要

1 プログラミング教育の円滑な実施に向けた準備

教育庁に加え、学識経験者及び関連企業から構成する「プログラミング教育推進協議会」を設置し、①～③の取組みを実施

- ① モデルカリキュラム（年間計画）開発
- ② 協力校（小学校6校、中学校1校）への委託による学習指導実践等
 - ・科目・単元別の学習指導実践及び学習指導事例作成
 - ・公開授業の実施
- ③ 普及啓発
 - ・実践的な学習指導事例集の作成、各学校への情報提供
 - ・HP等による教材提供、大学・企業・NPO等公開講座案内
 - ・企業と連携したプログラミング体験教室、ワークショップの開催

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H30(基準)	R1	R2	R3
授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合が全国平均を上回る	目標 (全国)	小 78.8 中 73.6	小 70.8 中 66.1	小 70.6 中 66.1	小 70.9 中 65.7
	実績 (福岡県)	小 70.1 中 68.2	小 63.7 中 61.1	小 61.5 中 58.3	小 62.0 中 60.5

【指標の考え方】

「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」（文部科学省調査）における「授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合」の全国平均を毎年度上回ることを目標として設定。（R3については速報値）

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

小中学校の系統的なカリキュラムの構築が不十分で実践につながっていないため、小学校、中学校ともに全国平均に達していない。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】 協力校への委託による学習指導実践を事例集にし、各学校へ情報提供することにより、プログラミング教育を普及。
	【事業の効率性】 <input type="radio"/> モデルカリキュラム（年間計画）の開発、協力校への委託による学習指導を実践することで、プログラミング教育の円滑な実施ができている。 <input type="radio"/> 推進協議会やワーキンググループの活動を通じて、各地域の実情や今後の方向性を共通理解することができている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	37,808	32,089	6,829	時間	861	817	493
(うち一般財源)	37,808	32,089	6,829	人件費（千円）	3,477	3,300	1,991

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小)
終了 (完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止)
【上記の理由】 推進協議会の運営方法、協力校への委託内容及び事業目標の見直し。
【見直し内容】 <p>令和元年度から令和3年度までは、県が作成したモデルカリキュラムの実践を委託していたが、令和4年度からは各市町村で独自のプログラミング教育の研究・実践を委託する。</p> <p>また、事業目標は、令和2年度から本県が実施している「教育の情報化の推進状況調査」の「プログラミング教育」の項目において、レベル2以上の学校が全体の8割以上となることを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レベル0 プログラミングに関わる学習活動の内容や頻度が教員個々に任せられている。 ・レベル1 プログラミングに関わる学習活動が計画的に行われている。 ・レベル2 プログラミングに関わる学習活動が指導計画に位置付けられ、学校全体として実施されている。 ・レベル3 プログラミングに関わる学習活動が指導計画に位置付けられ、学校独自で工夫しながら計画的に実施されている。 <p>推進協議会の運営方法及び調査・発表に要する経費の見直し。（▲25,260千円）</p>

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	帰国・外国人児童生徒への日本語指導体制整備事業			部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課		事業開始年度	R2
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実		
	小項目	4	教育環境づくり	具体的な取組	1	今日的な教育ニーズへの対応		

1 事業のねらい・目的

- 日本語指導を行う教員の指導力向上を図る研修等を充実させ、日本語指導が必要な児童生徒に対する指導方法や学習、生活への適応について、専門性の高い教員の育成を推進する。
- 日本語指導が必要な児童生徒等に対する市町村教育委員会や学校における支援体制・指導体制を確立することで各学校や教員の負担軽減につなげる。

2 事業概要

1 日本語指導担当教員の指導力向上

(1) 日本語指導担当教員等指導力向上研修の実施

- 日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校（109校）の教員を対象に年2回の研修を実施する。
 - ・大学・民間専門学校等から講師を招聘し、JSLカリキュラム（※1）の普及・定着を図る。
 - ・研修修了者は、日本語指導の中核として、他の教員への日本語指導に関する研修を推進する。
 - ・管理職については、全小中学校（644校）の管理職を対象に、各教育事務所で実施する管理職研修（既存）において、日本語指導における校内体制づくりの研修を行う。
- ※1 日本語を母語としない児童生徒が学校での学習や生活に円滑に対応できるようにするための日本語指導と教科指導を統合したカリキュラム（JSL=Japanese as a second language）

2 受入市町村への支援体制整備

(1) 支援体制整備に係る補助の実施

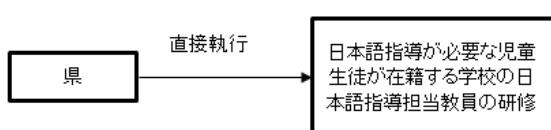
- 加配教員の兼務が多い市町村及び加配教員の配置がなく対象児童が多い市町村を対象とし、支援員（※2）の配置経費や会議開催経費の補助を行い、支援体制整備の実践モデルを構築する。
- ※2 支援員は、日本語指導や学習指導、学校生活や保護者への対応等の支援を行う。
(人材例) 日本語指導の有資格者、学習ボランティア経験者、NPO・国際交流協会等での活動経験者、留学生等
- 学校生活や学習指導、保護者との対応における多言語対応等、ICT機器導入の研究に対する補助を行う。

3 成果の普及

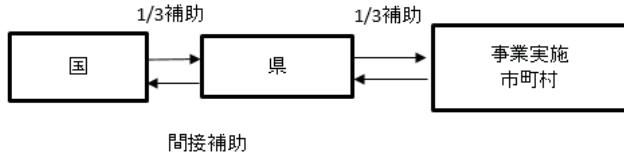
- 実践事例を広く県内に普及するために、本事業の2・3年目に各地域の取組状況、結果について各種教員研修会等で周知する。
- 市町村教育委員会に対しては、市町村教育委員会指導主事が出席する研修会や教育長会議等において、取組状況や成果について周知する。
- 県内の取組をまとめたリーフレットを作成し、ホームページ等で普及する。

【事業スキーム図】

1 日本語指導担当教員等指導力向上研修



2 受入市町村における支援体制整備に対する経費補助



3 事業目標等

成果指標		基準	R 2	R 3	R 4
日本語指導が必要な外国籍の児童生徒のうち、「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒の割合が全国の平均（平成30年度結果）を上回る	目標	59.8%	59.8%	59.8%	59.8%
	実績	15.3%	—	調査中	

【指標の考え方】

「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」（文部科学省調査）における「日本語指導が必要な外国籍の児童生徒のうち、「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒の割合」が全国の平均（平成30年度結果）を上回ることを目標として設定する。

R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により調査中止。

R3年度は調査中。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

指標となる「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」は2年に1回実施する調査であり、R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、R3年度の実施となつた。R3年度の調査も例年より進捗が遅く結果がでていないため、評価できなかつた。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校の教員と市町村教育委員会の担当者を対象に研修を実施し、日本語指導や支援体制を充実させることができる。

【事業の効率性】

加配教員の兼務が多い市町村及び加配教員の配置がなく対象児童生徒が多い市町村に対して、支援員の配置経費や会議開催経費の補助を行い、支援体制整備の実践モデルを構築でき、実践事例として県内に普及させることができる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	4,449	8,744	8,744	時間	1,430	1,430	1,430
(うち一般財源)	2,301	4,682	4,682	人件費（千円）	5,775	5,775	5,775

6 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）

【上記の理由】

5校以上を兼務している日本語指導加配教員及び日本語指導加配教員を配置していない学校の教員の負担軽減のためにも、日本語指導体制を整備することが急務であるため。

【見直し内容】

受入市町村への支援体制整備に係る補助は、これまで期末手当等を対象経費としていなかつたが、市町村の実態に合わせて、対象経費とする。

(様式 1 号)

R3 年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	ふくおか若年教員育成事業		部課(室)	教育庁教育振興部 義務教育課		事業開始年度	R1
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実	
	小項目	4	教育環境づくり	具体的な取組	7	教員の指導力・学校の組織力の向上	

1 事業のねらい・目的	<p>学校現場の多忙化や大量退職・大量採用に対応する若年教員育成体制を構築するための、小中学校における育成指針（育成方針＋指導体制＋育成プログラム）の確立</p>		
2 事業概要	<p>1 各市町村による「育成指針」の策定及び指定校（市町村ごとに小中学校 1 校ずつ）による「育成プログラム」の作成・実践検証</p> <p>＜市町村及び指定校の取組内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市町村教育委員会において「育成指針」（案）策定及び指定校での課題に応じた「育成プログラム」の作成・実践検証 ② 「育成指針」は、実践検証段階から他学校と情報・課題共有、意見交換。策定した指針は次年度以降、共有して活用（他市町村の指針も県教委HPで情報提供） <p>＜育成指針の内容（想定）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 若年教員の育成方針（目指すべき教師像） イ 指導体制（各段階での役割分担）の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村教育委員会：若年教員育成アドバイザー（指導主事等） ○ 各小中学校：育成コーディネーター（主幹教諭等）及び指導教員 ウ 育成プログラム <ul style="list-style-type: none"> ・これまで先輩教員が行ってきた指導助言のマニュアル化に加え、学校現場の多忙化、若年教員増加に対応する育成手法を検討、反映 ・3年間で、「講師経験のない教員」、「講師経験3年までの教員」、「講師経験4年以上の教員」のそれぞれの課題に対応した育成プログラムを作成 ⇒ 育成プログラム等の作成について、若年教員への指導（授業参観、事後指導）や指導計画、育成手法のマニュアル化等のための指導教員の作業時間を確保するため、非常勤講師を配置。 <p>2 市町村における育成体制・ノウハウの普及・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会が策定した「育成指針」（案）に基づき、令和元年度に指定校において作成した育成プログラムを令和2年度以降全校で実施。 ・課題点等は、育成アドバイザーを中心とした市町村会の校長会、育成コーディネーター会議において共有し、令和3年度末には、指定校及び全校の実践結果を反映した「育成指針」を完成。 ・「育成プログラム」については、令和4年度以降も適宜更新を行い、育成体制及びノウハウの共有を図っていく。 <p>【事業スキーム図】</p> <p>若年教員「育成指針」イメージ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 育成方針（目指すべき教師像） 2. 指導体制 3. 育成プログラム <ul style="list-style-type: none"> 育成プログラム①（講師経験のない教員） 育成プログラム②（講師経験3年までの教員） 育成プログラム③（講師経験4年以上の教員） 		

3 事業目標等							
成果指標		H30	R1	R2	R3	目標	
学年主任が所属職員と共に実践を行うことができるようリーダーシップを發揮している学校の割合	目標	一	小：66.9 中：53.0	小：73.5 中：67.0	小：80.0 中：80.0	80%以上	
	実績	小：60.9 中：49.0	小：52.4 中：36.4	-	小：39.2 中：38.1		
【指標の考え方】							
<ul style="list-style-type: none"> 義務教育課が調査している「学力向上のための検証改善に関する実態調査」を指標とする。 ※R2年度は新型コロナウイルス等による教員の負担軽減の観点から、調査を縮小して実施したため実績なし。 設問内容に対する回答方法（4件法）の最上位（「当てはまる」）の回答を指標とし、最終年度の到達目標を十分満足と判断できる80%以上に設定。 R3年度調査では設問項目を「学年主任は、研究主題・副題の具体化に向けた授業の質的向上を目指して、他の職員に対する具体的な提案を行っている。」に変更。 H29年度からH30年度にかけての伸び率が小学校で3ポイント、中学校で2ポイントであることから、本事業の効果を事業初年度は指定校による校内体制整備のため前年度までの伸び率の2倍に設定。 2年目以降は普及拡充期とし、最終目標値である80%までの差を2年間で均等割り、R2、R3年度の目標値として設定。 							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】							
<p>非常勤講師の人材の確保が困難な地域が多く見られたことから非常勤講師が年度途中からの活用となり、育成体制の構築に時間がかかったため、小学校、中学校ともに目標に達していない。</p>							
4 有効性・効率性	【事業の有効性】		<input type="radio"/> 各市町村による「育成指針」の策定及び指定校（市町村ごとに小中学校1校ずつ）による「育成プログラム」の作成・実践検証。 <input type="radio"/> 市町村における育成体制・ノウハウの普及・共有を実施。				
	【事業の効率性】		<input type="radio"/> 学校現場の多忙化や大量退職・大量採用に対応する若年教員育成体制を構築するための、小中学校における育成指針（育成方針+指導体制+育成プログラム）を確立することで、今後育成方針を検討する時間を短縮することができる。				
5 事業費（千円）							
歳出		R2決算 16,909	R3当初 21,477	R4当初 —	人件費 時間	R2 856	R3 856
(うち一般財源)		16,909	21,477	—	人件費（千円）	3,457	3,457
6 見直しの内容							
繼続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小 ） <input checked="" type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止 ）							
【上記の理由】							
3年間の事業であるため。 また、非常勤講師を配置していたが、人材が確保できず、年度初めから任用することが困難であるため。							
【見直し内容】							
特になし							

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	特別支援学校医療的ケア体制整備事業			部課(室)	教育庁教育振興部 特別支援教育課	事業開始年度	H19
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実	
	小項目	3	個性や能力を伸ばす教育の推進	具体的な取組	3	特別支援教育の推進	

1 事業のねらい・目的

特別支援学校に在籍する日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、関係医療機関と連携を図りながら、看護師免許を有する職員（以下「看護職員」という。）を配置して医療的ケアを行うことにより、児童生徒が安全に教育を受けられる環境を整備する。

2 事業概要

1 学校における医療的ケアの体制整備

(1) 看護職員（非常勤）の配置（47名／14校）

- 児童生徒に必要な医療的ケアの内容、頻度等状況に応じて配置（年間208日）、6時間／日勤務
- 対象児童生徒が校外学習等に参加する場合は、看護職員が付き添い、医療的ケアを行う。

※ 医療的ケア：家庭や学校等、医療現場以外で行う医療行為で、日常的・応急的手当ともいう。
例として、たんの吸引、経管栄養、導尿 等

(2) 人工呼吸器対応専任看護職員（非常勤）の配置（10名／6校）

- 保護者と連携を取りながら、児童生徒の状況により1日3時間程度（対象生徒1名あたり3時間の加配）、専任看護職員が人工呼吸器対応（年間208日）、3時間／日勤務

※ 人工呼吸器を装着した医療的ケア児への高度な医療的ケア
吸引、経管栄養等の通常の医療的ケアに加え、人工呼吸器の操作等を行う。
人工呼吸器の操作等…姿勢変換時の呼吸器の移動や設置、チューブの外れ等への対応、呼吸管理 等

(3) リーダー看護職員（常勤）の配置（6名／6校）

- 医療的ケア児が多い学校かつ地域バランスを考慮して6校に配置、7時間45分／日勤務
- 配置校以外の特別支援学校にも依頼により支援を行う。

※ リーダー看護職員（一般の看護職員業務に加えて実施）
看護職員業務の連絡調整・指導助言等
教職員、保護者、主治医又は指導医との連絡調整

(4) 指導医の委嘱

校長への助言、看護職員への指導：年3回（各学期1回）派遣

2 看護職員、教員に対する研修

病院・福祉施設と連携した研修を実施

- 看護職員研修 3日間（長期休業中）
- 教員研修 3日間（長期休業中）
- 医療機関における実地研修 1日間

3 運営協議会

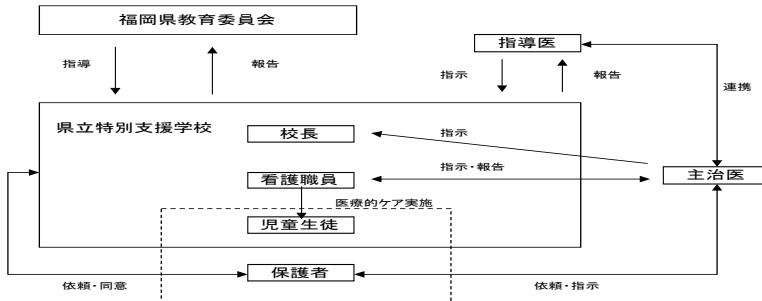
(1) 医療的ケアの安全実施について総括的に検証・検討

- 医師、看護職員、学識経験者により年2回開催（7月、2月）

(2) ガイドライン検討部会の設置

- リーダー看護職員、教職員、学識経験者により年3回開催
- 医療的ケアガイドラインの作成、配布

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
医療的ケアを希望する児童生徒に対し、医療的ケアの内容や頻度に応じた、必要数の看護職員の配置	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	100%	100%	100%	100%	調査中	

【指標の考え方】

- 児童生徒の学校生活における安全を確保するために必要な看護職員を配置することとしている。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 医療的ケアを希望する児童生徒に対し、医療的ケアの内容や頻度に応じた必要数の看護職員が配置されており、目標を達成している。
- R3実績については調査中。

4 有効性

【事業の有効性】

- 特別支援学校に通学する児童生徒の障がいの状態が重度・重複化、多様化する状況において、医療的ケアの内容も高度化、複雑化しており、看護職員が医療的ケアを実施することで、対象児童生徒が安全に教育を受けることができている。
- 運営協議会や校長部会での協議や、看護職員又は教員を対象とする関係部局と連携した研修会を通して、校内体制整備の改善・充実が図られている。

効率性

【事業の効率性】

- 看護職員と教員の明確な役割分担ができている。
- 看護職員複数配置校において勤務シフトの工夫等により、校外学習における対応や、会議及び研修に出席できる体制を整えている。
- 看護職員を統括するリーダー看護職員が配置されたことにより各種連絡調整が円滑に行われている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	135,893	179,046	190,415	時間	12,060	12,060	12,060
(うち一般財源)	95,956	134,612	147,333	人件費（千円）	48,699	48,699	48,699

6 見直しの内容

継続（拡充） 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小（）
 終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止（）

【上記の理由】

- 県立特別支援学校に在籍する児童生徒数が増加する状況で医療的ケアを必要とする児童生徒は一定程度の割合で在籍し、医療的ケアの内容も高度化、複雑化しており、引き続き、児童生徒が安全に教育を受けられる環境を整備する必要がある。
- R3.9月に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行により、医療的ケア児が在学する学校に看護職員を配置すること等が設置者の責務とされたことから、県立高校等に看護職員を配置するとともに、市町村が行う体制整備を支援する必要がある。

【見直し内容】

- 対象児童生徒数の増加に伴い、必要な看護職員数を配置する。（+7,962千円）
- 県立高校等や市町村立学校の医療的ケア体制整備のために看護職員及びリーダー看護職員を配置する。（+5,135千円）
- 各学校が行う医療的ケア実施体制整備の指針となるガイドラインを作成し、全県立学校及び市町村教育委員会等に周知する。（+531千円）
- 事業対象の拡大に伴い、事業名を「県立学校等医療的ケア体制整備費」に変更する。
- 安全・安心な医療的ケアの体制整備及び教育環境の整備を行うため、学校ごとの医療的ケア内容、頻度等の状況に応じて必要となる看護職員を適切に配置する。

事業名	発達障がい児等教育継続支援事業			部課(室)	教育庁教育振興部 特別支援教育課	事業開始年度	H23
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実	
	小項目	3	個性や能力を伸ばす教育の推進	具体的な取組	3	特別支援教育の推進	

1 事業のねらい・目的

- ・発達障がい児等への教育が具体化し継続が図れるよう相談支援体制を構築する。
- ・各学校種(保育所・幼稚園、小・中学校、高等学校)の個別の支援内容について、相互に円滑な情報伝達を行う。
- ・早期教育相談の実施や合理的配慮の提供により、市町村や学校における支援体制の構築を図る。
- ・発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対する特別支援教育の体制充実に向けて学校の組織強化を図る。

2 事業概要

発達障がい児等継続支援

(1) 外部専門家による巡回相談の実施

医師、臨床心理士等専門家を学校等へ派遣し、発達障がいや聴覚障がい等(疑い含む。)のある幼児児童生徒に関する相談について助言を行う。

- ・相談体制 公立幼稚園、公立小・中学校(義務教育学校含む。)、公立高等学校(中等教育学校含む。)
 - … 各教育事務所に事務局を設置
 - … 保育所、私立幼稚園、認定こども園、私立小・中学校、私立高等学校
 - … 保育協会、私立幼稚園振興協会、私学協会に事務局を委託
- ・派遣回数 公立幼・小・中学校等・高等学校等:年間535回実施(1回2時間)
 私立学校・幼稚園・保育所:年間105回実施(1回2時間)

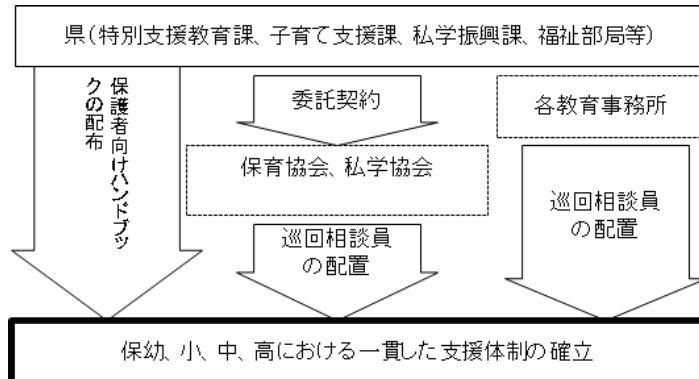
(2) 保護者向けハンドブックの作成・配布

保護者が自治体の教育相談や福祉相談等をする際の相談窓口、自治体でどのような支援が受けられるかなどの情報を盛り込んだハンドブックの配布

- ・配布先:各市町村教育委員会及び幼稚園・保育所、小学校等

【事業スキーム図】

継続支援



3 事業目標等						
(R3まで)						
成果指標		H29	H30	R1	R2	R3
個別の教育支援計画の作成率 (幼児児童生徒の割合)	目標	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	94.0%	93.6%	97.9%	99.3%	調査中
(R4から)						
成果指標		R4	R5	R6	R7	R8
個別の教育支援計画等による学校間の引継ぎの 実施割合 (公立学校 (園)) (総合計画)	目標	80.2%	85.2%	90.1	95.1	100%
	実績					

【指標の考え方】

- (R3まで) 特別な支援が必要であると考えられる全ての幼児児童生徒について個別の教育支援計画が作成されることを指標とした。
- (R4から) 次期総合計画に数値目標にあわせて、個別の教育支援計画の作成が必要な全ての幼児児童生徒に対して、個別の教育支援計画等による学校間の引継ぎの実施がなされていることを指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 特別な支援が必要であると考えられる幼児児童生徒の内、個別の教育支援計画の作成について保護者との合意が得られておらず、着手できていないケースがあるため、100%に達していない。今後、こうしたケースについても校内支援のための計画を作成し、支援を行うことをもって作成と考えてよい旨を引き続き周知する。
- R3実績については調査中。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 巡回相談の効率的な活用により「個別の教育支援計画」の作成率の向上につながっている。 情報引継ぎのツールである就学サポートノート(※)の作成により、各学校等が一貫した取組みを行うことができ、情報引継ぎのシステム化を進めている。 <p>(※) 発達障がい児の一貫した支援に必要な幼児期から学齢期における情報(支援内容など)を整理、伝達するためのノートの名称</p> <p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各教育事務所を事務局とし、外部専門家の巡回相談員を派遣することで、学校のニーズに応じて効率的に実施することができた。 保護者向けハンドブックについては、私学振興課、子育て支援課及び健康増進課と連携して配布を行った。また、就学サポートノートの活用についてのリーフレットを市町村の関係各課を通じて、5歳児のいる家庭や希望する保護者に配布することで効率的に周知することができた。
-----------	---

5 事業費 (千円)	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	16,804	8,006	7,615	時間	600	540	540
(うち一般財源)	4,169	5,716	7,615	人件費 (千円)	2,423	2,181	2,181

6 見直しの内容
継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】
<ul style="list-style-type: none"> 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の就学前から学齢期、社会参加まで切れ目ない支援体制が構築され、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう引き続き関係部局との連携を図る。 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の保護者が教育相談等を早期に受けることができるよう引き続き相談窓口等についての情報提供の充実を図る。
【見直し内容】

<ul style="list-style-type: none"> 巡回相談の検査用紙については、これまでの実績を踏まえて配布部数を見直し、経費を節減する。(▲391千円)
--

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	高等学校等特別支援教育推進事業			部課(室)	教育庁教育振興部 特別支援教育課		事業 開始年度	H27	
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる			中項目	24	教育の充実	
	小項目	3	個性や能力を伸ばす教育の推進			具体的な 取組	3	特別支援教育の推進	

1 事業のねらい・目的

- 特別支援教育支援員を配置し、特別な支援が必要な生徒に対する介助や学習支援を行うことにより、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を一層充実させ、併せて保護者と教員の負担軽減を図る。

2 事業概要

特別支援教育支援員の配置

- ・特別な支援が必要な生徒に対し、介助や学習支援を実施。（県立高校8校）
- ・授業時の移動介助や学校生活における衣着脱・用便の介助、学習支援やコミュニケーション能力などの社会生活上必要なスキルを身に付けるための支援が可能となる。
- ・特別支援教育について知見のある退職教員や介護の資格・経験を有する者等を想定。

【事業スキーム図】

- ・特別支援教育支援員の配置



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
支援状況に関する所属長の総合評価〔優〕の割合	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	100%	63.0%	100%	77.8%	調査中	

【指標の考え方】

- ・特別支援教育支援員の配置により教員の負担の軽減を図ることから、所属長による総合評価を成果指標とする。
- ・平成29年度までに一定程度の成果が見られたことから、平成30年度以降は、より高い成果を求めるとして、それまでの4段階評価（A～D）の上位（B）以上としていたものから、最上位（優～不可の優）のみを成果指標として設定することとした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・中学校からの継続の支援員がそれまでの業務内容と異なる部分があり、学校との連携が難しい場面があった。
- ・R3実績については調査中。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】 ・特別な支援を必要とする生徒の介助、学習支援を行うことで校内の支援体制の整備が確立されている。
	【事業の効率性】 ・校内委員会の実施や、関係機関との連携により効果的に実施することができている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	19,660	20,665	82,364	時間	176	176	176
(うち一般財源)	19,606	20,610	82,148	人件費（千円）	711	711	711

6 見直しの内容	
継続（ <input checked="" type="checkbox"/> 拡充	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）
終了（ <input type="checkbox"/> 完了	再構築（他の事業に組み替え）
	一部改善
	縮小）
	廃止）

【上記の理由】 ・県立高等学校等において特別な支援を必要とする生徒の介助、学習支援の一層の充実を図る必要がある。

【見直し内容】 ・学校教育法施行規則改正に伴い、特別支援学校において介助を行う職員（介助員、給食介助員）及び高等学校等において介助を行う職員（支援員）の職名を「特別支援教育支援員」に統合する。 ・職名統合に伴い、財務課予算として計上されている「特別支援学校教職員費（その他人件費・介助員）」と事業を統合し、事業名を「県立学校特別支援教育推進費」に変更する。（+61,933千円） ・特別支援教育支援員を配置した学校における効果や課題の整理を行い、今後の支援の充実に役立てる。 ・特別支援教育支援員の配置にあたっては、特別な支援を必要とする人数や内容等を精査の上で、効果的に配置が行えるよう学年進行を前提とせず、毎年度配置を見直す。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	高等学校等通級指導推進事業			部課(室)	教育庁教育振興部 特別支援教育課		事業開始年度	H29
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる			中項目	24	教育の充実
	小項目	3	個性や能力を伸ばす教育の推進			具体的な取組	3	特別支援教育の推進

1 事業のねらい・目的

小・中学校において通級による指導を受けていた生徒やこれまで適切な支援を受けることなく困難さを抱えたままの生徒に対して、高等学校に通級指導教室を整備し、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う。

2 事業概要

○ 高等学校における通級による指導の実施

- (1) 通常の教育課程に、生徒の障がいに応じた特別の指導を7単位まで加えることができる。
 (2) 「自閉症者」・「学習障がい者」・「注意欠陥多動性障がい者」のいずれかに該当する生徒を対象とする。

(3) 実施内容

- ア 各地区に1校ずつ拠点校を設置して通級による指導を実施する。
- イ 各地区的通級指導教室に通級指導員(非常勤講師)を配置する。
 北九州地区…2名 福岡地区…2名 筑後地区…1名 筑豊地区…1名
- ウ 勤務形態は5時間/日×週3日
 指導時間は100分
- エ 在籍校における学習支援・生活支援を実施するためのボランティア(8名)を活用する。
- オ 外部専門委員会(5名)を設置する。

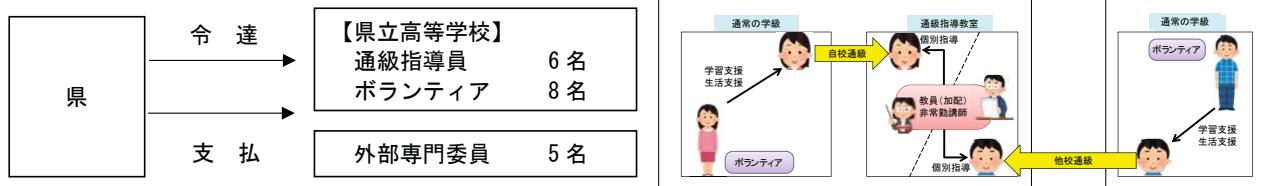
(4) その他

- ア 設備、施設等 … 個別の学習室(パーテーションで区切る等して落ち着いて学習できる空間)等を整備する。
- イ 教材、教具等 … タブレット、ソーシャルスキルトレーニング用の教材、各種検査キット

○ 通級による指導を担当する教員の養成及び資質向上

- (1) 通級担当者の専門性向上のための研修会参加(年4回)
 (2) 在籍学級の担任を交え、連携の在り方についての研修会の実施(年1回)
 (3) 在籍学級訪問(年1回)

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	R1	R2	R3	R4
通級による指導の教育上の効果についての在籍校長の評価	目標		3.2	3.2	3.2	3.6
	実績	3.0	3.7	3.9	調査中	

【指標の考え方】

- ・通級による指導に係る客観的な成果指標とするため、他校通級を行う生徒の在籍学校長による評価(4点法)の平均値を指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・R2年度は目標を達成できている。
- ・R3実績については調査中。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

障がいに応じた特別の指導(自立活動)を個別に行うことにより、在籍する通常の学級においても必要な支援や配慮を受けることができる体制が確立されている。

【事業の効率性】

在籍校との連携業務については、実際に指導を行う拠点校の通級指導員が担うことで、在籍学級支援員が行うより効率的かつ円滑に連携を図っている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	12,480	13,255	11,306	時間	448	448	448
(うち一般財源)	12,480	13,255	11,306	人件費（千円）	1,810	1,810	1,810

6 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）

【上記の理由】

- ・通級による指導を受けていた中学校卒業生が年々増加しており、県立高等学校において引き続き通級による指導を必要とする生徒が増加しているため事業を継続する。

【見直し内容】

- ・通級指導教員の通勤費単価について、実績を踏まえたものに見直す。（▲172千円）
- ・ボランティアの旅費単価及び派遣する週数を見直す。（▲460千円）
- ・通級指導教室に係る事務用品等購入経費について、各校での指導環境が概ね整ったことから見直す。（▲955千円）
- ・通級指導教室における通級指導員及び在籍校におけるボランティア等を十分に活用し、引き続き、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行っていく。

事業名	特別支援学校専門スタッフ強化事業			部課(室)	教育庁教育振興部 特別支援教育課	事業開始年度	H29
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実	
	小項目	3	個性や能力を伸ばす教育の推進	具体的な取組	3	特別支援教育の推進	

1 事業のねらい・目的

特別支援学校において、医療、保健、心理等に関する有資格専門スタッフを配置・活用することにより、特別支援学校の専門性と組織力の強化を図るとともに、地域内の小・中学校・高等学校等に在籍する障がいのある児童生徒に対する相談・支援機能（センター的機能）の充実を図る。

2 事業概要

1 医療や保健等に関する専門スタッフの活用

医療、保健等の専門的な知識・技術等を有する外部専門家を活用し、児童生徒の実態把握や自立活動の指導等に関する専門性を向上するとともに、安心・安全な教育環境を整備する。

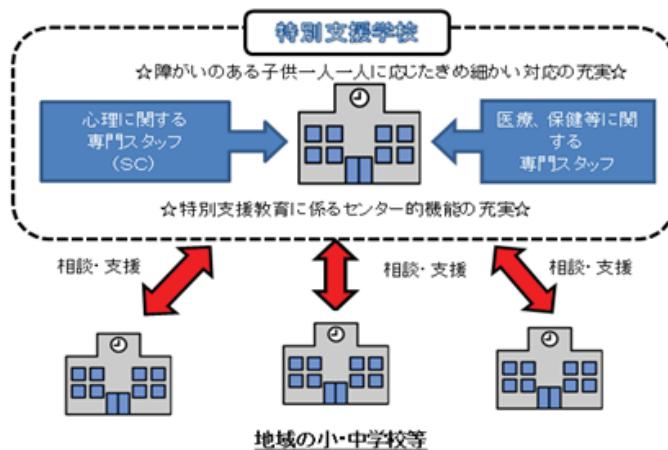
- 活用する専門スタッフ：理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等
- 全県立特別支援学校（20校）
- 1校当たり年間6回、1日7時間

2 心理に関する専門スタッフの配置

臨床心理の専門的知見を有するスクールカウンセラー（SC）を配置し、学校におけるカウンセリング機能や教育相談体制の充実を図る。

- 全県立特別支援学校（20校）に配置
- 1校当たり週7時間、年間35週（5校）…大規模校
- 1校当たり週4時間、年間35週（15校）…その他の学校

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標			H30	R1	R2	R3	R4
スクールカウンセラーを活用した職員研修を年2回以上実施した学校の割合		目標	100%	100%	100%	100%	100%
		実績	75%	85%	90%	調査中	

成果指標			H29	H30	R1
スクールカウンセラーを活用した小・中学校等への相談・支援件数		目標	60件	120件	180件
		実績	64件	107件	121件

【指標の考え方】

- ・スクールカウンセラーを活用した職員研修の実施回数について、各校が最低年2回以上行うことを目指す。
- ・「地域におけるセンター的機能」を果たすため、特別支援教育に関する専門性を有したスクールカウンセラーを活用した地域の小・中学校等への相談・支援（1年目：60件以上、2年目：120件以上、3年目：180件以上）を行うことを目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・スクールカウンセラーを活用した職員研修を年2回以上実施している学校は90%（18校／20校）となっており、目標を達成していないが、スクールカウンセラーの活用の有効性を周知するとともに、職員研修の実施を促すことにより、目標を達成することができると考える。
- ・R3実績については調査中。
- ・R2年度以降、小・中学校等において、スクールカウンセラーが全校に配置されることに伴い、今後の特別支援教育に関する相談は、小・中学校等に配置されたスクールカウンセラーが当事業のスクールカウンセラーと連携して行うことになるため、小・中学校等への相談・支援件数を成果指標として活用しない。

4 有効性

【事業の有効性】

外部専門家による医療的な視点での児童生徒の障がい等の状態に関する評価や、スクールカウンセラーによる専門的視点でのカウンセリング等を教員が身近で見ることができるようになってきたことで、教員の専門性向上につながっている。

【事業の効率性】

教員の専門性向上が特別支援学校としての組織力強化につながり、結果として地域の小・中学校・高等学校等に対するセンター的機能の充実にも効果が現れている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	19,506	22,068	21,915	時間	656	656	656
（うち一般財源）	13,055	14,714	14,611	人件費（千円）	2,649	2,649	2,649

6 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）
終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）

【上記の理由】

- ・学校の障がい種又は対象児童生徒の年齢等によって、地域の小・中学校・高等学校等支援の方策が困難なケースがあるため、学校間での取組状況等に関する情報共有を継続して進める必要がある。

【見直し内容】

- ・外部専門家の旅費について、実績を踏まえた単価に見直す。（▲167千円）
- ・スクールカウンセラー連絡会議において効果的な実践事例発表等を来年度も継続して実施することにより、情報の共有とより有効な活用促進を図る。
- ・年度当初に実施する特別支援学校校長研修会及び副校長・教頭研修会において外部専門家の具体的な活用法や成果指標について周知を行うことにより、目標達成に向けた取組みの推進を図る。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	ふくおかアスリート育成強化事業			部課(室)	教育庁教育振興部 体育スポーツ健康課	事業開始年度	H29
総合計画 4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	1	次代を担う「人財」の育成	次代を担う「人財」の育成 スポーツ立県福岡の実現	H29
	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らす、子供を安心して産み育てることができる		13			
小項目	2 1	未来へはばたく青少年の応援 スポーツ立県福岡の実現	具体的な取組	4 1	次世代の競技者や芸術家の育成 スポーツ活動の推進		

1 事業のねらい・目的

- タレント発掘事業とジュニア選手所属団体が行う育成を効果的に機能させる。
- 優秀なジュニアアスリートに対し、早期からトップレベルの競技体験をさせ、国際競技力の向上、成長の可能性の幅を拡げる。

2 事業概要

福岡県スポーツ協会への委託事業として(1)・(2)・(3)-②・(3)-③を実施するとともに、福岡県選手強化推進実行委員会の補助事業として(3)-①・(4)・(5)を実施する。

(1)一貫指導システム構築事業

①指導者の養成を通じた一貫指導システムの構築

- 中央競技団体等が行う研修会に各競技団体（26団体）のジュニアアスリート指導者を派遣するとともに、県内の指導者に研修内容の共有を図る。

(各競技団体（26団体）が行う強化合宿や技術指導講習会で、中央競技団体等が行った研修内容をフィードバックする。)

②競技者の育成を通じた一貫指導システムの構築

- 各競技団体が作成した「競技者育成プログラム」の目標を達成するため、ジュニアアスリートを対象とした各年代が交わる強化合宿や練習会等において、各年代の指導者が情報共有したり、年代を越えたジュニアアスリートが切磋琢磨したりすることで、効果的な育成強化を図る。

③競技者・指導者招聘事業（ジュニアアスリート対象）

- 優秀な指導者を招聘

小中学生やそのコーチが参加する研修会や強化合宿等に優秀な指導者を招聘することで、競技団体が指導方法を改善し、小中学生育成システムのプラッシュアップとなる。

- 優秀な競技者を招聘

有望な競技団体が、世界レベルで活躍するトップアスリートを招聘した練習会等を実施することで、小中学生の各競技に対する関心や競技力を高めるとともに競技意欲の向上を図る。

(2)ジュニアアスリート育成環境整備事業

使用する競技用具の性能や操作性によって競技結果が左右される競技団体の競技用具等を整備する。

(3)トップアスリート育成強化事業

① 中・高校生アスリートへの海外遠征支援

国際大会への出場可能性が高いものの、十分な支援が行き届いていないアスリート個人に対して海外遠征等の実施を支援する。

② 競技団体の海外遠征への派遣支援

指導者、育成強化担当者及び選手（原則として中学生の有望選手）を海外に派遣し、世界のトップレベルを体験させ、「早期から世界に対する高い意識」を醸成し、恒常的にトップアスリート輩出を目指す組織となるよう支援する。

③ 世界に伍するジュニアアスリート事業

有望な選手（中・高校生の有望選手）を中央競技団体が開催する強化練習会等に参加させ、「早期からトップレベルを志す高い意識」を醸成し、恒常的にトップアスリート輩出を目指す組織となるよう支援する。

(4)女性アスリート遠征合宿事業

- 女子競技遠征・主要大会参加

・有力・強豪チームとの強化練習会・試合や全国規模の主要大会に参加するため、遠征を実施する。

(5)女性アスリート活性化事業

- 女性アスリートに対する強化拠点の整備

関係機関や団体の協力を得ながら女性アスリートの練習環境を整備し、女子競技における強化拠点づくりを支援する。

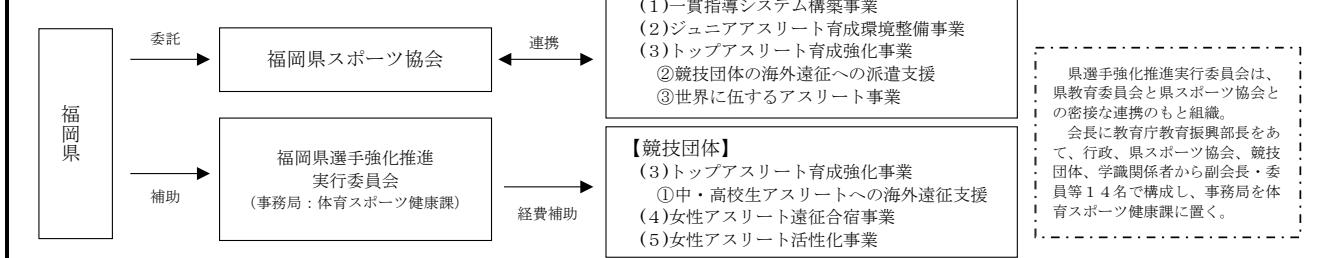
- 女性トップ選手の招聘

全国及び海外トップレベルの女性アスリート選手を招聘し、県内の女性アスリートと強化練習会・試合等を行う。

- 女性コーチ育成・派遣事業

女性アスリート指導者の強化活動における成果・諸課題に関する情報交換や、県内各競技団体の県内強化練習会に、中央競技団体の女性競技におけるトップレベルコーチを招聘する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7	R8
国民体育大会における男女総合成績順位 (総合計画)	目標	8位以内	8位以内	8位以内	8位以内	8位以内	8位以内
	実績	中止					
国民体育大会における少年種別男女成績順位	目標	8位以内	8位以内	8位以内	8位以内	8位以内	8位以内
	実績	中止					

【指標の考え方】

- ・ 国民体育大会はトップレベルの選手が出場する都道府県対抗形式の国内最大の総合スポーツ大会であることから、その成績は全国における本県競技力の指標となるものである。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 国民体育大会は2年連続で新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となつたが、国内トップレベルの選手が出場する大会であることから、今後も常時8位以内入賞を指標として高い競技力を維持・向上させるとともに、県民のスポーツへの関心を高める。

4 【事業の有効性】

有効性・効率性

- ・ オリンピックなどの国際大会をはじめ、世界で活躍する本県ゆかりのトップアスリートを育成するために、本事業の継続は不可欠である。
- ・ 本県ゆかりのトップアスリートが活躍することが多くの県民に夢や感動を与え、ひいては、県民生活をより豊かに、福岡県をより元気にする「スポーツ立県福岡」の実現に寄与することができる。
- ・ 有望なジュニアアスリートに効果的な強化活動に向けた支援を行うことで、全国中学校体育大会、全国高校総体及び国体での上位入賞者の増加が見込まれる。
- ・ 2年ぶりに開催された令和3年度全国高校総体において、団体優勝3校・個人優勝5名と本事業で支援を行つたジュニア世代のアスリートが活躍を見せた。

【事業の効率性】

- ・ 有望なジュニアアスリート及び競技団体に対して、重点的な支援を行うことによって、より効果的かつ効率的な強化活動が可能となり、オリンピック大会などの国際大会で活躍できる本県ゆかりのトップアスリートを恒常に輩出することができる。
- ・ 競技用具の性能で競技結果が左右される競技用具等の整備事業や、優秀な指導者や競技者の招聘事業を行うことにより、より高度で効率的な育成につなげることができる。

5 事業費 (千円)

	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	23,389	63,352	52,654	時間	568	560	560
(うち一般財源)	20,087	53,311	52,654	人件費 (千円)	2,294	2,262	2,262

6 見直しの内容

(継続)(拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・ ジュニアアスリートへの支援を継続することにより、世界の舞台で活躍する本県出身のトップアスリートが増加し、県民に夢や感動を与える存在となる。

【見直し内容】

- ・ 今後は、競技者の計画的・継続的な育成に関する考え方を県内で統一し、新たに各競技団体で策定した競技者育成プログラムを有効活用することで、トップアスリートの輩出に向けた一貫指導システムの重要性について、競技団体の強化担当者等の認識が深まるとともに、戦略的なアスリート育成強化活動の活性化につながることが期待できる。

(様式 1 号)

R3 年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	競技スポーツ活性化推進事業			部課(室)	教育庁教育振興部 体育スポーツ健康課	事業開始年度	R1
総合計画	4つの柱	1 世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する 2 誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子供を安心して産み育てることができる			中項目 1 13	次代を担う「人財」の育成 スポーツ立県福岡の実現	
	小項目	2 1 未来へはばたく青少年の応援 スポーツ立県福岡の実現			具体的な取組 4 1	次世代の競技者や芸術家の育成 スポーツ活動の推進	

1 事業のねらい・目的	<ul style="list-style-type: none"> 競技団体が行う小中学生選手発掘活動に係る支援等を実施し、競技適性の高い人材を発掘できる機会を確保する。 小中学生の育成強化を促進させることにより、国体等での活躍を足掛かりに国際大会等で活躍する、トップアスリート輩出の可能性を高める。 競技団体が行う優秀な成年選手（大学生や社会人）の計画的・継続的な強化活動を支援することにより、本県競技力向上に資する。 国体上位入賞者（団体）を有する競技団体に対し、重点的に補助することにより、成果指標である国体常時8位以内入賞の土台をつくるとともに、効果的な強化活動を生み出す。 これらの取組を通して競技団体の一貫指導システムの理念に基づく競技者育成プログラムの更なる充実を図ることで、本県競技力の向上を図るとともに、国体等での活躍を足掛かりに国際大会等で活躍するトップアスリートを恒常に輩出する。また、このことにより県民がスポーツを身近に感じるとともに県民のスポーツへの関心を高める。 	
2 事業概要	<p>①～④の事業は県内の競技団体を統轄している福岡県スポーツ協会への委託事業として実施する。</p> <p>①小中学生発掘・遠征合宿事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 競技団体が実施する小中学生選手発掘活動に係る経費を競技団体に補助する。 小中学生が計画的・継続的な強化合宿や遠征等を実施する際の旅費等を競技団体に補助する。 <p>②競技者・指導者招聘事業（ジュニアアスリート対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中学生やそのコーチが参加する研修会や強化合宿等に優秀な指導者を招聘する経費を補助する。 <p>③ふるさと選手活動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ジュニア世代（小・中・高）まで県内で育成され、進学や就職等により他県で活動している本県出身のアスリートが、各競技団体が実施する強化合宿や県外遠征等で活動する際の経費を競技団体に補助する。 <p>④重点種目支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度国体上位入賞者（団体）を有する種目の強化活動を実施する競技団体に対し、その活動費を重点的に支援する。 	
【事業スキーム図】	<pre> graph LR 県[県] -- 委託 --> 協会[福岡県スポーツ協会] 協会 <-- 連携 --> 競技団体[競技団体] </pre>	

3 事業目標等						
成果指標	R3	R4	R5	R6	R7	R8
国民体育大会における男女総合成績（総合計画）	目標 実績	8位以内 中止	8位以内	8位以内	8位以内	8位以内
活動指標	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業実施団体数	目標 実績	41団体 調査中	41団体	41団体	41団体	41団体

【指標の考え方】

- 国民体育大会はトップレベルの選手が出場する都道府県対抗形式の国内最大の総合スポーツ大会であることから、その成績は全国における本県競技力の指標となるものである。
- 国民体育大会で実施される正式競技を統括する県競技団体に対して支援を行うため、事業実施団体数が指標となる。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 国民体育大会は2年連続で新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となつたが、国内トップレベルの選手が出場する大会であることから、今後も常時8位以内入賞を指標とすることで高い競技力を維持・向上させるとともに、県民のスポーツへの関心を高める。
- 新型コロナウイルス感染症により事業の中止や変更を行つた団体があるため、目標である41団体の事業実施は達成されない見込みである。令和2年度は20団体が実施した。

有効性・効率性	4 【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ オリンピックなどの国際大会をはじめ、世界で活躍する本県出身のトップアスリートを育成するために、本事業は有効である。 ・ 小中学生スポーツ支援事業で支援を受けた選手が、ジュニアアスリート育成強化事業やトップアスリート育成強化事業の対象選手となり、更に効果的な強化を行うことで、インターハイや国体での上位入賞者の増加が見込まれる。 ・ 優秀な本県出身選手がふるさと選手として国体上位入賞を足掛かりに、国際大会等で活躍することが期待されるとともに、県民に夢や感動を与えることができる。 ・ 2年ぶりに開催された令和3年度全国高校総体において、団体優勝3校・個人優勝5名と本事業で支援を行ったジュニア世代のアスリートが活躍を見せた。
【事業の効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県の『重点種目』を設定し、その種目の強化活動を行う競技団体へ重点的に支援することにより、国体上位入賞や世界で活躍するトップアスリートの効率的な育成につなげることができる。さらに、これらの重点種目をロールモデルとして、他の競技団体の事業改善を図ることも期待できる。 ・ 本事業により発掘・育成された小中学生が、高校生を中心とした海外遠征への補助事業の対象となるなど、継続された強化事業に効果的につなげることができる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	24,666	50,506	50,505	時間	369	414	410
(うち一般財源)	24,666	50,506	50,505	人件費（千円）	1,491	1,672	1,656

6 見直しの内容	
継続 (拡充	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）
終了 (完了	再構築（他の事業に組み替え）
	一部改善
	廃止) 縮小)
【上記の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続して支援していくことにより、国民体育大会上位入賞を足掛かりに、世界の舞台で活躍する本県出身のトップアスリートが増加し、県民に夢や希望を与える存在となる。 	
【見直し内容】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、研修会等を通じて育成プログラム作成時の考え方を県内で統一し、県内競技団体が各自で新たに策定した競技者育成プログラムを有効活用することにより、一貫指導の入口となる選手発掘の重要性についての認識が深まるとともに、競技団体が行う発掘活動が活性化される。 	

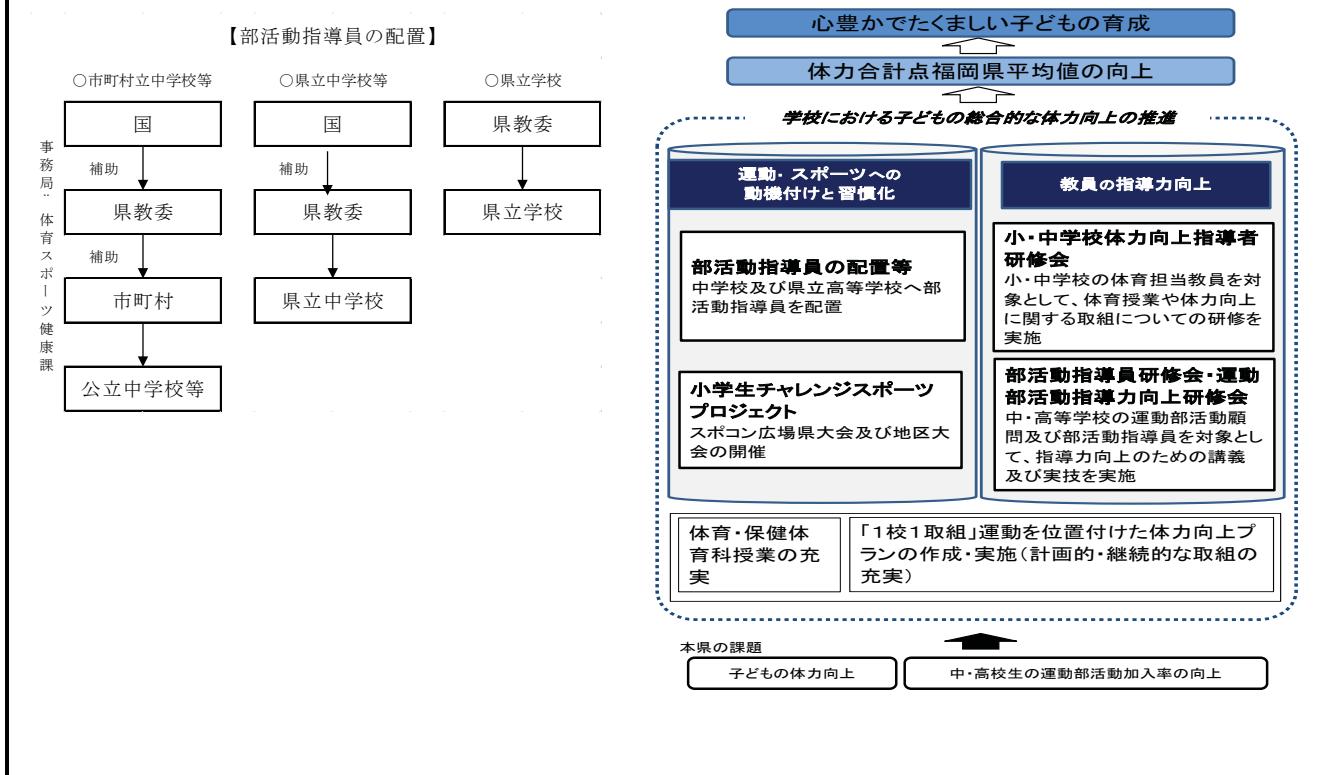
(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	福岡県体力向上総合推進事業			部課(室)	教育庁教育振興部 体育スポーツ健康課	事業開始年度	H27
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子供を安心して産み育てることができる	中項目	13 24	・スポーツ立県福岡の実現 ・教育の充実	
	小項目	1 1	・スポーツ立県福岡の実現 ・学力・体力の向上	具体的な取組	1 3	・スポーツ活動の推進 ・体力の向上	

1 事業のねらい・目的
・小学校において、児童に基礎的な体づくりの必要性を理解させ、運動・スポーツへの動機付け、習慣化を図る。
・部活動指導員の任用を拡充することにより、より専門的な技術指導を行う体制の整備を図るとともに、教職員の負担を更に軽減する。
・中・高等学校において、魅力ある運動部活動を構築し、運動部活動加入率を向上させるとともに、生徒や保護者の多様なニーズに応じた運動部活動の環境を構築する。（R3年度目標：中学校63.3%以上 高等学校50.0%以上）
・運動部活動に係る諸課題を解決し、生徒や保護者の多様なニーズに対応する運動部活動の指導体制を構築する。
2 事業概要
<p>1 小学生チャレンジスポーツプロジェクト 「スponコン広場」地区大会及びチャレンジランキング大会の開催、及びスponコン広場への取組の表彰 ※R3年度新型コロナウイルス感染症の影響により、北九州、北筑後及び南筑後教育事務所管内の地区大会が中止</p> <p>2 部活動指導員の配置 ・政令市を除く市町村立中学校（55校）、県立中学校（5校）及び県立高等学校等（95校）の部活動に各3名配置（年45回） 土日、祝日、長期休業中等の学校休業日の活動に配置（大会及び練習試合等の単独引率も可） ・県立特別支援学校において平日に部活動を実施している中学部（3校）・高等部（3校）に各3名を配置（年35回）</p> <p>3 部活動指導員等の研修 ・部活動指導員に対し、運動部活動の適切な運営、学校教育の一環としての部活動の在り方、生徒理解に基づく指導法やスポーツ医・科学に立脚した指導法等に関する研修会の開催（年2回） ・部活動の経験の浅い顧問や競技歴のない顧問に対し、スポーツ医・科学に立脚した指導方法等に関する研修の開催（年4回）</p> <p>4 運動部活動の在り方に関する調査研究委員会 ・本県中学校、高等学校における運動部活動の指導体制の在り方について協議する。</p>

【事業スキーム図】



3 事業目標等						
成果指標		H27	H30	R1	R2	R3
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点の県平均値（公立学校）	目標	小：男子53.80 女子55.18 中：男子41.89 女子49.08	小：男子54.21 女子55.90 中：男子42.32 女子50.61	小：男子53.61 女子55.59 中：男子41.69 女子50.22	調査中止	小：男子52.52 女子54.64 中：男子41.18 女子48.56
	実績	小：男子54.05 女子54.76 中：男子41.56 女子48.16	小：男子55.25 女子56.32 中：男子43.55 女子51.25	小：男子54.41 女子55.96 中：男子43.20 女子50.52	調査中止	小：男子53.31 女子55.23 中：男子42.96 女子49.50
運動部活動加入率（中学校）	目標	60.8%	63.3%	63.3%	63.3%	63.3%
	実績	59.3%	58.6%	57.5%	56.1%	56.1%
運動部活動加入率（県立高校）	目標	48.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
	実績	47.6%	48.3%	47.5%	48.1%	48.1%

【指標の考え方】

- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点の全国平均値と県平均値の比較（～令和3年度）、令和4年度からは、同調査における体力中・上位層の割合が全国の割合を上回る区分数（教育事務所、小中学校、男女別）【公立小中学校】（総合計画）に指標を見直すことにより、本県の体力の現状を把握する。
- ・平成29年度までの計画で加入率が達成できなかったため、目標値は維持することとし、運動部活動加入率（中学校・高校）の向上を図る。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国体力・運動能力運動習慣等調査が中止。
- ・令和3年度、運動部活動加入率は、目標値を下回った。生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部が少ないことなどが目標値より下回っている要因と考える。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・記録に挑戦する楽しさ等を味わわせることで、運動への動機付け、習慣化を図ることができた。 ・専門的指導ができる中・高等学校の運動部活動顧問の不足を補うことで、生徒のニーズに応えることができた。 ・児童が意欲的に取り組む運動機会を提供することで、運動習慣を定着させることができる。
6 見 直 し の 内 容	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・研修内容を現場のニーズや課題に合わせて改善を図ることで、研修の充実を図ることができる。 ・外部指導者・部活動指導員を派遣することで、学校において指導者（教員）が不足している運動部活動の補填を行うことができる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	61,286	113,825	98,099	時間	3,338	3,184	3,000
（うち一般財源）	55,821	98,077	83,614	人件費（千円）	13,479	12,587	12,114

6 見直しの内容	継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）
	終了（完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止）

【上記の理由】
・本事業の実施により、本県児童生徒の体力は向上傾向にある。体力は人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」の重要な要素である。今後、さらに体力の向上を推進していくことは大変重要であると考える。
【見直し内容】

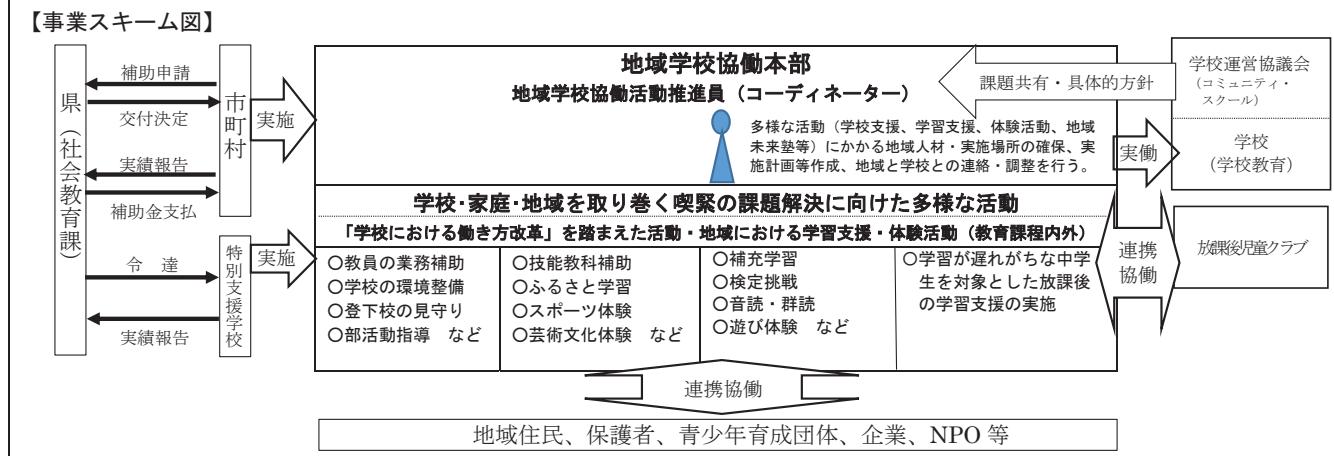
- ・新型コロナウイルス感染症の影響下における運動機会の提供として、「スポコン広場」地区大会及びチャレンジランキング大会の開催について検討し、各学校や地域の実情に応じた取組の更なる充実を図る。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	地域学校協働活動事業			部課(室)	教育庁教育振興部 社会教育課	事業開始年度	H29
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	24	教育の充実	
	小項目	1 2	学力・体力の向上 豊かな心の育成	具体的な取組	1 8	学力の向上 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備、家庭教育支援の充実	

1 事業のねらい・目的	<p>地域と一体となって子どもの成長と学校を支える体制を整備することを目的とし、ひいては、地域における人づくり・絆づくりに資する。</p> <p>＜目的＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校と地域とで学校教育目標や子どもの姿、地域課題等を共有し、課題解決のための実働ができる体制づくりを構築する。 ○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図り、地域人材の協力による学校支援活動や放課後等における学習支援・体験活動の充実、安全安心な放課後の居場所づくりを進める。 ○教師の働き方改革を推進し、教師が子どもと向き合う時間の確保とともに教育活動の充実に資する体制整備を図る。 		
2 事業概要			
1 地域学校協働活動の推進	<p>地域学校協働本部を設置し、地域学校協働活動推進員（コーディネーター）が学校との連絡・調整及び各活動の企画・推進等を総合的に行うことで、地域学校協働活動にかかる多様な活動（学校支援、放課後の学習支援・体験活動、地域未来塾等）を円滑に実施する。</p> <p>(1) 市町村の校区等における地域学校協働活動の実施（市町村への補助事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域学校協働本部の設置 <ul style="list-style-type: none"> 地域学校協働本部（地域学校協働活動推進員を中心とした組織体）の設置に係る補助 ・地域学校協働活動推進員、協働活動サポーター、ボランティア等で構成 ②学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題解決に向けた多様な活動 <ul style="list-style-type: none"> 地域学校協働活動本部を中心とし、多様な活動を総合的に実施する本部への補助 <p>(2) 県立特別支援学校における地域学校協働活動の実施（県直執行）</p> <table border="1"> <tr> <td>学校支援</td> <td>県立特別支援学校（初等中等部）16校において「地域学校協働本部」を設置し、地域学校協働活動推進員が学校との連絡・調整を行い、各活動の企画・推進等を総合的に行う。</td> </tr> </table>	学校支援	県立特別支援学校（初等中等部）16校において「地域学校協働本部」を設置し、地域学校協働活動推進員が学校との連絡・調整を行い、各活動の企画・推進等を総合的に行う。
学校支援	県立特別支援学校（初等中等部）16校において「地域学校協働本部」を設置し、地域学校協働活動推進員が学校との連絡・調整を行い、各活動の企画・推進等を総合的に行う。		
2 地域体制づくりの総合的推進と人材育成の機会提供	<p>(1) 事業の総合的推進・評価を行う県域の推進会議の設置</p> <p>コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の関係者を招集し、県域の実施状況及び推進方策等の検討会議を実施。</p> <p>(2) 地域学校協働活動の推進を図るための研修会の実施及び広報活動</p> <p>地域学校協働活動の実施にかかる、関係者の資質・能力の向上及び取組の周知を図ることを目的に実施。</p>		



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
目標	20	30	40	396	489	575	
実績	29(188校区)	35(275校区)	39(300校区)	(40)309校区	調査中		
県事業費未活用含む					(42)335校区	調査中	

【指標の考え方】

- 令和4(2022)年度までに、県内575校区（指定都市・中核市を除く）をカバーして地域学校協働活動を推進。
- 令和2(2020)年度からは「地域と一体となった学校づくり推進事業」として実施することとなり、「実施市町村数」を「実施校区数」と変更した。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- R2年度は、目標の396校区に対し、335校区と下回っている。
- 地域学校協働活動未実施校区に対して取組の広報・啓発、奨励を行っており、徐々に地域学校協働活動の理解が図られているが、コロナ禍で地域との直接交流が難しく、実施できない校区があった。

4 有効性・効率性 【事業の有効性】

- 地域と学校が連携・協働することで、地域住民の子どもの教育に関わろうとする意識を高め、地域ぐるみでの子どもの学力向上や教育環境の醸成につなげている。また、保護者が子育てしながら働きやすい環境をつくることができる。
- 地域学校協働活動推進員が中心となって地域学校協働活動を実施し、地域住民等と学校との連絡・調整及び各活動の企画・推進等を行うことで、学校支援及び放課後等の学習支援や体験活動をスムーズに行うことができる。
- 令和3年度全国学力・学習状況調査の結果、小学校の国語、算数、中学校の国語、数学の全教科で県平均が全国平均を上回った。今後も引き続き、学習習慣の定着や学力向上に寄与していく。
- 学校支援・放課後の学習支援は、教職員の働き方改革取組指針にも示すとおり、授業の補助や環境整備等に地域住民等が参画することで、教職員の負担が実質的に軽減される。また、放課後の学習支援として、予習・復習や宿題等の補充学習に取り組むことで、「子どもと向き合う時間」が確保される等学校教育の質の維持・向上につながる。

【事業の効率性】

地域人材や地域資源を活用する仕組みづくりを学校運営協議会と一体的に推進することで学校運営の改善と地域づくりに相乗効果を發揮し、活動が一層進む。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	90,914	167,934	183,689	時間	489	669	756
(うち一般財源)	45,576	84,546	92,732	人件費（千円）	1,975	2,702	3,053

6 見直しの内容

- 繼続（ 拡充 ） 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 ） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

国の補助金を活用してH29年度から地域学校協働活動を実施しており、R2年度までに実施校区数は約1.8倍に拡大したが、令和4年度までに全校区実施を目指しており、実施校区のさらなる増加を図る必要がある。

また、学校支援による教職員の負担軽減、放課後の学習支援等による補習授業による学力の向上、子どもの居場所づくり等の事業効果が期待できることから、市町村からのニーズも非常に高まっており、本事業の一層の充実が求められている。

さらに、地域で子どもの成長と学校を支える体制を整えるために、地域学校協働活動とコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）との一体的な推進について市町村を支援する必要がある。

【見直し内容】

- 全市町村での取組実施に向けて、地域学校協働本部未設置市町村への支援の強化を図る。
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）との一体的な推進を支援するための連携体制を構築し、活動の充実を図る。
- 未実施市町村や未実施校区の状況を鑑み、他課と連携した個別の支援方策を検討・共有する場を設ける。
- 実施校区数の拡大に伴い、教育活動の充実や地域の協力体制の充実に向けた調査分析を行い、次年度の活動に活かす。
- 新たに県立高校に地域学校協働本部を設置し、地域連携の窓口となる地域学校協働活動推進員を配置する。（+2,136千円）

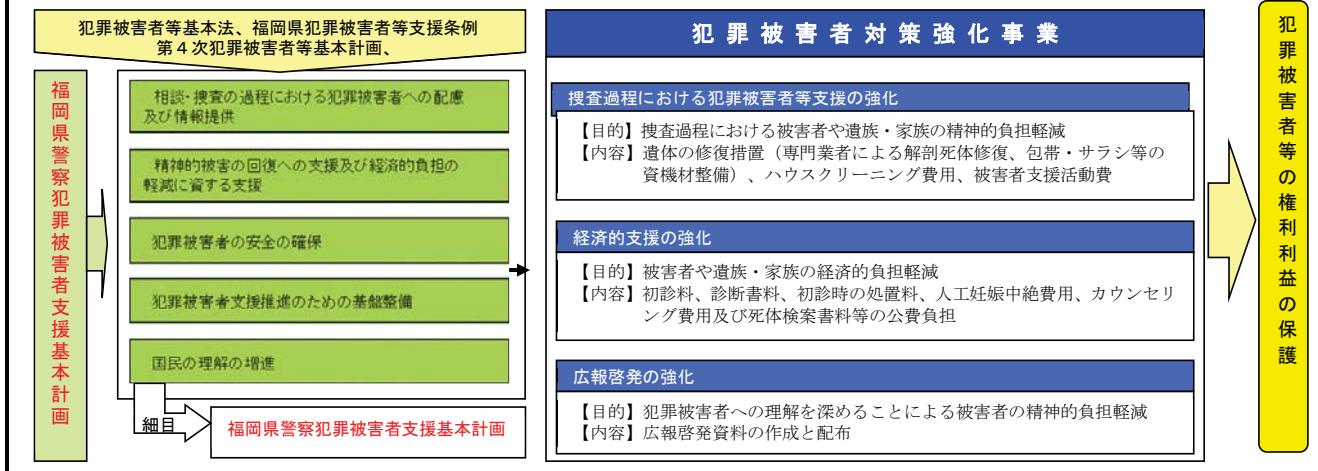
(様式 1 号)

R3 年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	犯罪被害者対策強化事業			部課(室)	警察本部総務部 被害者支援・相談課		事業開始年度	H19
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる		中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり	
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進		具体的な取組	7	犯罪被害者等支援対策の推進	

1 事業のねらい・目的
犯罪被害者等基本法、福岡県犯罪被害者等支援条例、第4次犯罪被害者等基本計画、福岡県警察犯罪被害者支援基本計画に基づく各種施策を実施し、更なる犯罪被害者支援を充実させることで、犯罪被害者等の権利利益の保護を図る。
2 事業概要
(1) 捜査過程における犯罪被害者等支援の強化 犯罪被害に遭った後の捜査過程において、犯罪被害者等の二次的被害を防止することが求められている。よって、検視や司法解剖に関する適切な説明や専門業者による遺体修復措置等を行い、また証拠品を還付する際の専用の手提げ袋を用意するなどし、犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図る。 <ul style="list-style-type: none">・ 検視等に関する情報提供の充実（リーフレットの作成、配付）・ 解剖死体修復費及び死体修復資機材費・ ハウスクリーニング費用・ 被害者支援活動費（証拠品返還用手提げ袋費用、飲食費、旅費） (2) 経済的支援の強化 犯罪被害者やその家族（遺族）が自己負担している医療費等を公費負担することにより、精神的・経済的負担の軽減を図る。 <ul style="list-style-type: none">・ 性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費・ 人工妊娠中絶費用（性犯罪被害者）・ 身体犯被害者の初診時医療費等・ カウンセリング費用・ 死体検案書料（解剖死体） (3) 広報啓発の強化 犯罪被害者は勿論、県民（犯罪被害者の周囲）に犯罪被害者への理解を深めてもらうことにより、被害者の二次被害の防止等、精神的負担の軽減を図る。 <ul style="list-style-type: none">・ 保護者向け、外国人向けのリーフレット、性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」ポスター作成費 (令和2年度については、コロナウイルス感染対策による予算補正のため、外国人向けリーフレット及び#8103ポスター作成事業は中止)

【事業スキーム図】



3 事業目標等																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>成果指標</th> <th></th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員に対する教養の徹底回数</td> <td>目標</td> <td>35回</td> <td>35回</td> <td>35回</td> <td>35回</td> <td>35回</td> <td>被害者支援活動実施率</td> <td>目標</td> <td>100%以上</td> <td>100%以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>実績</td> <td>43回</td> <td>66回</td> <td>73回</td> <td>28回</td> <td>42回</td> <td></td> <td>実績</td> <td>101.9%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村広報紙掲載回数</td> <td>目標</td> <td>60回</td> <td>60回</td> <td>60回</td> <td>60回</td> <td>60回</td> <td>広報啓発活動回数</td> <td>目標</td> <td>144回</td> <td>144回</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>実績</td> <td>40回</td> <td>38回</td> <td>43回</td> <td>45回</td> <td>63回</td> <td></td> <td>実績</td> <td>133回</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	成果指標		R3	R4	R5	職員に対する教養の徹底回数	目標	35回	35回	35回	35回	35回	被害者支援活動実施率	目標	100%以上	100%以上			実績	43回	66回	73回	28回	42回		実績	101.9%			市町村広報紙掲載回数	目標	60回	60回	60回	60回	60回	広報啓発活動回数	目標	144回	144回			実績	40回	38回	43回	45回	63回		実績	133回		
成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	成果指標		R3	R4	R5																																																	
職員に対する教養の徹底回数	目標	35回	35回	35回	35回	35回	被害者支援活動実施率	目標	100%以上	100%以上																																																		
	実績	43回	66回	73回	28回	42回		実績	101.9%																																																			
市町村広報紙掲載回数	目標	60回	60回	60回	60回	60回	広報啓発活動回数	目標	144回	144回																																																		
	実績	40回	38回	43回	45回	63回		実績	133回																																																			

【指標の考え方】

- 本事業は、県警、知事部局、市町村、民間犯罪被害者支援団体等が一体となった総合的かつ計画的な取組みにより、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図ることが目標である。
- 本事業の成果を数値化することは困難であるため活動指標を設定し取り組んできたが、令和4年度からはより取組状況を反映した指標とするため見直しを行い、

<p>① 被害者支援活動を実施すべき事件・事故に対して確実に支援活動を行った割合として、被害者支援活動実施率（目標 100%以上）</p> <p>② 県民に各種支援制度や相談窓口を周知し、それらの利用促進を図るとともに、犯罪被害者等に対する関心や理解浸透を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成することを目的とした、広報啓発活動件数（目標は県下 72 市区町村で年 2 回実施）と設定した。</p> <p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 3 年中の「職員に対する教養の徹底回数」は、コロナウイルス感染予防のため対面による教養の機会が減少したが、その代替としてウェブによる講習を行うなどして教養の徹底に努めた結果、42 回と目標（35 回）を達成した。 令和 3 年中の「市町村広報誌掲載回数」は、特に犯罪被害者週間である 11 月 25 日から 12 月 1 日の間に、県警本部・各警察署が広報誌掲載に集中的に取り組んだ結果、63 回と目標（60 回）を達成した。 	
---	--

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等への支援は、常に、全国的に均一で高水準で受けられること及びその充実を図っていくことが求められており、本県においても、平成 19 年以降、順次犯罪被害者等が自己負担していた各種費用の公費支出制度を整備してきたことで、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減や安全の確保につながっている。 平成 29 年度からは、カウンセリング費用の公費負担制度を整備、令和元年度からは、被害者の支援活動時に必要な費用に資することができる被害者支援活動費や県民の被害者支援への理解を深めるための広報啓発資料を整備するなど、犯罪被害者等のさらなる負担軽減につなげている。 犯罪被害者等への支援を充実することで、潜在化しがちな性犯罪等の届出を促進し、被害者の負担を軽減するとともに、ひいては、認知した事件の検挙を通じて、新たな被害を防止することも可能となり、犯罪抑止の面からも有効である。 事業については、犯罪被害者支援協議会や民間犯罪被害者支援団体等の関係機関との連携のほか、県内の大学生に対する講義、犯罪被害者支援活動等に関する広報月間（毎年 11 月）などにおいて周知を図り、警察職員に対しては、各種教養により制度の理解、確実な適用を図っている。 <p>※ 犯罪被害者支援協議会での取組状況</p> <p>犯罪被害者支援協議会は、警察署ごとに、犯罪被害者支援に関わる機関・団体によって構成されており、そのメンバ一間の連携や具体的な事案への対応能力の向上が求められている。</p> <p>よって、平成 23 年からは同協議会において、具体的な事例に基づき、被害直後から時間の経過に伴って被害者がどのような支援を必要とし、どの機関がいかなる支援を行っていくかについて検討する被害者支援シミュレーションを導入している。</p> <p>また、犯罪被害者が直面している法的・民事的問題を解消するため、各警察署犯罪被害者支援協議会（県下 33 協議会）において、平成 26 年から、福岡県弁護士会犯罪被害者支援に関する委員会所属弁護士の参画を促し、同協議会の活性化と被害者支援の充実強化を図っている。</p>
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別の事業ごとに、公費支出の適用除外規定（被害者に犯罪を誘発又は容認する行為があった場合等）を設けており、真に支援を必要とする被害者に対する事業を推進している。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	18,465	22,669	20,092	時 間	31,025	29,340	29,340
（うち一般財源）	9,919	12,016	10,574	人件費（千円）	125,279	118,475	118,475

6 見直しの内容	(繼続) 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）	(一部改善) 縮小)
終了（完了）	再構築（他の事業に組み替え）	廃止)

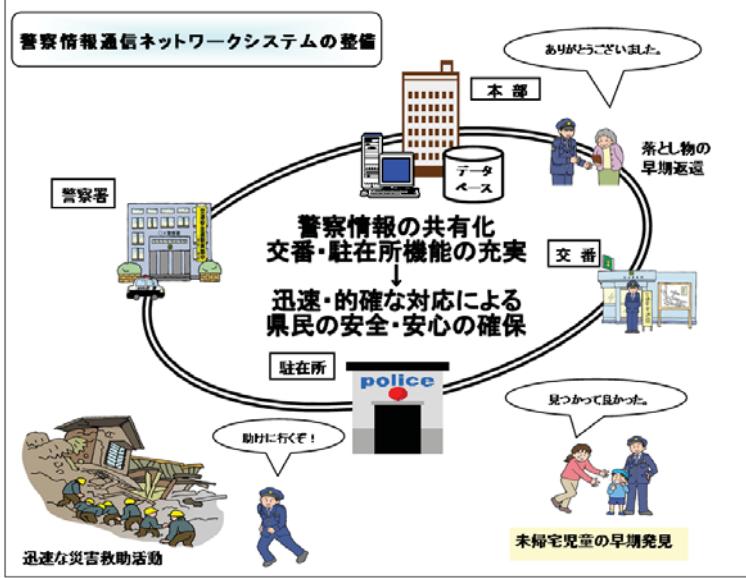
【上記の理由】
犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害に加え、被害後も、経済的負担や深刻な精神的被害といった二次的被害に苦しんでいる状況にあることから、今後も本事業を継続する必要がある。

(費用対効果の向上)
本事業は出来る限り全国的に同水準で行われることが求められている。今後、更に犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図るために改正、拡充した支援事業及び既存の支援事業が、犯罪被害者等のニーズに即して適切に適用されるよう、職員への教養を更に徹底していく。
(部局間の調整・連携)
警察署ごとに設置されている犯罪被害者支援協議会や福岡県犯罪被害者支援協議会（事務局：人づくり・県民生活部生活安全課）の参加機関・団体、市町村等の相談窓口とも更に連携し、本事業をはじめ、情報提供活動、性犯罪捜査官の活用、民間犯罪被害者等支援団体との連携によるきめ細かな犯罪被害者支援、各種犯罪被害者支援施策の広報に努める。

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	防災危機管理体制整備事業			部課(室)	警察本部総務部 情報管理課		事業開始年度	H26
-----	--------------	--	--	-------	------------------	--	--------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり		
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進	具体的な取組	1	県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進		

1 事業のねらい・目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駐在所の通信インフラを確保することにより、安全かつ安心な地域社会の実現と県民生活の利便性の向上を図る。 ○ 情報通信ネットワークを整備することにより、情報セキュリティの強化を図る。 							
2 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駐在所を拠点とした災害活動に迅速・的確に対応するための機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等の寸断による孤立化が懸念される駐在所と県警災害本部等とがネットワークを介して被災情報等を共有 ・ 被災情報等を共有することにより、駐在所を拠点とした迅速かつ的確な避難誘導や救助活動等が可能 ○ 警察情報の共有による「生活安全センター」（※）機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民への迅速な情報提供 → 地域安全情報の提供による安全安心の確保 ・ 行方不明者や未帰宅老人等の即時手配による発見保護活動の向上 ・ 犯罪発生状況や不審者情報等のタイムリーな入手と早期解決に向けた迅速な対応 ○ 遺失物管理システムの運用による県民サービスの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐在所届出時のリアルタイムな手配・照会による落とし物の早期返還の実現 ○ ネットワークの整備による情報セキュリティの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速かつ安全な情報伝達手段の確保及びデータの送受信による警察情報（個人情報等）の漏洩防止 							
【事業スキーム図】	 <p>警察情報通信ネットワークシステムの整備</p> <p>警察署と本部、交番、駐在所がネットワークで接続。データベースを通じて警察情報の共有化が実現。駐在所機能の充実により、迅速・的確な対応による県民の安全・安心の確保が図られる。</p> <p>効果:</p> <ul style="list-style-type: none"> 駐在所の高度化による業務の効率化 警察情報の共有化と有効活用 ネットワークを利用した警察情報の伝達 駐在所での遺失物管理システムの運用 <p>災害活動に対応するための駐在所機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 「生活安全センター」機能の強化 駐在所における住民サービスの向上 情報セキュリティの強化 <p>地元住民の安全・安心の確保</p>							

3 事業目標等									
成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ネットワーク整備駐在所数	目標	107箇所							
	実績	107箇所	—	—	—	—	—	—	—

【指標の考え方】

- ・ 事業開始時（平成26年度）に、県下の全駐在所（107箇所）へのネットワーク整備駐在所数を目標指標として設定していたが、同年度中に全駐在所へのネットワーク整備を完了した。
- ・ 安全かつ安心な地域社会の実現と県民生活の利便性の向上を図るために、ネットワークの整備による県民に身近な駐在所機能の拡充が必要であることから、整備駐在所数を成果指標としていたところであり、新たな成果指標の設定は困難である。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 平成26年度中に全駐在所へのネットワーク構築作業を完了した。
- 成果指標の設定は困難であるが、新たなシステムの導入等により、駐在所機能の更なる高度化に努め、システムの活用や情報の共有化等により、県民の安全・安心や利便性を更に高めていき、その状況を把握するため、活動指標を設定する。

指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
遺失物・拾得物取扱件数	実績	880,779	934,400	996,122	1,005,136	1,015,024	1,002,227	767,964	753,611
遺失物管理システム照会件数	実績	424,831	567,121	646,616	655,627	769,233	700,907	335,096	320,583
遺失物返還件数	実績	93,276	97,789	105,065	111,458	112,504	114,808	97,389	96,450
警察相談受理件数	実績	70,456	76,443	74,938	79,456	75,944	77,436	78,076	84,325

※ 実績については県警全体の数値を計上

4 有効性・効率性

- 災害発生時にネットワークを活用することにより、災害対策本部等と現地の拠点となる駐在所間で、被災状況の映像データ等の伝達が可能となるため、迅速・的確な指示による避難誘導措置や救助活動が可能となる。
- 駐在所における遺失物管理システムの運用に伴い、駐在所からのリアルタイムな手配・照会が可能となったことから、落とし物の早期発見・返還につながり、県民のサービス向上が図られた。
- 警察本部・警察署と駐在所における事件・事故の発生情報、画像情報等のリアルタイムな伝達・共有化が可能となった。
- ネットワークの活用により警察署等への文書搬送業務が大幅に削減されることによって、パトロール活動等の街頭活動時間を確保することが可能となった。
- 電子メール等を利用した情報伝達が可能となったことから、USB等外部記録媒体の紛失等に起因する警察情報の漏洩防止が図られ、警察情報のセキュリティ体制が強化された。

【事業の効率性】

- 各駐在所への伝達文書を電子データで送信することにより、資料配布に伴う業務の効率化・省力化を図るとともに、文書の電子データ化により、印刷用紙の使用量が抑制されるなど、経費削減につながった。

5 事業費（千円）	R2 決算	R3 当初	R4 当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	9,449	9,449	9,449	時間	260	260	260
(うち一般財源)	9,449	9,449	9,449	人件費(千円)	1,050	1,050	1,050

6 見直しの内容

（継続）（拡充 改善（実施方式の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小）
（終了）（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）

【上記の理由】

- ネットワークを利用した遺失物管理システム等の運用により、住民サービスの向上や警察業務の効率化・省力化による街頭活動強化等に効果を発揮しており、引き続き、県民の安全・安心を確保するため、今後も継続して本事業を推進していく必要がある。

【見直し内容】

（費用対効果の向上）

- システムを最大限に活用するため、情報伝達訓練や操作教養等を通じた職員個々のスキルアップを図る。
- 犯罪発生状況や不審者情報等をリアルタイムに共有できるネットワークシステム等の効果的な活用を推進する。
- （その他）
- 通信の暗号化やセキュリティソフトの導入、規定に基づく管理体制の整備、職員に対する研修指導を行うなどの情報セキュリティ対策を引き続き推進する。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	交番ネットワーク整備事業			部課(室)	警察本部総務部 情報管理課	事業 開始年度	H24	
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる			中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進			具体的な取組	1	県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進

1 事業のねらい・目的

- ネットワークシステムを活用した交番の機能拡充により、県民のニーズに応えた安全かつ安心な地域社会の実現と県民生活の利便性の向上を図る。
- 情報通信ネットワークを整備することにより、情報セキュリティの強化を図る。

2 事業概要

【効果】

情報通信ネットワークの延伸による

交番での遺失物管理システムの運用

警察情報の共有化と有効活用

交番機能の高度化による犯罪の抑止

ネットワークを利用した警察情報の伝達

交番における住民サービスの向上

- ・ 遺失物管理システムの365日24時間運用による県民サービスの向上
- ・ 交番届出時のリアルタイムな手配・照会による落とし物の早期返還の実現

「生活安全センター」機能の強化

- ・ 県民への迅速な防犯情報等の提供による交番の安全センター機能の強化
- ・ 犯罪発生状況や不審者情報等のリアルタイムでの入手による早期解決に向けた迅速な対応

地域警察官の現場執行力の強化

- ・ 業務の効率化により立番やパトロール活動を強化し、住民の安心感を醸成
- ・ 犯罪発生状況等の迅速な集約・分析に基づくパトロール活動や警戒活動による犯罪の抑止

情報セキュリティの強化

- ・ 情報通信ネットワークの交番までの延伸による迅速かつ安全な情報伝達手段の確保
- ・ ネットワークを活用したデータの送受信による警察情報(個人情報等)の漏洩防止

地域住民の安全・安心の確保

3 事業目標等

成果指標		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ネットワーク整備交番等数	目標	●			→	225箇所					
	実績	225箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	—

【指標の考え方】

- ・ 事業開始時(平成24年度)に、県下の全交番等(225箇所)へのネットワーク整備交番数を目標指標として設定していたが、同年度中に全交番等へのネットワーク整備を完了した。
- ・ 安全かつ安心な地域社会の実現と県民生活の利便性の向上を図るために、ネットワークの整備による県民に身近な「交番」機能の拡充が必要であることから、整備交番数を成果指標としていたところであり、新たな成果指標の設定は困難である。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 平成24年度中に全交番へのネットワーク構築作業を完了した。
- ・ 新たな成果指標の設定は困難であるが、新たなシステムの導入等により交番機能の更なる高度化に努め、システムの活用や情報の共有化等により、県民の安全・安心や利便性を更に高めていき、その状況を把握するため、活動指標を設定する。

指標		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
遺失物・拾得物取扱件数	実績	770,962	823,109	880,779	934,400	996,122	1,005,136	1,015,024	1,002,227	767,964	753,611
遺失物管理システム照会件数	実績	193,480	348,389	424,831	567,121	646,616	655,627	769,233	700,907	335,096	320,583
遺失物返還件数	実績	87,351	89,999	93,276	97,789	105,065	111,458	112,504	114,808	97,389	96,450
警察相談受理件数	実績	63,874	66,611	70,456	76,443	74,938	79,456	75,944	77,436	78,076	84,325

※ 実績については県警全体の数値を計上

4 有 效 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交番における遺失物管理システムの運用に伴い、交番からのリアルタイムな手配・照会が可能となったことから、落とし物の早期発見・返還につながり、県民のサービス向上が図られた。 ・ 警察本部・警察署と交番における事件・事故の発生情報、画像情報等のリアルタイムな伝達・共有化が可能となった。 ・ ネットワークの活用により警察署等への文書搬送業務が大幅に削減されることによって、パトロール活動等の街頭活動時間を確保することが可能となった。また、リアルタイムに犯罪発生状況等が把握できることによって、より効果的なパトロール活動等を実施することができ、犯罪や交通事故を抑止し、県民の安心感の醸成に寄与した。 ・ 電子メール等を利用した情報伝達が可能となったことから、USB等外部記録媒体の紛失等に起因する警察情報の漏洩防止が図られ、警察情報のセキュリティ体制が強化された。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各交番への伝達文書を電子データで送信することにより、資料配布に伴う業務の効率化・省力化を図るとともに、文書の電子データ化により印刷用紙の使用量が抑制されるなど、経費削減につながった。

5 事業費(千円)	R2 決算	R3 当初	R4 当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	29,301	29,301	29,281	時間	313	313	313
(うち一般財源)	29,301	29,301	29,281	人件費(千円)	1,264	1,264	1,264

6 見直しの内容

(繼続) (拡充 改善 (実施方式の大きな変更等を伴うもの) 一部改善) 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・ 交番ネットワークを利用した遺失物管理システム等の運用により、住民サービスの向上や、警察業務の効率化・省力化による街頭活動強化等に効果を発揮しており、引き続き県民の安全・安心を確保するため、今後も継続して本事業を推進していく必要がある。

【見直し内容】

(費用対効果の向上)

- ・ システムを最大限に活用するため、操作教養等を通じた職員個々のスキルアップを図る。
- ・ 犯罪発生状況や不審者情報等をリアルタイムに共有できるネットワークシステム等の効果的な活用を推進する。
(その他)
- ・ 通信の暗号化やセキュリティソフトの導入、規定に基づく管理体制の整備、職員に対する研修指導を行うなどの情報セキュリティ対策を引き続き推進する。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	女性警察官の採用・登用拡大事業			部課(室)	警察本部 警務部警務課 総務部施設課	事業開始年度	R1
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる			中項目	15 ジェンダー平等の社会づくり
	小項目	1	ジェンダー平等・男女共同参画の推進			具体的な取組	1 ジェンダー平等・男女共同参画の推進

1 事業のねらい・目的	<p>女性警察官の採用・登用を拡大し、優秀な女性警察官を確保することにより、組織力を強化するとともに、女性が働きやすい職場環境を整備し、女性の活躍推進を図る。</p>	
2 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的な採用募集勧奨活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ SNS等を活用した女性警察官採用募集勧奨活動 <ul style="list-style-type: none"> 10代、20代の利用率が高いSNS (YouTube、LINE、Twitter、Instagram) に募集広告及びPR動画を配信し、福岡県警察採用センター（HP）へ誘導（動画は企業説明会等でも活用） ・ 福岡県電子申請システムを利用した受験申込受付 福岡県電子申請システムを使用し、SNSから誘導した受験者の申込受付までの導線を確保 ○ 警察署における女性専用施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> 更衣室、仮眠室、トイレ、シャワー室等の計画的な整備（4ヵ年） 	
<p>【事業スキーム図】</p> <p>【女性専用施設の整備】</p> <p>警察署の更衣室、仮眠室、シャワー等の整備</p> <p>交番は別事項で整備</p> <p>女性警察官の活躍推進</p>		

3 事業目標等																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3.12</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受験競争倍率を現状以上にする</td> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>現状以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>実績</td> <td>7.1倍</td> <td>5.6倍</td> <td>8.3倍</td> <td>5.3倍</td> <td></td> </tr> <tr> <td>24警察署における女性専用施設の整備を行う</td> <td>目標</td> <td>一</td> <td>9警察署</td> <td>4警察署</td> <td>6警察署</td> <td>5警察署</td> </tr> <tr> <td></td> <td>実績</td> <td></td> <td>9警察署</td> <td>4警察署</td> <td>2警察署</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			成果指標	H30	R1	R2	R3.12	R4	R5	受験競争倍率を現状以上にする	目標			現状以上				実績	7.1倍	5.6倍	8.3倍	5.3倍		24警察署における女性専用施設の整備を行う	目標	一	9警察署	4警察署	6警察署	5警察署		実績		9警察署	4警察署	2警察署	
成果指標	H30	R1	R2	R3.12	R4	R5																															
受験競争倍率を現状以上にする	目標			現状以上																																	
	実績	7.1倍	5.6倍	8.3倍	5.3倍																																
24警察署における女性専用施設の整備を行う	目標	一	9警察署	4警察署	6警察署	5警察署																															
	実績		9警察署	4警察署	2警察署																																
<p>【指標の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 過去の受験者数等から総合的に今後の見込みをシミュレーションしている。 ○ 警察署における現在の狭隘度や今後の女性警察官の配置、予算措置等に鑑み4ヵ年で24警察署の整備を行うこととしている。 ※ 福岡市中央区の開発等に伴う人口増加、性犯罪認知件数の高水準での推移等に鑑み、増員数を修正し、女性専用施設の整備を行う警察署として中央警察署を追加し、当初整備対象であった小郡警察署については本事業による整備が不要となつたため、対象から外した（事業目標数に変更はなし）。 																																					
<p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受験競争倍率を現状以上にする。 <p>令和元年度の倍率は5.6倍であり、台風の影響により試験日程の変更を余儀なくされ、他県警察と日程が重複したことにより減少した。</p> <p>令和2年度の倍率は8.3倍であり、目標数値を上回った。</p> <p>令和3年度の倍率は5.3倍であり、警察官B（早期採用女性）未実施及び採用予定数の増加により目標数値を下回った。</p> ○ 24警察署における女性専用施設の整備を行う <p>初年度から計画的に女性専用施設の整備を行い、令和2年度は4警察署において女性専用施設等を整備した。</p> 																																					

有効性・効率性	4 【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的な採用募集勧奨活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 10代、20代の若年層の利用率が高いSNSを活用し、女性警察官魅力PR動画を配信し、これに関心を持った方を福岡県警察採用センターサイトに誘導し、これまで手の届かなかった潜在的な受験者層を含め、より幅広い受験者層に対する受験意欲の醸成につながった。 ・ 令和3年度のSNS広告におけるサイトアクセス数は新たにTikTokをメディアとして加えた結果、令和2年度と比較して約5000件増加しており、チラシなどの他の広告媒体よりも直接的かつ効率的に受験者層への情報発信を行うことができた。 ○ 警察署における女性専用施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年に策定した、令和5年度までに全警察官に占める女性警察官の割合を10%とするという計画により、女性警察官の割合は年々増加しており、警察署における女性専用施設を計画的に整備し、女性が勤務しやすい職場環境を整えていることで、女性警察官の活躍につながり、ひいては県民の安全・安心の確保につながっている。

【事業の効率性】
<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS等から県警察採用センターサイトを閲覧した方がサイト上で直接受験申込みをすることが可能となり、受験申込手続きに係る利便性の向上と事務手続等の負担軽減に繋がっている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	36,313	47,242	38,865	時間	2,255	3,857	2,795
(うち一般財源)	5,813	18,042	6,165	人件費（千円）	9,106	15,575	11,287

6 見直しの内容
継続 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小（）
終了 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止
【上記の理由】
本事業に基づき、目標値を上回る受験競争倍率による優秀な女性警察官の確保、計画的な女性専用施設による女性警察官の活躍など一定の成果が認められることから、引き続き、優秀な人材の確保、女性専用施設の整備について本事業を推進していく。
【見直し内容】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性警察官魅力PR動画の作成完了により、更なる効果的な活用を図り、優秀な女性警察官の確保につなげる。（▲2,145千円） ・ 令和5年度中に全警察官に占める女性警察官の割合を10%にする計画に向け取り組んでいるところ、女性警察官の増加による施設不足を解消するため、計画的に女性専用施設を整備し、女性警察官が働きやすい環境を整えていくことで、更なる女性警察官の活躍推進を図る。

(様式 1 号)

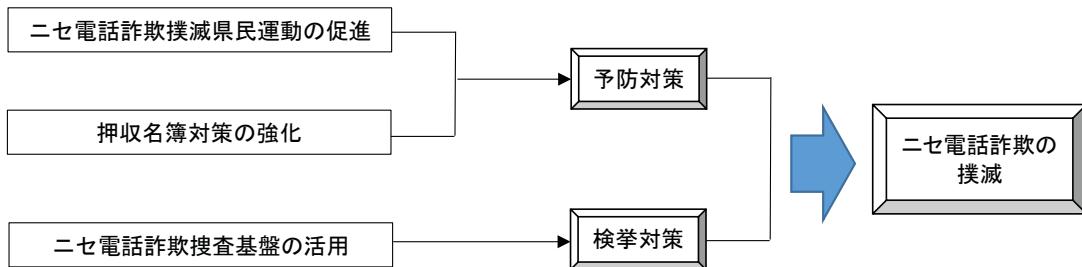
R 3 年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	「ニセ電話詐欺」対策事業 (被害阻止対策事業)			部課(室)	警察本部 生活安全部生活安全総務課 刑事部捜査第二課		事業開始年度	H27
-----	----------------------------	--	--	-------	----------------------------------	--	--------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり		
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進	具体的な取組	1	県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進		

1 事業のねらい・目的	「ニセ電話詐欺」の撲滅
2 事業概要	
1 ニセ電話詐欺撲滅県民運動の促進	
(1) ニセ電話気づかせ隊による活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> チラシの配布及びポスターの掲示 <input type="radio"/> ニセ電話気づかせ隊に対する「ニセ電話気づかせ隊通信」の送付 <input type="radio"/> ニセ電話詐欺の被害阻止者に対する阻止功労賞の贈呈
(2) 関係機関等と連携した水際対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> オートコール事業による被害阻止活動の促進
(3) 被害者と被疑者の物理的遮断	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 民間の力を活用した防犯機能付き電話機「まっ太フォン」の普及啓発
2 押収名簿対策の強化	<p>被害に遭う可能性の高い押収名簿登載者への効果的・効率的な啓発活動を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 押収名簿登載者に対する注意喚起用ハガキの送付 <input type="radio"/> 押収名簿登載者に対するコールセンターからの電話による注意喚起
3 ニセ電話詐欺捜査基盤の活用による検挙の徹底	<p>現場設定型捜査資機材を活用し、迅速かつ的確な捜査により、被疑者の早期検挙及び被害の防止を図る。</p> <p>【現場設定型捜査資機材】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 現場検挙資機材 (ICレコーダー等) <input type="radio"/> 本部用資機材 (無線機、車載カメラ、対刃防護衣、電池等) <input type="radio"/> 被害者用資機材 (無線機、耐刃防護衣、イヤホンセット等) <input type="radio"/> 証拠資料収集機器 <input type="radio"/> 現場設定型捜査資機材 (携帯電話アダプターセット)

【事業スキーム図】



成果指標	H30	R1	R2	R3	R4	～	R8
ニセ電話詐欺被害額 (総合計画)	目標			→ 4億円以下		→	3.5億円以下
	実績	8.3億円	6.8億円	3.9億円	7.6億円		
広報啓発活動	目標	—	—	—	2,000回		
	実績	2,072回	2,528回	1,092回	937回		

【指標の考え方】

- 令和3年までに、現在と同じ基準で統計を取り始めた最低の被害額（平成23年の被害額3.9億円）の水準に戻すものとして算出した。
- 広報啓発活動は、「まっ太フォン」を普及啓発する街頭キャンペーン活動や金融機関をはじめとするニセ電話気づかせ隊に対する防犯講話などの開催回数を指標に設定し、コロナ禍以前（R1以前）の開催実績を踏まえ、2,000回を目標値とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和3年中におけるニセ電話詐欺の認知件数は329件 (+128件)、被害額7.6億円 (+3.7億円) と還付金詐欺が急増したことから前年と比べて目標値（4億円以下）を大きく上回った。

- ニセ電話詐欺の認知件数
 - ・令和元年 279件 (前年比-117件)
 - ・令和2年 201件 (前年比-78件)
 - ・令和3年 329件 (前年比+128件)
- ニセ電話詐欺の被害額
 - ・令和元年 6.8億円 (前年比-1.5億円)
 - ・令和2年 3.9億円 (前年比-2.9億円)
 - ・令和3年 7.6億円 (前年比+3.7億円)

【事業の有効性】

1 ニセ電話詐欺撲滅県民運動の促進

(1) ニセ電話気づかせ隊による活動の活性化

「ニセ電話気づかせ隊」に対する、犯行手口や声掛けの着眼点等を掲載した「ニセ電話気づかせ隊通信」の送付、被害対象者に対する声掛けを呼び掛けるチラシの配布やポスターの掲示により、被害阻止活動の活性化を図った結果、被害阻止率は高水準で推移しており、下記『被害阻止状況の推移』のとおり、同阻止活動がなければ、被害が大幅に拡大していたことは明らかであり、同事業の有効性は非常に高い。

また、被害を阻止した方に対し、阻止功労賞を贈呈することにより、被害阻止に向けた社会気運の醸成を図るとともに、被贈呈者はもとより、被贈呈者が所属する機関・団体のモチベーションの維持・向上につながっている。

(2) 関係機関等と連携した水際対策の強化

予兆電話多発時、多発地域の被害者や被疑者と接する可能性が高い金融機関に対して、予兆電話の内容及び被害者への声掛け要請を自動音声で一斉発信するオートコールシステムにより、短時間で効率的に情報発信が可能となり、金融機関職員による阻止件数が増加するなど水際対策の強化に寄与している。

(3) 被害者と被疑者の物理的遮断

被害の多くは固定電話に対する予兆電話であることから、自主防犯活動を促し、防犯機能付き電話機器「まつ太フォン」の普及啓発により、被害者と被疑者を物理的に遮断することで被害防止を促進している。

《被害阻止状況の推移》

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
阻止件数	497件	465件	937件	617件	390件	343件	633件
被害件数	497件	352件	597件	396件	279件	201件	329件
合計	994件	817件	1,534件	1,013件	669件	544件	962件
阻止率	50.0%	56.9%	61.1%	60.9%	58.3%	63.1%	65.8%

2 押収名簿対策の強化

被害に遭うリスクが一般県民より約5倍高い押収名簿登載者に対し、犯人グループから差し押された名簿に氏名、住所、電話番号が掲載されていたことを記載したハガキを送付するとともに、コールセンターから電話による注意喚起を行い、多角かつ重層的に情報を発信することで、犯行に対する抵抗力が強化され、ニセ電話詐欺被害の減少に寄与している。

3 ニセ電話詐欺捜査基盤の整備による検挙の徹底

配備された各種資機材を活用した「だまされた振り作戦」を始め、職務質問など、現場検挙活動を推進し、被疑者の徹底検挙を図るとともに、その後の突き上げ捜査を徹底している。

《検挙状況》

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総検挙人員	42人	70人	58人	64人	60人	59人
現場設定による検挙人員	10人	27人	8人	3人	1人	8人
職務質問による検挙人員	0人	1人	3人	12人	18人	10人
突き上げ捜査による検挙人員	25人	28人	22人	12人	13人	13人

【事業の効率性】

1 ニセ電話詐欺撲滅県民運動の促進

手口の巧妙化等に伴い、手口を知っていても被害に遭う者が後を絶たないことから、

被害者と接する機会の多い金融機関等に対する「ニセ電話気づかせ隊」への参加の呼び掛け、情報提供、被害対象者への声掛け要請

など、被害に遭う過程に着目して、第三者の介入による被害阻止対策を講じた結果、被害阻止率を高水準で維持し、被害の未然防止につながっている。

2 押収名簿対策の強化

押収名簿登載者に対する啓発ハガキの送付に加えて、電話による直接の注意喚起を行うことで、より効率的かつ効果的に押収名簿登載者の抵抗力の強化を図ることができている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	24,570	27,278	13,843	時 間	8,301	8,337	6,951
（うち一般財源）	18,068	18,427	11,966	人件費（千円）	33,520	33,665	28,069

6 見直しの内容

(継続)(拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 (縮小))
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

令和2年のニセ電話詐欺の被害については、認知件数、被害額とともに前年と比べて減少し、事業目標である被害額4億円以下を達成したものの、コロナ禍の影響が大きいと思料され、過去5年の平均被害額は7.7億円である。

令和3年は、非接触型である還付金詐欺が急増し、年間被害額(7.6億円)は目標値を大きく上回り、今後も被害が多発するおそれがあることから、継続した抑止対策及び検挙対策を推進する必要がある。

【見直し内容】

押収名簿対策強化のうち、押収名簿登載者に対するコールセンターからの電話による注意喚起については、今年度で終了(▲12,848千円)

(様式1号)

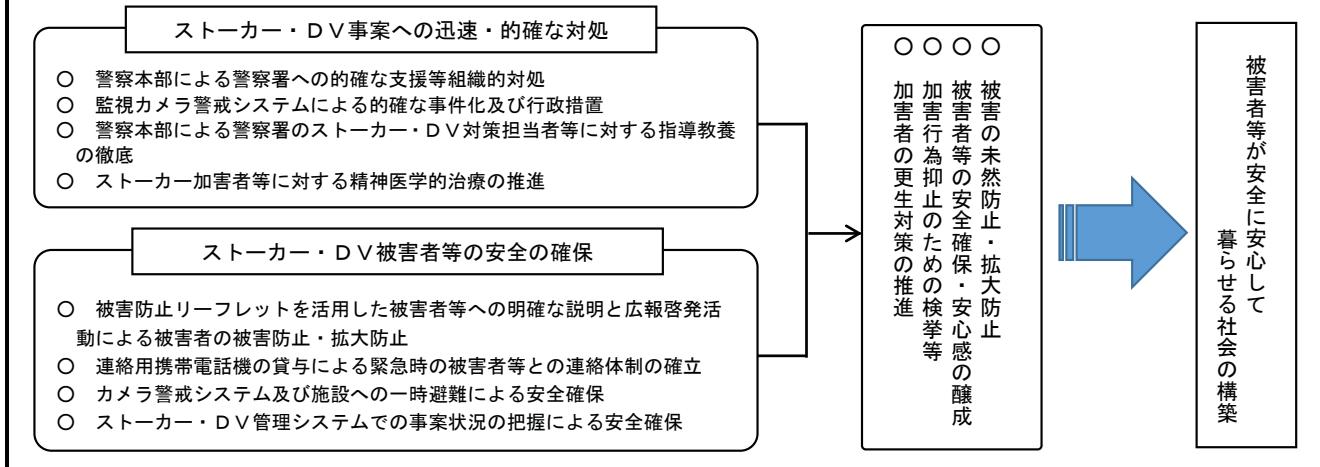
R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	DV・ストーカー対策事業			部課(室)	警察本部生活安全部 人身安全対策課	事業開始年度	H18
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的、経済的に厳しい状況にある方への支援	
	小項目	1	DV防止対策及び被害者支援	具体的な取組	1 2	配偶者や交際相手からの暴力防止対策及び被害者支援 ストーカー対策の推進	

1 事業のねらい・目的					
<input type="checkbox"/> ストーカー・DV被害者等の保護対策の推進 <input type="checkbox"/> ストーカー・DV事案に係る的確な事件措置及び行政措置の推進 <input type="checkbox"/> ストーカー加害者等への精神医学的治療による更生対策の推進					

2 事業概要					
(1) ストーカー・DV事案への迅速・的確な対処 <input type="checkbox"/> 事案対処に当たっては、認知の段階から警察署と警察本部が一体となった組織的対処を図る。 <input type="checkbox"/> ストーカー行為特定用ドライブレコーダーや監視カメラ警戒システムを活用してストーカー行為の証拠資料を収集し、ストーカー規制法違反による検挙や禁止命令等の行政措置を講じる。 <input type="checkbox"/> ストーカー・DV管理システムを的確に運用し、関係情報の組織的な共有・管理を図り、迅速に事案対処する。 <input type="checkbox"/> 警察署のストーカー・DV対策担当者及び当直責任者等に対する各種研修、業務指導を行い、現場の事案対処能力の向上を図る。 <input type="checkbox"/> 精神医学的見地からのストーカー加害者の更生対策を推進し、医療機関の受診を拒否又は躊躇する加害者に対しては、精神保健福祉士の面談を実施することにより医療機関への受診を促し、再犯・再被害防止を図る。					
(2) ストーカー・DV被害者等の安全の確保 <input type="checkbox"/> 被害者等に対し、被害防止リーフレットを活用するなどして、警察におけるストーカー規制法及びDV防止法に基づく措置についての説明や防犯指導を行うとともに、防犯教室、街頭キャンペーン等における広報啓発活動も推進し、被害防止・拡大防止を図る。 <input type="checkbox"/> 被害者等に対し、必要に応じて位置の特定が可能な連絡用携帯電話機及び緊急通報装置を貸与するほか、危険性・切迫性が高い事案については、監視カメラ警戒システムによる警戒やホテル等への公費による緊急一時避難により、被害者等の安全確保を図る。					

【事業スキーム図】



3 事業目標等						
成果指標	H29	H30	R1	R2	R3	R4
担当者研修会	目標	4回(100名)	4回(100名)	4回(100名)	4回(100名)	4回(100名)
	実績	20回(452名)	53回(2,810名)	46回(1,770名)	32回(759名)	29回(911名)
巡回業務指導	目標	35回	70回	70回	70回	70回
	実績	70回	70回	70回	17回	22回
広報啓発活動	目標	12回(300名)	12回(300名)	12回(300名)	12回(300名)	12回(300名)
	実績	15回(1,570名)	17回(1,240名)	31回(1,052名)	24回(638名)	16回(443名)

【指標の考え方】

- ストーカー・DV事案に係る「被害の未然防止・拡大防止」「被害者等の安心感の醸成」を目標としているが、実態を表す指標がないことから、活動状況を示す「担当者研修会」「巡回業務指導」を指標とし、平成29年から新たに「広報啓発活動」を追加設定した。(担当者研修会の目標は、係員増員に伴い、平成29年から4回100名に変更)
- 担当者研修会は、地区別研修会、各種専科教養等の回数を指標とし、四半期毎の4回を目標値とする。
- 巡回業務指導は、35警察署に対し現場支援等あらゆる機会を活用して業務指導等を行うものであり、70回を目標値とする。(相談等件数の増加等に伴い、指導を強化するため、平成30年から70回(各警察署年2回以上)に変更)
- 広報啓発活動は、街頭活動及び部外向け研修会の回数を指標に設定し、毎月1回(1回25名)を目標値とする。

【目標達成状況】

令和3年12月末現在

- 担当者研修会が目標値4回（100名）のところ、29回（911名）
- 巡回業務指導が目標値70回のところ、22回
- 広報啓発活動が目標値12回（300名）のところ、16回（443名）

という結果になっている。

なお、巡回業務指導については、各警察署担当者に対する個別業務指導のほか、全署員に対する教養も実施している。

巡回業務指導の実施回数が減少した理由は、新型コロナウィルスの感染拡大に伴い、業務指導等ができなかつた期間があるため。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ストーカー・DV事業の令和3年12月末の相談等件数は、ストーカー事業が1,471件（前年比-154件）、DV事業が2,528件（前年比-219件）と前年比では減少しているが、全国と比較して高水準で推移している。 ストーカー・DV事業への対処に当たり、被害者に対してはリーフレットを活用した適切な説明に努めるなどして、自己の置かれた危険な状況を理解させ、加害者に対してはドライブレコーダーや監視カメラシステムを活用してストーカー行為を立証し、各種法令を駆使して的確な事件化、禁止命令の発出、警告を実施するとともに、更生に向けた対策も講じている。
【事業対処状況（令和3年12月末現在）】	
<ul style="list-style-type: none"> ストーカー規制法に基づく禁止命令：127件（前年比+14件） ストーカー規制法違反検挙件数：53件（前年比+2件） ストーカー事業の刑法・特別法による検挙件数：161件（前年比±0件） DV防止法（保護命令）違反：2件（前年比-3件） DV事業の刑法・特別法による検挙件数：988件（前年比+2件） 加害者更生に向けた医療機関受診・面談実施件数：39件（前年比+3件） 	
【事業の効率性】	
<ul style="list-style-type: none"> 平成31年4月から、24時間3交替制勤務で警察署からの速報受理、助言指導及び現場の支援を行う「初動支援第1～3係」の運用を開始するなど、警察署の支援体制を強化し、他部門と連携した迅速・的確な事業対処を図っている。 数年毎に最新機器への更新が可能な監視カメラシステムの活用により、被害者等に安心感を与えるとともに、捜査員による張り込み捜査によらずとも、ストーカー行為の立証が可能となり、捜査効率が向上している。 被害防止リーフレットは、関係機関や教育機関との研修会、連絡会議、防犯教室における広報・啓発のための配布資料とするだけでなく、被害者等への警察が執り得る措置や各種手続についての説明資料として活用している。 	

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	26,950	35,034	32,488	時間	76,896	76,896	74,052
（うち一般財源）	26,074	29,642	28,026	人件費（千円）	310,507	310,507	299,022

6 見直しの内容

(継続)(拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小)
 終了(完了 再構築（他の事業に組み替え）廃止)

【上記の理由】

- 全国警察において被害者等の安全確保を最優先とした対処体制を強化している中、相談等件数及び措置件数が高水準で推移している当県においても、最前線で事態対処に当たる警察署への本部による支援の必要性は益々高まっており、対処体制を強化し、警察署と警察本部が一体となった組織的対処を推進していく必要がある。
- 対処に当たっては、各種法令に基づく的確な事件化、行政措置の適用等のため、職員のレベルアップを図る必要があり、専科教養、担当者研修会、警察署に対する業務指導を通じ、継続的な職員への指導教養を行っていく必要がある。
- この種事業は、警察による事件化や行政措置のみでは問題（原因）の根本解決に至らず、再被害に遭う場合も多いことから、福岡県男女共同参画推進課、児童家庭課、保健医療介護総務課及び各市町村との連携を強化し、被害防止を図っていく必要がある。
- 福岡県精神保健福祉士協会等の関係機関との連携を強化し、精神医学的治療によるストーカー加害者の更生対策を推進することにより、再犯及び再被害防止を図っていく必要がある。

【見直し内容】

- (費用対効果の向上)
- 当県は、全国と比較して、若年層（30歳未満）のストーカー・DV被害者及び加害者の割合が高いことから、学校教育の場において被害防止リーフレットを配布するなど、県民の中でも特に若年層に対して、被害者にも加害者にもならないための啓発活動の強化を図っていく。
 - ストーカー行為特定用ドライブレコーダー等の整備完了により、ストーカー・DV被害者の安全確保を図る。（▲2,094千円）
 （部局間の調整・連携）
 - ストーカー・DV被害者の一時保護や自立支援を担う女性相談所のほか、DV等に至る根本原因が貧困・アルコール依存・精神障がいである場合は保健福祉事務所等と連携し、各部局がそれぞれの権限を發揮し、問題（原因）の根本解決による再被害防止を図ることで県民が安全に安心して暮らせる社会の構築を目指す。
 - 規制対象行為の拡大等が新たに規定された改正ストーカー規制法を的確に運用するとともに、ストーカー・DV管理システムを一部改修することにより、迅速・的確な情報共有等、組織的対応を図り、被害者の安全を確保していく。

(その他)

 - ストーカー加害者の精神医学的治療による更生対策について、福岡県精神保健福祉士協会と連携し、当県独自の取組である精神保健福祉士の面談制度の活用を図り、医療機関の受診率向上に向けた取組を推進していく。
 - 福岡県宅地建物取引業協会や不動産関連事業者との連携を強化し、より多くの中・長期的な避難場所を確保することにより、被害者等の安全確保を図っていく。

(様式 1 号)

R 3 年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	「非行少年を生まない社会づくり」推進事業			部課(室)	警察本部生活安全部 少年課		事業開始年度	H24
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる			中項目	24	教育の充実
	小項目	2	豊かな心の育成			具体的な取組	6	少年の非行防止と健全育成

1 事業のねらい・目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 街頭補導活動、薬物乱用防止教室の開催、非行集団の取締り ○ 非行少年に対する連絡・面接活動をはじめ、社会奉仕体験活動による立ち直り支援活動 ○ スクールサポーターによる学校と連携した児童生徒の非行防止と犯罪被害防止のための活動 ○ 少年補導員が地域活動における中心的な役割を担い、関係機関・団体と連携した街頭補導活動等を推進し、少年の非行防止と健全育成を図る。 																																																																										
2 事業概要	<p>(1) 少年非行防止対策の強化</p> <p>ア 街頭補導活動の強化 深夜はいかい、喫煙等の不良行為少年の補導を強化する。</p> <p>イ 薬物乱用防止対策及び悪質な非行集団に指向した取締りの強化 薬物乱用少年の検挙・補導、広報啓発活動による蔓延化の防止を図る。</p> <p>(2) 非行少年の立ち直り支援対策</p> <p>ア 非行少年や保護者に手を差し伸べる立ち直り支援 スポーツ活動、農業体験活動、料理教室の開催等を通じて、立ち直り支援を行う。</p> <p>イ (公社)福岡県少年警察ボランティア協会による立ち直り支援 少年補導員や少年警察学生サポーターが社会奉仕体験活動、スポーツ活動等を通じて、立ち直り支援を行う。</p> <p>(3) スクールサポーター制度</p> <p>学校における非行防止対策、子どもの安全対策を支援するための学校と警察の連絡調整要員として県内33警察署にスクールサポーターを配置し、「学校訪問による児童生徒の問題行動等の情報交換」、「学校周辺における犯罪に関する情報の把握及び学校への情報提供」等の活動により、児童生徒の非行と犯罪被害の防止を図る。</p> <p>(4) 少年補導員等による非行防止活動</p> <p>少年補導員等への支援を行うことを目的として設置された(公社)福岡県少年警察ボランティア協会の財政基盤の安定及び活動を充実させることで、少年補導員の自主的な活動を活性化し、更なる少年非行の防止、健全育成、犯罪被害の防止を図る。</p>																																																																										
【事業スキーム図】	<pre> graph TD A[少年非行防止対策の強化] --> B[非行少年の立ち直り支援の対策] B --> C[スクールサポーター制度] C --> D[少年補導員等による非行防止活動] E[非行少年を生まない福岡県の実現] --- C E --- D </pre> <p>少年非行防止対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 街頭補導活動の強化 ○ 薬物乱用防止対策及び悪質な非行集団に指向した取締りの強化 <p>非行少年の立ち直り支援の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 非行少年や保護者に手を差し伸べる立ち直り支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、教育委員会等関係機関と連携した社会奉仕体験活動、農業体験 ・ (公社)福岡県少年警察ボランティア協会による立ち直り支援 ・ 少年警察学生サポーター等による学習支援 等 <p>スクールサポーター制度</p> <p>スクールサポーターによる学校訪問活動</p> <p>警察署 ← 学校が抱えている問題の報告及び学校への支援活動の必要性を報告 → 学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の非行抑止・立ち直り支援対策 ○ 非行防止学習等への支援 ○ 児童生徒の安全確保対策の指導・助言 ○ 児童生徒の安全情報等の把握と提供 ○ いじめ問題への的確な対応 <p>少年補導員等による非行防止活動</p> <p>警察 ↔ 公益社団法人福岡県少年警察ボランティア協会の充実・強化</p> <p>補助金</p>																																																																										
3 事業目標等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>～</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">非行者率（総合計画）</td> <td>目標</td> <td>9.8人以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→ 4.5人以下</td> <td></td> <td>→</td> <td>1.5人以下</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>4.1人</td> <td>3.4人</td> <td>2.9人</td> <td>2.5人</td> <td>2.4人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再犯者数（総合計画）</td> <td>目標</td> <td>－</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→ 720人</td> <td></td> <td>→</td> <td>180人</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>606人</td> <td>492人</td> <td>377人</td> <td>336人</td> <td>285人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">スクールサポーター学校訪問回数</td> <td>目標</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>17,996回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>14,624回</td> <td>14,599回</td> <td>15,844回</td> <td>16,963回</td> <td>16,562回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4	～	R8	非行者率（総合計画）	目標	9.8人以下				→ 4.5人以下		→	1.5人以下	実績	4.1人	3.4人	2.9人	2.5人	2.4人				再犯者数（総合計画）	目標	－				→ 720人		→	180人	実績	606人	492人	377人	336人	285人				スクールサポーター学校訪問回数	目標	－	－	－	－	－	17,996回			実績	14,624回	14,599回	15,844回	16,963回	16,562回			
成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4	～	R8																																																																		
非行者率（総合計画）	目標	9.8人以下				→ 4.5人以下		→	1.5人以下																																																																		
	実績	4.1人	3.4人	2.9人	2.5人	2.4人																																																																					
再犯者数（総合計画）	目標	－				→ 720人		→	180人																																																																		
	実績	606人	492人	377人	336人	285人																																																																					
スクールサポーター学校訪問回数	目標	－	－	－	－	－	17,996回																																																																				
	実績	14,624回	14,599回	15,844回	16,963回	16,562回																																																																					

【指標の考え方】

- ・ 犯罪を犯し又は犯罪に触れる行為をした少年の度合いを図る指標として「非行者率」を設定する。
- ・ 犯罪を犯し再び非行に走る少年の度合いを図る指標として「再犯者数」を設定する。
- ・ 「スクールサポーターの学校訪問回数」は、学校と警察が連携した少年非行及び被害防止対策を図る指標として、毎年3%の増加を設定する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

成果指標は福岡県総合計画及び福岡県青少年健全育成総合計画における目標数値でもあり、令和3年中は、非行者率が2.4人（前年比-0.1）、再犯者数が285人（前年比-51人）である。

成果指標は福岡県総合計画における目標数値でもあり、平成29年の実績で目標を達成し、「非行者率」「再犯者数」とともに順調に減少し、最終年度の令和3年度も目標数値を達成した。

4 事業の有効性

- ・ 深夜はいかいや喫煙などの不良行為を行っている少年に対する実効性のある少年補導を行うことにより、非行の前兆である不良行為の段階で適切な指導を行っている。
- ・ 少年に悪影響を及ぼす薬物乱用を防止する対策により薬物乱用の蔓延防止が図られ、悪質な非行集団に指向した取締りを強化することにより刑法犯少年検挙補導人員及び再犯者数が減少するなど、少年の非行防止、健全育成に資する環境の醸成に寄与している。
- ・ 少年補導員や少年警察学生センターとの共同による料理教室、清掃活動等を通じて、非行少年等が地域社会に居場所を見つけることができ、また社会全体で少年非行防止対策に取り組む気運の醸成が図られている。
- ・ 県下全警察署（博多臨港警察署、福岡空港警察署を除く）に配置（33名）されたスクールセンターの活動により、学校とより緊密に連携した少年非行防止対策、いじめ対策などが可能となっている。
- ・ 少年補導員に対するボランティアリーダー研修会を実施し、研修修了者が関係機関・団体（PTA・保護司会等）を牽引して県下全域において街頭補導活動等を展開することで主体的な取組みが促進されており、効率的な非行防止対策が図られている。

【事業の効率性】

- ・ 少年警察学生センターを立ち直り支援に従事させる時は、活動場所の近隣に居住する学生を選定するなど、旅費の削減を図っている。また、学生の特技や能力を生かした内容（就学支援やスポーツ活動等）を行うことで、より効果的な支援を行っている。
- ・ スクールセンターは、管内の学校の中から児童生徒の問題行動がより多い学校（中学校）に重点を置いて訪問活動を行い、非行防止活動を実施することで、限られた人員（各警察署1名）で効率的な非行防止が図られている。
また年に2回実施している研修会をWeb研修会で受講させるなど、旅費の削減を図っている。
- ・ 少年補導員に対する研修会については、補導員全体の約1割を選出して受講させていている。
受講者はその研修内容を各地域に持ち帰り他の少年補導員にもフィードバック教養を行っていることから、研修会不参加の補導員分の旅費の削減を図っている。
- ・ また、研修会において、他の参考となるような取組みを紹介することで、効果的な活動の県下全域への普及促進を図っている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	92,783	99,468	100,445	時間	65,189	65,189	65,092
（うち一般財源）	92,783	99,265	100,239	人件費（千円）	263,126	263,126	262,844

6 見直しの内容

- 振続 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）
 ○ 縮小
 ○ 拡充
 終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止

【上記の理由】

- ・ 警察、知事部局、教育庁と連携した総合的な非行防止対策に取り組んだ結果、刑法犯少年検挙補導人員や再犯者数、非行者率など数値的には改善傾向にあるが、全国的に見れば本県の少年非行情勢は依然として高水準（令和3年の全国順位：刑法犯少年検挙補導人員第5位、非行者率第9位、再犯者数第7位）にある。
 - ・ 刑法犯検挙補導人員のうち触法少年の占める割合が増加傾向にある等少年非行が低年齢化しており、また大麻乱用で検挙される少年が急増するなど、県下の薬物情勢は深刻化している。
 - ・ 令和3年度県民ニーズ調査において、「行政に対して防犯・交通安全対策面で力を入れて欲しいこと。」の10項目のうち、「子どもや女性、高齢者を犯罪から守るための取組の推進」が最も多い。
- など、継続して取り組む必要がある。

【見直し内容】

（部局間の調整・連携）

城南警察署へのスクールセンターの新規配置のほか、必要な研修の実施により活動を更に活性化させ、学校との連携強化を図ることにより、児童生徒の非行防止やいじめ問題等、様々な少年問題への対応の強化を図る。（+1,124千円）

（その他）

- ・ 更なる少年非行の防止を図るため、地域の実態に即したより効果的な街頭補導活動を推進する。
 - ・ 県民に対して立ち直り支援の重要性・必要性についての周知を図り、地域住民や関係機関・団体等との連携を強化するほか、少年の特性や取扱いに専門的知見を有している少年サポートセンター職員を主体とした更なる立ち直り支援活動を推進する。
 - ・ 平成25年4月から福岡県少年警察ボランティア協会は支援型自動販売機事業（収益事業）を開始しており、引き続き賛同する事業者に呼びかけ、支援型自動販売機を増設して、財政基盤の安定及び活動の充実を図る。
- ※ 支援型自動販売機事業とは、飲料水の自動販売機業者と提携し、売り上げの一部を青少年の非行防止及び健全育成に充てる事業であり、令和3年中に41団体に支援型自動販売機を設置している。

(様式1号)

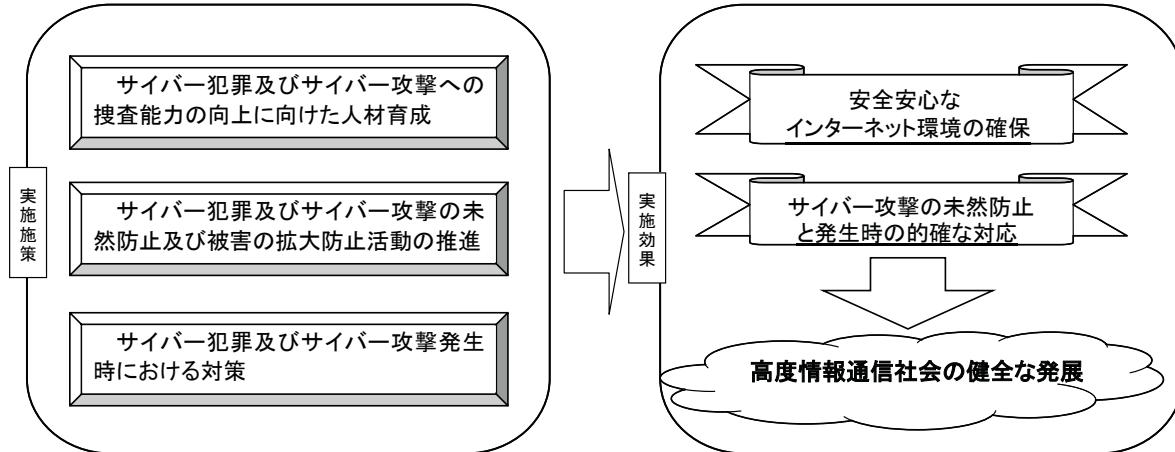
R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	サイバー犯罪対策事業			部課(室)	警察本部 生活安全部サイバー犯罪対策課 警備部公安第一課	事業開始年度	H17
-----	------------	--	--	-------	------------------------------------	--------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり	
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進	具体的な取組	2	サイバー空間の安全確保に向けた対策の推進	

1 事業のねらい・目的
<ul style="list-style-type: none"> ○ サイバー犯罪やサイバー攻撃への対策を推進することで、県民が安心して利用できる安全なネットワーク社会の確保を図る。 ○ 「サイバーセキュリティ戦略（サイバーセキュリティ戦略本部）」等を踏まえ、IT社会に対応した警対能力を保持する。 ○ 情報セキュリティ等に関する講演や対応訓練の開催により、県民、重要インフラ事業者等のセキュリティ意識、対応能力の向上を図る。 ○ 産学が持つ高度な知見、技術を活用したサイバーセキュリティ総合対策を推進し、サイバー空間の安全・安心の確保を図る。
2 事業概要
<ul style="list-style-type: none"> ○ サイバー犯罪及びサイバー攻撃への捜査能力向上に向けた人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防、検挙活動を行うための前提となる情報セキュリティに関する知識の涵養 ・ サイバー犯罪及びサイバー攻撃における証拠資料の収集・保全手法である電磁的記録の解析技術を習得 ・ 産学の知見や技術を活用したトップレベルのサイバートレーニングの実施 ・ 各捜査部門におけるサイバー犯罪捜査の中核となる人材の育成とサイバー事犯対処能力の向上 ○ サイバー犯罪及びサイバー攻撃の未然防止や被害拡大防止活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要インフラ事業者等に対する管理者対策（個別訪問、講習会、共同対応訓練等）の実施 ・ 県民や中小事業者等を対象とした情報セキュリティ講習会の実施 ・ サイバー犯罪、サイバー攻撃の未然防止及び被害の拡大防止に向けた広報活動の推進 ○ サイバー犯罪及びサイバー攻撃の発生時における対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 捜査官等のサイバーパトロールにより、違法・有害情報等の収集活動を推進 ・ 警察施設におけるインターネット環境の整備 ・ 解析機材等の資機材の整備及び維持管理 ・ 日々高度化・巧妙化するサイバー事犯に迅速・的確に対応するための対処能力の高度化

【事業スキーム図】



3 事業目標等							
成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5
サイバー犯罪対策に係る福岡県警察HPのアクセス数	指標	200,000件	100,000件	100,000件	300,000件	300,000件	300,000件
	実績	218,389件	105,498件	135,516件	369,914件	-	-
サイバー攻撃対策における管理者対策実施回数	目標	240回	240回	240回	240回	240回	240回
	実績	216回	268回	142回	127回	-	-

【指標の考え方】

- ・ 県民のサイバー犯罪への関心を高めることが犯罪被害の抑止につながることから、その関心度を測定するものとして、県警ホームページ内に設置しているサイバー犯罪対策ページ（インターネットで公開）のアクセス数を設定する。
 - ・ サイバー空間と実空間の一体化が進む中、サイバー空間の脅威が県民生活の身近な脅威となりつつあるため、相対的に県警ホームページへのアクセス数も急増していることから、目標を300,000件に修正する。
- また、重要インフラ事業者等のサイバー攻撃への関心と情報セキュリティ意識を高めることができれば被害の未然防止につながることから、サイバー攻撃の未然防止の指標として重要インフラ事業者等に対する管理者対策の実施回数を設定する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 令和3年の「サイバー犯罪対策に係る福岡県警察HPのアクセス数」は前年比+234,398件、「サイバー攻撃対策における管理者対策実施回数」は前年比-15回である。
- サイバー攻撃対策における管理者対策実施回数が減少した理由は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、重要インフラ事業者等を訪問した個別訪問や講習会ができなかった期間があるためである。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> SNSや県警ホームページを活用し、不正送金やフィッシング、コンピュータウイルス事案など県民や企業の脅威となり得る情報をタイムリーに発信し、県民のセキュリティ意識の向上を図っている。 情報通信、電力等の重要インフラ事業者等を対象とした情報セキュリティに関する講演や体験型の対応訓練を実施することで、事業者のサイバー攻撃への対応能力向上に努めている。 サイバーバトロールシステムを各警察署等に配備することで、インターネット上の違法・有害情報等を把握し、迅速・的確な検査が可能となるなど、サイバー空間の安全・安心の確保に大きく寄与している。 サイバー犯罪対策及びサイバー攻撃対策に従事する検査官を、民間事業者が開催する研修会に参加させ、情報通信技術に関する最新の知識・技術を習得させることで、日々変化するサイバー空間の脅威に的確に対処している。 各部門におけるサイバー犯罪検査の中心的役割を担う人材を育成することで、事件内容に応じた検査が可能となる。 サイバー空間の脅威に関する情報の収集・分析や高度な知見や技術を有する民間企業、研究機関等との共同オペレーションにより、日々高度化する情報技術やサイバー事犯の新たな手口の解明が可能となる。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> サイバー空間における様々な脅威に迅速かつ的確に対処するためには、民間知見の活用が必要不可欠であることから、サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーを委嘱し、サイバー犯罪検査に資する高度な情報技術について助言を受けるなど事業の効率化を図っている。 高度な技術と知識を持ったサイバーパートナー材を育成することで、資機材の効果的な活用、新たな検査手法の解明や検査員に対する指導が可能となっている。 高性能資機材の効果的活用により、これまで困難であった通信履歴等の大容量データの分析が容易となる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	27,157	58,695	52,156	時間	35,070	38,955	39,060
(うち一般財源)	15,099	32,783	27,576	人件費（千円）	141,613	157,301	157,725

6 見直しの内容	
継続（ 拡充	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）
終了（ 完了	再構築（他の事業に組み替え）
	一部改善
	縮小）
	廃止）

【上記の理由】

社会全体でデジタル化・オンライン化が進み、高度な情報通信技術やサイバー空間の利用が県民生活と密接不可分なものへと進展する中、県民の安全・安心、行政、経済の健全な発展を確保するために、サイバー空間の脅威の拡大に的確に対処するための環境の整備やサイバーパートナー材の高度化等サイバー犯罪対処能力の高度化を進めなければならない。

また、サイバー犯罪・サイバー攻撃の対象となる危険性の高い中小事業者や重要インフラ事業者をはじめ県民のサイバー空間の脅威に対する理解を深めるため、県民のセキュリティ意識の向上に向けた取組を強化する必要がある。

【見直し内容】
サイバーセキュリティセミナーについては、コロナ禍における新たな生活様式の定着に伴い、実機を操作する必要のある疑似体験型セミナーに対するニーズが低下していることから、サイバーセキュリティ啓発事業のうちサイバー犯罪体験型コンテンツによるセキュリティ意識の啓発については、令和4年11月のリース期間満了もって事業を終了（▲561千円）

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	パトロール強化事業			部課(室)	警察本部地域部 地域課	事業 開始年度	H15
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり	
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進	具体的な取組	1	県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進	

1 事業のねらい・目的

警察官の街頭活動（パトロール活動）を強化することにより、犯罪の総量抑制と検挙向上による県内治安の回復を図り、県民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現する。

2 事業概要

【事業概要】

1 交番・駐在所の再編（平成15年に大規模な再編を実施）

- 都市化・夜型化が進んだ駐在所を統合して交番化又は隣接の交番等に統合することにより、駐在所の人員を交番にシフトし夜間体制を強化する。
- 小規模交番を隣接交番に統合し、少なくとも1当務原則として2人以上の交番に転換・大型化し、パトロールや有事即応体制を強化する。
- 交番・駐在所の配置を管内の治安実態に応じて見直したことに併せ、大型化して在所体制を確保することにより相談等への的確な対応を図る。

2 機動力・顯示力の強化（小型警ら車（ミニパト）の配備）

- 原則として、各交番にミニパトを配置することにより24時間運用し、機動力・顯示力の高いパトロールを実施して犯罪の抑止・検挙向上を図るとともに交番等施設の廃止に伴う住民の不安感の解消を図る。

【事業計画と実績】

1 交番・駐在所の再編

	再編前			再編計画			再編後			現在				
				廃止		駐在所からの転換								
	交番	駐在所	計	交番	駐在所	計	交番	駐在所	計	交番	駐在所	計		
県下合計	276	294	570	△74	△187	△261	22	22	224	107	331	222	107	329
福岡地区	99	59	158	△15	△28	△43	7	7	91	31	122	91	31	122
北九地区	97	53	150	△35	△26	△61			62	27	89	60	27	87
筑豊地区	39	71	110	△13	△54	△67	4	4	30	17	47	30	17	47
筑後地区	41	111	152	△11	△79	△90	11	11	41	32	73	41	32	73

2 小型警ら車の配備

102台	平成15年度	87台整備（交番用）	駐車場確保交番へ ミニパトを整備
	平成16年度	8台整備（交番用）	
	平成18年度	3台整備（交番用）	
	平成29年度	3台整備（交番用）	
	令和元年度	1台整備（交番用）	

3 施設解体

平成15年度～16年度
交番・駐在所施設 計207所解体

平成24年度から令和3年度にかけて、当初整備車両98台（平成15～18年度）を順次減耗更新（第1期）

【事業スキーム図】

危機的水準にあった治安の回復のため、犯罪の抑止と検挙向上を図る。

【手段】

- 1 街頭活動強化のための交番・駐在所の再編による活動基盤を整備
 - 交番と交番を統合し、大型化
駐在所を再編し、交番へ転換（24時間体制へ）
- 2 パトカー等顯示力・機動力の高い街頭活動を強化
 - 全交番へミニパトを配備

再編に伴い（交番・駐在所
がなくなる）不安感

小型警ら車で、管内の隅々まで常時パトロールを
しっかり行い、治安の回復を図る。

3 事業目標等																																
成果指標	(件)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	~	R8																							
性犯罪認知件数(総合計画)	目標	—					380以下	→	190以下																							
実績	435	411	381	321	228	251																										
住宅対象侵入盗認知件数	目標	—					2,500以下		—																							
実績	2,653	2,446	1,730	1,646	1,457	1,004			—																							
【指標の考え方】																																
<ul style="list-style-type: none"> 福岡県総合計画（H29～R3）においては、特に対策を講ずる必要がある個別の犯罪に関する数値目標を示しているが、このうち、県民の体感治安に直結し、本事業（パトロール事業）に密接に関連する「性犯罪認知件数」及び「住宅対象侵入盗認知件数」を指標とする。 治安事象は常に変化しており、今後も「県民の安全・安心の確保」に向け、その時々の治安課題に応じたパトロール活動を開していく。 																																
【目標達成状況、未達成のときはその理由】																																
<ul style="list-style-type: none"> 令和3年までに、性犯罪認知件数380件以下、住宅対象侵入盗認知件数2,500件以下とすることを目標値として設定しているところ、令和3年の性犯罪認知件数は251件(前年比+23件)、住宅対象侵入盗認知件数は1,004件(前年比-453件)で推移している。 小型警ら車の配備による機動力、顯示力を生かしたパトロール活動、事案への迅速な対応を示す指標として、小型警ら車1台当たりの年平均走行距離を設定する。 																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26,000km</td><td>25,300km</td><td>25,600km</td><td>26,600km</td><td>26,900km</td><td>25,100km</td></tr> </tbody> </table>									H28	H29	H30	R1	R2	R3	26,000km	25,300km	25,600km	26,600km	26,900km	25,100km												
H28	H29	H30	R1	R2	R3																											
26,000km	25,300km	25,600km	26,600km	26,900km	25,100km																											
4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】																															
	<ul style="list-style-type: none"> 駐在所を再編し、交番に転換（24時間体制）することで、夜間・休日の治安体制が確保できている。 交番の大型化により、1交番1日当たりの警察官数を増員し、複数での事案対応ができるとともに、勤務員の不在状態が縮減できる体制を確保した。 小型警ら車の配備による機動力・顯示力を活かしたパトロール活動や検挙活動が可能となっている。 車両による機動力の確保により、住民の治安に対する不安感、交番・駐在所の再編に伴う不安感を軽減することができている。 																															
4 有効性 ・ 効率性	【事業の効率性】																															
	<ul style="list-style-type: none"> 再編前と比較して交番等施設数が約42%減少したことに伴い、施設の維持及び建替え費用が大幅に削減されている。 交番・駐在所を再編し、勤務体制の見直しを図ることで、限られた人員での効率的なパトロール活動等治安対策が可能となっている。 																															
5 事業費（千円）																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R2決算</th><th>R3当初</th><th>R4当初</th><th>人件費</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歳出</td><td>71,564</td><td>75,631</td><td>112,957</td><td>時間</td><td>7,025</td><td>7,025</td><td>7,044</td></tr> <tr> <td>(うち一般財源)</td><td>42,564</td><td>44,798</td><td>67,107</td><td>人件費（千円）</td><td>28,367</td><td>28,367</td><td>28,444</td></tr> </tbody> </table>										R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4	歳出	71,564	75,631	112,957	時間	7,025	7,025	7,044	(うち一般財源)	42,564	44,798	67,107	人件費（千円）	28,367	28,367	28,444
	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4																									
歳出	71,564	75,631	112,957	時間	7,025	7,025	7,044																									
(うち一般財源)	42,564	44,798	67,107	人件費（千円）	28,367	28,367	28,444																									
6 見直しの内容																																
<input checked="" type="radio"/> 繼続 <input checked="" type="radio"/> 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小)																																
終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止)																																
【上記の理由】																																
<ul style="list-style-type: none"> 県政モニターアンケートにおいても、警察が今後、特に力を入れるべき活動として、「パトカーや制服警察官によるパトロール」が最も高く、県民の要望の高さを表す結果となっている。 指標については、上記のとおり総合計画に明記された「性犯罪認知件数」及び「住宅対象侵入盗認知件数」の2項目としているが、治安事象は常に変化しており、「県民の安全・安心の確保」に向けその時々の治安課題に応じたパトロール活動を開していく必要がある。 																																
【見直し内容】																																
(PⅢの整備に伴う活用基盤の構築) ※PⅢ～現場警察官が携帯するスマートフォン型のデータ端末																																
<ul style="list-style-type: none"> PⅢを最大限活用するための基盤を構築し、迅速・適切な事件事故の早期解決を図ることで、創出時間による街頭活動の強化を図る。(+25,119千円) (費用対効果の向上) 各警察署の管内実態に応じ、パトカーだけでなくオートバイや自転車も活用するなど「効果的な街頭活動推進のためのパトロールの在り方等の見直し」を行い、燃料費を始めとした経費の有効活用を図る。 部内各課との連携を密にし、犯罪やその前兆事案等の情報の共有化を図るとともに、犯罪の発生状況や県民からの要望等の多角的な分析に基づき、地域の犯罪情勢に即した、より効果的なパトロール活動の実施に努める。 (部局間の調整・連携) 県民の体感治安改善に向けて「県政モニター」、「県民意識調査」等アンケート結果を参考とし、パトロール活動等に反映する。 																																

(様式 1 号)

R3 年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	交番施設等における安全対策強化事業			部課(室)	警察本部地域部 地域課	事業 開始年度	R2
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり	
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進	具体的な 取組	1	県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進	

1 事業のねらい・目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交番等襲撃事案の未然防止 ~ 県民の安全・安心を確保するための活動拠点である交番等施設の安全対策の強化 ○ 社会に与える影響・不安感の早期除去 ~ 事案発生時の迅速な手配、早期検挙(事後捜査)を可能とする環境の整備 		
2 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯カメラ・モニター等の再整備（全ての交番・駐在所等（333所）に防犯カメラ等を整備） <ul style="list-style-type: none"> ・ 不審者の早期発見等による交番等襲撃事案の未然防止 ・ 事案発生時における被疑者の早期特定と迅速な手配等による事態の早期解決 ○ 携行型耐刃手袋の整備（街頭活動する地域警察官への整備） <ul style="list-style-type: none"> ・ 刃物使用事案等発生時における被疑者制圧能力向上 ・ 被疑者等の現場検挙による被害拡大防止 		
【事業スキーム図】	<pre> graph LR A[交番等襲撃、拳銃奪取事案の発生] --> B[大きな社会的影響] B --> C["【未然防止対策】 ○ 防犯カメラ・モニター等の整備 ・被疑者の前兆行動等の把握及び交番等の死角の解消等による警戒態勢の強化 ・交番等の執務室への侵入阻止、交番襲撃等を断念させる心理的な抑制効果"] C --> D["【早期検挙(事後捜査)対策】 ○ 携行型耐刃手袋の整備 ・刃物使用事案等発生時における被疑者制圧能力の向上 ・被疑者等の現場検挙による被害拡大防止 ○ 防犯カメラ・モニター等の整備 ・事案発生時の迅速な手配、早期検挙(事後捜査)を可能とする環境の整備"] D --> E[安全・安心を実感できる治安の確保] </pre>		
3 事業目標等	<p>本事業は、交番施設等における安全対策を強化することにより、交番等襲撃事案及び拳銃奪取事案の未然防止を図るとともに、事案発生時における被疑者の早期特定等の事後対策を目的としており、その達成度を示す統計数値はなく、具体的な成果指標の設定は困難である。</p>		

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯カメラ・モニター等の再整備に伴い、カメラの台数、設置箇所を見直し、施設の死角を解消することで、交番等襲撃を企図する者に対し「見られている（かもしれない）」という心理を働かせ、犯行を抑止するとともに、勤務員もそのような者の施設周辺及び敷地内への接近を早期に察知することができ、不意の攻撃等に対して早期対応が可能となることで、負担の軽減につながっている。 ・ カメラ映像については、常時自動録画しており、事案発生時における迅速な手配・早期検挙（事後捜査）等の効率化に寄与している。 ・ 携行型耐刃手袋の整備は、勤務員の被疑者制圧能力を向上させ、交番在所時や街頭活動中の突発的な刃物使用事案に即応でき、また、受傷事故に対する不安を軽減することで、現場での積極的な職務執行に貢献している。
【事業の効率性】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯カメラシステムは、リース契約を締結しているため、購入契約に比べ1年当たりの経費を抑えられ、また、数年ごとに最新機器への更新が可能で、安全対策の高度化が効率的に推進できる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	25,226	22,996	22,828	時間	9,120	9,120	9,196
(うち一般財源)	25,226	22,996	22,828	人件費（千円）	36,827	36,827	37,134

6 見直しの内容

繼続 (拡充) 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小 ()

終了 (完了) 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止 ()

【上記の理由】

- ・ 住民の身近な存在であるべき交番等での警察官襲撃事案の発生は、地域社会に大きな不安を与え、また、交番等在所時や街頭活動中において、刃物を持った相手と対峙する事案も依然として発生している。
同様の事案は今後も発生するおそれがあり、このような事案に的確に対応し、地域住民の安全・安心を確保していくためには、継続して本事業による安全対策を推進していく必要がある。

【見直し内容】

(費用対効果の向上)

- ・ 防犯カメラシステムや携行型耐刃手袋を最大限に活用するため、交番等施設内の総合対処法訓練や業務指導等を通じて、勤務員の警戒意識を強化し、襲撃事案への柔軟かつ迅速・的確な判断能力及び対処技能の向上を図ることで費用対効果を高める。

(その他)

- ・ 資機材について、隨時、その活用状況の検証・見直しを行って効果的な運用を図り、安全対策の高度化を推進する。

(様式1号)

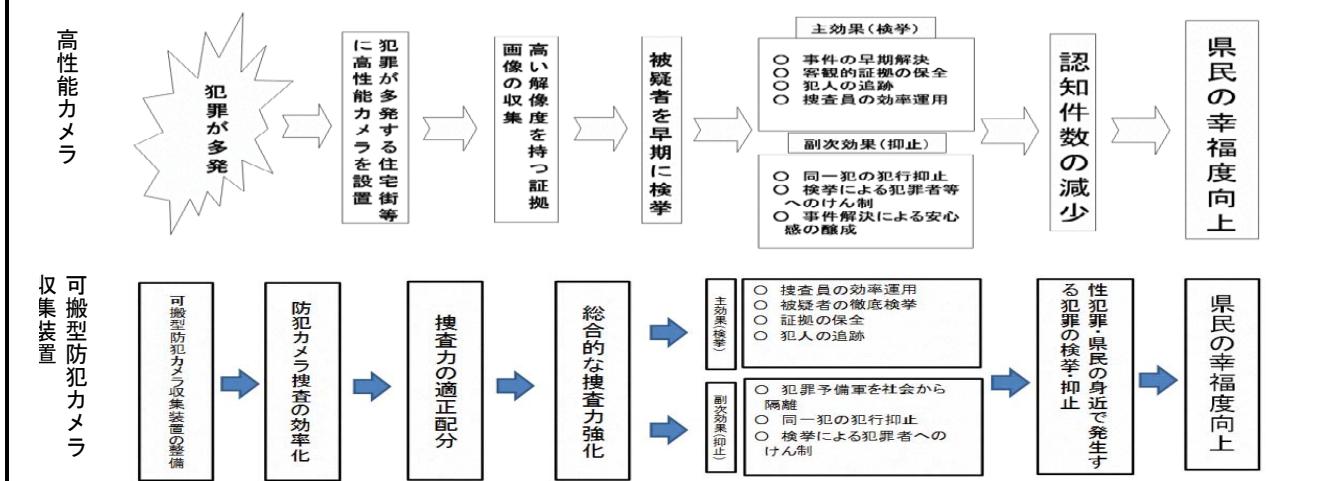
R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	犯罪の起きにくい社会づくり推進事業				部課(室)	警察本部刑事部 刑事総務課		事業開始年度	H24	
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる				中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり	
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進				具体的な取組	1	県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進	

1 事業のねらい・目的	<p>○ 高い解像度を持つ高機能カメラの整備 ○ あらゆる防犯カメラ画像を収集することが可能な可搬型防犯カメラ収集装置の整備による性犯罪等、犯罪発生の抑止</p>																		
2 事業概要	<p>1 高機能カメラの整備 女性や子どもが被害に遭いやすい性犯罪（強制性交等・強制わいせつ）等、犯罪の多発地帯に高い解像度を持つ高機能カメラを設置し、夜間でも被疑者を特定し得る客観的証拠を収集し、事件の早期解決及び以後の犯罪抑止を図る。</p> <p>2 可搬型防犯カメラ収集装置の整備 犯罪発生後、街頭に設置された防犯カメラ画像の収集に当たる際、あらゆる防犯カメラに対応する可搬型防犯カメラ収集装置を活用して効率的な捜査を行うことで、事件の早期解決及び以後の犯罪抑止を図る（平成29年8月に整備）。</p>																		
	H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		
	認知件数	全国順位	認知件数	全国順位	認知件数	全国順位	認知件数	全国順位	認知件数	全国順位	認知件数	全国順位	認知件数	全国順位	認知件数	全国順位	認知件数	全国順位	前年同期比
強制性交等 (強姦)	90	3位	62	7位	84	1位	56	4位	90	2位	93	1位	88	3位	55	8位	60	8位	+5
強制わいせつ	467	2位	437	2位	492	2位	379	2位	321	4位	288	3位	233	6位	173	8位	191	8位	+18

※1 全国順位は、犯罪率（人口10万人当たり）の全国ワースト順位
 ※2 人口は総務省発表の令和2年国勢調査による

【事業スキーム図】



3 事業目標等		H28	H29	H30	R1	R2	R3	~	R8
性犯罪認知件数 (総合計画)	目標	—					380件以下	→	190件以下
	実績	435件	411件	381件	321件	228件	251件		

【指標の考え方】

- 福岡県総合計画に掲げる「性犯罪認知件数」を成果指標として設定する。
- 令和3年の認知件数については、平成28年の約10%減を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和3年の認知件数は251件と、前年(228件)と比較して23件(約10.1%)増加、平成28年(435件)と比較して184件(約42.3%)減少した。事業目標は達成したもの、依然として高水準で推移していることから、今後も認知件数の抑制に向けて各種対策を推進する。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	<p>1 高性能能力メラ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高性能能力メラの設置場所において性犯罪等が発生した際に、その犯行状況等が撮影されていたことで被疑者が検挙されるなど顕著な効果も現れているほか、放火事件、器物損壊事件等の検挙にも大きく寄与している。 ・ 近年、公判の動向として客観証拠が一層重視される中、高性能能力メラに記録された映像は解像度が高いなど、犯罪の立証において非常に有効な証拠となっている。 ・ 犯罪の発生状況に応じたカメラの配置が可能であるなど、固定設置された防犯カメラでは困難な柔軟な運用が可能である。 <p>※ これまでの実績を踏まえ、平成30年1月から高性能能力メラの整備規模を拡大</p> <p>2 可搬型防犯カメラ収集装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯カメラ捜査は犯罪検挙に大きな威力を発揮するが、防犯カメラの増加が進むに比例して、捜査員の作業負担も増加しており、あらゆる防犯カメラ画像の収集が可能な可搬型防犯カメラ収集装置を活用することで、捜査の効率化が可能となった。
	【事業の効率性】 従来、捜査員が行っていた張り込み捜査については、高性能能力メラを活用し、防犯カメラ捜査にかかる作業負担については、可搬型防犯カメラ収集装置を活用することで人員及び時間を軽減することができ、捻出した捜査力を他の捜査にシフトすることが可能となった。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	27,973	27,973	27,823	時間	5,110	5,110	5,110
(うち一般財源)	27,973	27,973	27,823	人件費（千円）	20,635	20,635	20,635

6 見直しの内容	
継続 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止	

【上記の理由】
依然として高水準で発生する性犯罪（強制性交等・強制わいせつ）はもとより、県民の身近で発生する他の犯罪にも高性能能力メラを広く活用して事件の早期解決を図り、県民の幸福度向上を実現するためにも継続した取組みを実施する必要がある。

【見直し内容】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高性能能力メラを更に効果的に運用するため、犯罪の発生状況等から、事件検挙に直結する的確な設置場所を選定できるよう、捜査員の犯罪分析能力の向上に努める。 ・ 記録された映像の解析から有力な客観証拠を獲得できるよう、運用状況や設置箇所を検証するとともに、捜査員の画像解析能力の向上に努める。 ・ 限られた台数の高性能能力メラ及び可搬型防犯カメラ収集装置を、より多くの事件に活用できるよう、効率的な運用に努める。 ・ 防犯カメラにより得た証拠画像と高性能能力メラで撮影した証拠画像を捜査の両輪として更なる検挙向上を図る。

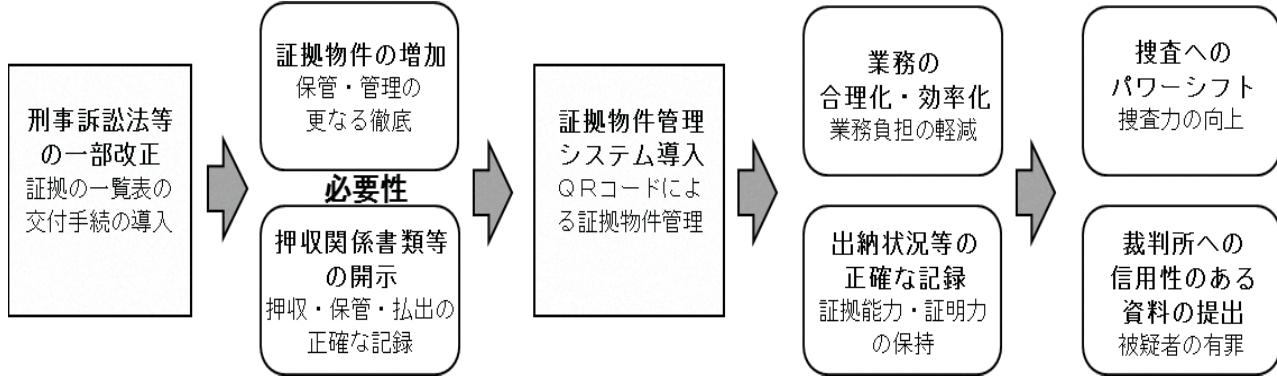
(様式 1 号)

R 3 年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	証拠物件管理システム整備事業			部課(室)	警察本部刑事部 刑事総務課	事業開始年度	H 29
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる			中項目	20 安全で安心して暮らせる地域づくり
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進			具体的な取組	1 県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進

1 事業のねらい・目的
<input type="radio"/> 刑事訴訟法等の一部改正に伴う証拠品の増加に的確に対応 <input type="radio"/> 証拠品の適切な取扱いによる裁判における立証に対応 <input type="radio"/> 業務の合理化・効率化による現場捜査力の強化～県内治安の向上
2 事業概要
<input type="radio"/> 証拠物件管理システムの導入 <ul style="list-style-type: none"> 1 証拠物件管理システムとは 証拠物件の押収から保管、管理、取調べ・鑑定等に係る出納、送致・還付等処分に係る払出状況を証拠物件に貼付したQRコードの読み取りにより一元的に管理するシステム 2 システムの主な機能 <ul style="list-style-type: none"> (1) 証拠物件管理業務 出納・払出の自動記録及び一覧表示（取扱者、取扱日時等）、保管状況の確認（短期から長期への保管区分の変更） (2) 証拠物件の検索 QRコード、事件名、保管期間、キーワードによる検索 (3) 警告機能 事件引継後の未入庫、出納時の未返納、短期保管の滞留、点検期限の切迫、時効送致時期の切迫 (4) 帳票印字機能（オフライン） 証拠物件保存票、任意提出書、領置調書等の押収関係書類、証拠物件出納簿、鑑定物件出納簿等の証拠物件管理書類等 (5) その他の機能 アクセス権の指定、事件の秘匿設定、合同捜査事件等部門間の管理、当直による一時権限委譲措置 3 システムの主な効果 <ul style="list-style-type: none"> (1) 書類作成の負担軽減～事件情報、証拠物件の品目等の登録情報が帳票印字機能により他の帳票に反映 (2) 確実な記録～出納、払出等の自動記録、簿冊の作成・記載の省力化 (3) 点検業務の合理化・効率化～警告機能による未返納の証拠物件等の把握、QRコードの読み取りによる効率的な点検作業

【事業スキーム図】



3 事業目標等																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>証拠物件管理システムの整備</td> <td>目標</td> <td>整備完了</td> <td>完全移行</td> <td>完全運用</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td>実績</td> <td>整備完了</td> <td>完全移行</td> <td>完全運用</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4	証拠物件管理システムの整備	目標	整備完了	完全移行	完全運用	—	—	→		実績	整備完了	完全移行	完全運用	—	—	→
成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4																	
証拠物件管理システムの整備	目標	整備完了	完全移行	完全運用	—	—	→																	
	実績	整備完了	完全移行	完全運用	—	—	→																	

【指標の考え方】

証拠物件の取扱い及び保管の適正性の担保及び効率化による検査へのパワーシフトを図るために、これまで警察が保管してきた全ての証拠物件に関する情報を証拠物件管理システムに登録し、令和元年以降、当該システムの完全運用を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

証拠物件管理システムについては、平成30年1月、警察本部刑事総務課において試験運用を実施、同年2月、西警察署及び久留米警察署において試験運用後、同年3月から警察本部を含め全ての警察署において運用を開始し、整備が完了した。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】																																														
	1 捜査へのパワーシフトが実現 証拠品の保管及び出納手続の簡素化、証拠品に関する作成書類の負担軽減、証拠品の返却状況などの点検の負担軽減が図られ、捜査へのパワーシフトが実現																																														
	2 管理簿冊の削減 これまで県警全体で年間約450冊作成する必要があった証拠品の管理簿冊を、約70冊に縮減（-約380冊）																																														
	3 裁判への対応 証拠品の出納状況等が正確に記録されるため、裁判で証拠品の取扱いが争点となった場合、正確かつ信用性のある資料の提出が可能																																														
	【事業の効率性】																																														
	1 捜査へのパワーシフト 警察署の管轄によって、事件の発生状況・内容が異なる上、押収・保管する証拠物件も多種多様であることから、全体的な事業効果を数値で示すことはできないが、下記検証結果のとおり効率性が認められる。 ○ 効率性に関する検証結果 証拠品50品を押収した事件を1つ想定し、本システム整備前後について、当該証拠品に関して一般的に実施する作業の所要時間を検証した結果、約118分短縮したことが認められる。																																														
	～窃盗事件の犯人を逮捕し、被害品（証拠品）50品を押収した場合を想定～																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>下記一連の作業の所要時間を検証</th> <th>整備前</th> <th>整備後</th> <th>短縮</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 押収した証拠品50品を保管</td> <td>70分</td> <td>51分</td> <td>19分</td> </tr> <tr> <td>2 犯人の取調べで使用するため証拠品10品を出庫し、取調べ終了後に入庫</td> <td>15分</td> <td>5分</td> <td>10分</td> </tr> <tr> <td>3 被害者へ証拠品の一部を返還するため、証拠品10品を出庫</td> <td>24分</td> <td>6分</td> <td>18分</td> </tr> <tr> <td>4 他の警察署へ証拠品の一部を引き継ぐため、証拠品10品を出庫</td> <td>15分</td> <td>4分</td> <td>11分</td> </tr> <tr> <td>5 他の警察署から引き継ぎを受けた証拠品10品を保管</td> <td>14分</td> <td>8分</td> <td>6分</td> </tr> <tr> <td>6 檢察庁へ事件を送致したことにより、証拠品30品の保管の区分を変更</td> <td>18分</td> <td>3分</td> <td>15分</td> </tr> <tr> <td>7 証拠品30品を封印</td> <td>47分</td> <td>33分</td> <td>14分</td> </tr> <tr> <td>8 証拠品50品の状態（保管中・返還済み・鑑定中等）を確認</td> <td>10分</td> <td>2分</td> <td>8分</td> </tr> <tr> <td>9 証拠品30品を点検</td> <td>39分</td> <td>22分</td> <td>17分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>252分</td> <td>134分</td> <td>118分</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">所要時間の合計</td></tr> </tbody> </table>	No.	下記一連の作業の所要時間を検証	整備前	整備後	短縮	1 押収した証拠品50品を保管	70分	51分	19分	2 犯人の取調べで使用するため証拠品10品を出庫し、取調べ終了後に入庫	15分	5分	10分	3 被害者へ証拠品の一部を返還するため、証拠品10品を出庫	24分	6分	18分	4 他の警察署へ証拠品の一部を引き継ぐため、証拠品10品を出庫	15分	4分	11分	5 他の警察署から引き継ぎを受けた証拠品10品を保管	14分	8分	6分	6 檢察庁へ事件を送致したことにより、証拠品30品の保管の区分を変更	18分	3分	15分	7 証拠品30品を封印	47分	33分	14分	8 証拠品50品の状態（保管中・返還済み・鑑定中等）を確認	10分	2分	8分	9 証拠品30品を点検	39分	22分	17分	計	252分	134分	118分	所要時間の合計
No.	下記一連の作業の所要時間を検証	整備前	整備後	短縮																																											
1 押収した証拠品50品を保管	70分	51分	19分																																												
2 犯人の取調べで使用するため証拠品10品を出庫し、取調べ終了後に入庫	15分	5分	10分																																												
3 被害者へ証拠品の一部を返還するため、証拠品10品を出庫	24分	6分	18分																																												
4 他の警察署へ証拠品の一部を引き継ぐため、証拠品10品を出庫	15分	4分	11分																																												
5 他の警察署から引き継ぎを受けた証拠品10品を保管	14分	8分	6分																																												
6 檢察庁へ事件を送致したことにより、証拠品30品の保管の区分を変更	18分	3分	15分																																												
7 証拠品30品を封印	47分	33分	14分																																												
8 証拠品50品の状態（保管中・返還済み・鑑定中等）を確認	10分	2分	8分																																												
9 証拠品30品を点検	39分	22分	17分																																												
計	252分	134分	118分																																												
所要時間の合計																																															
2 管理簿冊の削減 県警全体で保有している証拠物件の管理簿冊の冊数は、過去約3,200冊であったが、システム導入以降は約490冊に削減することができた。																																															
3 裁判への対応 「証拠品に犯人以外の者のDNA型が混入したのではないか。」など、裁判で証拠品の取扱い状況が争点となった場合、証拠品に貼付したQRコードの読み取り及び取扱者の指紋認証により、「いつ、誰が、どのような理由で、どの事件のどの証拠品を取り扱ったのか。」が正確に記録されている資料を提出することができる。																																															

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	12,960	12,960	12,980	時間	684	684	684
（うち一般財源）	12,960	12,960	12,980	人件費（千円）	2,762	2,762	2,762

6 見直しの内容	
（継続）（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）	一部改善 縮小 ）
終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	

【上記の理由】
現在、警察では本システムにより登録されている証拠物件の点数については、昨年同様、大幅な増減をすることなく、約16万点で推移している現状であり、今後引き続き押収する証拠物件も含め、その取扱い状況を正確に記録して適正に管理するためには、本システムの継続が必要不可欠である。
【見直し内容】 システムの効果的かつ効率的な利用に向け、職員への指導教養を徹底する。 システム処理能力の向上等、適宜、システムの改善を行う。

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	社会情勢の変化や制度の変革に 対応する捜査基盤の強化事業			部課(室)	警察本部刑事部刑事総務課・捜 査第一課・鑑識課、交通部交通搜 査課、生活安全部少年課・サイバ ー犯罪対策課、総務部情報管理課			事業 開始年度	R1
-----	---------------------------------	--	--	-------	---	--	--	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり			
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進	具体的な取組	1	県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進			

1 事業のねらい・目的
<p>○ 設備・資機材の整備による捜査基盤の強化 社会情勢や刑事司法制度が変化するなど捜査を取り巻く環境が困難化する中、一層多角的な証拠の収集、鑑定、分析等が求められていることから、捜査の科学化・高度化による捜査基盤の強化を図り、県民の安全・安心を確保することを目的とする。</p>

2 事業概要

1 通信傍受室の整備

法改正に伴う通信傍受の対象犯罪の拡大、手続の合理化・効率化に対応する通信傍受室の整備

2 検視現場映像配信装置の整備

適正な死体取扱業務を推進し、犯罪死の見逃しを防止する検視現場映像配信装置の整備

3 ドローンの整備

事件への迅速かつ柔軟な初動対応、公判における分かりやすい立証を実現するドローンの整備

4 3Dレーザースキャナの整備

事故・事件現場の状況を詳細に再現し、分かりやすい立証を実現する3Dレーザースキャナの整備

5 ED R読み取り装置の整備

車両の走行状況等、客観的な証拠に基づき事故原因を究明するED R読み取り装置の整備

6 SNSビッグデータ検索システムの整備

膨大な公開情報を一括して検索することができ、迅速・網羅的な情報収集を可能とする検索システムの整備

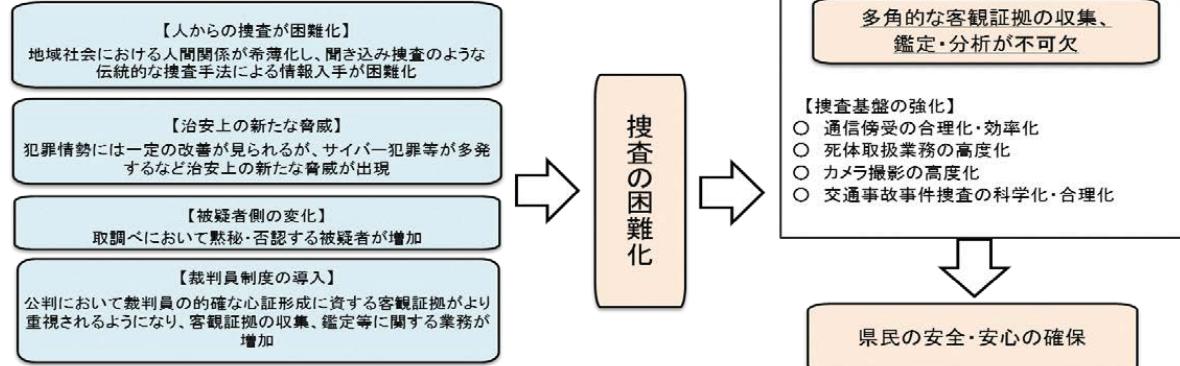
7 新たな手口に対処する証拠収集資機材の整備

新たな情報通信技術や情報通信機器を悪用した犯罪に迅速・的確に対応する証拠収集資機材の整備

8 捜査支援用パソコン等の整備

防犯カメラ等に記録されたデータの解析・精査を迅速・的確に行う捜査支援用パソコン等の整備

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	~	R7	R8
性犯罪認知件数 【総合計画】	目標				>	380件以下			
	実績	381件	321件	228件		251件			> 190件以下
ニセ電話詐欺被害額 【総合計画】	目標				>	4億円以下			
	実績	8億2,791万円	6億7,754万円	3億8,854万円		7億6,460万円			> 3.5億円以下
住宅対象侵入盗 認知件数	目標				>	2,500件以下	-	-	-
	実績	1,730件	1,646件	1,457件		1,004件	-	-	-
交通事故発生件数	目標			>	36,000件以下			> 16,000件以下	-
	実績	31,279件	26,936件	21,495件		20,066件			-
交通事故死者数 【総合計画】	目標				>	100人以下		> 80人以下	-
	実績	136人	98人	91人		101人			-
検視現場映像配信 装置の活用状況	目標	-	-	-		100%	-	-	-
	実績	-	-	-		963件	-	-	-
						86.8%	-	-	-

【指標の考え方】

- 福岡県総合計画に掲げる犯罪や事故に関する上記数値目標を成果指標として設定
- 死体取扱件数のうち、検視官が臨場できなかった件数に対して現場映像配信装置を100%活用し、犯罪死の見逃し防止に資することを指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和3年におけるニセ電話詐欺の認知件数は329件 (+128件) 、被害額7.6億円 (+3.7億円) と還付金詐欺が急増したことから前年と比べて高水準で推移しており、年間被害額は目標値を大きく上回った。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通信傍受施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> 特殊詐欺や暴力団犯罪等の組織犯罪捜査において、事件の全容解明に資する客観的な証拠の収集や首謀者らの特定・検挙が可能となり、有効性のある治安対策の実現が可能 ○ 検視現場映像配信装置の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検視官が、リアルタイムに死体や現場の状況を確認することで、現場の警察官への具体的な指示や事件性の判断等を行う事が可能 ・ 検視業務の効率化につながり、死体を遺族に早期に引き渡すなど、遺族の心情に配意した対応が可能 ○ ドローンの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・撮影の必要性の判断から飛行までに時間を要さないほか、建物の間等の狭い場所でも飛行できるため、迅速かつ柔軟な対応が可能 ・広範囲で多角的な写真撮影を実施し、公判において、現場等の状況を視覚的により分かりやすく説明することが可能であるほか、建物の上部や上空からの写真撮影が可能となり、捜査員の安全を確保 ○ 3Dレーザースキャナの整備 <ul style="list-style-type: none"> 公判での立証において、俯瞰・運転者目線等での事故状況の再現が可能 ○ EDR読み取り装置の整備 <ul style="list-style-type: none"> 交通事故・事件における車両の走行状況等の客観証拠を迅速かつ的確に収集・解析することで、発生当時の状況等を明確に疎明し、公判への活用が可能 ○ SNSビッグデータ検索システムの整備 <ul style="list-style-type: none"> 膨大な情報を一括して検索することができるため、迅速かつ網羅的な情報収集が可能となり、事件の早期解決や犯罪を未然に防止 ○ 新たな手口に対処する証拠収集資機材の整備 <ul style="list-style-type: none"> 新たな情報通信技術や情報通信機器を悪用した犯罪における迅速・的確な証拠収集が可能 ○ 捜査支援用パソコン等の整備 <ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラ等に記録されたデータの解析・精査の迅速・的確な検索を実施
【事業の効率性】	
本事業により導入した各種システムを活用し、効率的に業務運営を進めている。	

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	43,522	65,435	74,769	時間	5,125	7,597	7,597
(うち一般財源)	38,339	57,035	61,937	人件費（千円）	20,695	30,677	30,677

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 繼続	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）
終了（完了）	再構築（他の事業に組み替え） 廃止

【上記の理由】

本事業に基づき、各種システム等を導入したことにより、成果指標のとおり、一定程度の成果が認められることから、引き続きこれらの活用を進め、県民の安全・安心を確保する必要がある。

【見直し内容】
社会情勢の変化等により捜査を取り巻く環境が困難化する中、一層多角的な証拠の収集、鑑定、分析等が求められており、引き続き捜査の科学化、高度化による捜査基盤の強化を図る必要があることから、本事業に基づく各種システム等が有効に活用されるべく、その活用範囲を広げるなど、費用対効果を高める。 事件分析等に係る工程について、被疑者情報の自動分析機能（プロファイル化）を有するデータベースの構築を行う。（+9,913千円）

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	子どもと女性の安全対策事業			部課(室)	警察本部 刑事部捜査第一課 生活安全部生活安全総務課	事業開始年度	H24
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり	
	小項目	1	暴力団撲滅、飲酒運転撲滅及び性暴力根絶の対策の推進	具体的な取組	3	性犯罪をはじめとする性暴力根絶対策の推進	

1 事業のねらい・目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性犯罪被疑者を早期に検挙するための捜査資機材の充実 ○ 被害者の約8割を占める若年層の防犯意識の高揚と自主防犯行動の定着化 	
2 事業概要	<p>1 性犯罪捜査基盤による被疑者の早期検挙【捜査第一課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 捜査効率化のための画像分析装置の導入 画像分析装置により防犯カメラ映像等を効率的に分析し、犯人の早期特定・検挙に向けた捜査活動を推進する。 (平成27年度～) ○ DNA型鑑定資料採取のための資機材の整備 犯罪立証上必要不可欠であるDNA型鑑定資料を採取する資機材(微物キャッチャー)を整備し、犯人の早期特定・検挙に向けた捜査活動を推進する。 <p>2 性犯罪の被害防止に向けた教育・広報啓発の充実【生活安全総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事件発生情報の地図プロット、プッシュ通知、防犯ブザー機能等、多彩なコンテンツを有する防犯アプリ「みまもっち」を情報発信ツールとして開発・運用し、若年層を中心とした県民全体への情報提供を充実(平成28年度～) ○ SNS広告を活用した防犯広告運用業務を開始し、アプリの登録促進とともに動画等の視聴による若年層の自主防犯行動を促進(令和元年度～) ○ 大声測定器による参加・体験型の被害防止教育を通して、子供の危険回避能力向上(令和2年度～) ○ 「子供110番の家」対応マニュアルを制作・配布し、防犯ボランティアの防犯知識向上(令和2年度～) ○ 防犯アプリ「みまもっち」(平成28年度重点事業)の機能拡充により若年層の関心を引き、アプリ利用者を増加させるとともに継続利用を促進。また、システムサーバ拡充によりアプリ利用者増加及びアプリ機能強化に対応(令和3年度～) ○ SNS広告事業(令和元年度重点事業)の広告表示回数を増加(2か月から4か月)させることにより、効率的にアプリの登録及び若年層の自主防犯行動を促進(令和3年度～) 	
【事業スキーム図】	<pre> graph LR A[画像分析装置の導入] --> B[性犯罪捜査の効率化] C[DNA型鑑定資機材の整備] --> B D[教育・広報啓発の充実] --> E[自主防犯行動促進] E --> B B --> F[犯人の早期特定・検挙] B --> G[犯罪企図者の犯意抑制] F --> H[加害者対策] G --> I[被害者対策] H --> J[環境対策] F --> K[性犯罪の根絶] K --> L[県民の幸福度向上] </pre>	

3 事業目標等																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>~</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>性犯罪認知件数(総合計画)</td> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→ 380件以下</td> <td></td> <td>→</td> <td>190件以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>実績</td> <td>381件</td> <td>321件</td> <td>228件</td> <td>251件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防犯アプリ「みまもっち」のダウンロード数</td> <td>目標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>155,000件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>実績</td> <td>84,717件</td> <td>112,066件</td> <td>128,875件</td> <td>141,089件</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	~	R8	性犯罪認知件数(総合計画)	目標				→ 380件以下		→	190件以下		実績	381件	321件	228件	251件				防犯アプリ「みまもっち」のダウンロード数	目標	-	-	-	-	155,000件				実績	84,717件	112,066件	128,875件	141,089件	-		
成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	~	R8																																						
性犯罪認知件数(総合計画)	目標				→ 380件以下		→	190件以下																																						
	実績	381件	321件	228件	251件																																									
防犯アプリ「みまもっち」のダウンロード数	目標	-	-	-	-	155,000件																																								
	実績	84,717件	112,066件	128,875件	141,089件	-																																								
<p>【指標の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年の認知件数について、平成28年(435件)の約10%減を目指す。 ○ 被害者の約8割を占める若年層の防犯意識向上と自主防犯行動の促進を図ることが被害防止につながることから、若年層に届く情報発信ツールとして運用している防犯アプリ「みまもっち」のダウンロード数(利用者数)について、毎年1.5万件の増加を設定した。 																																														
<p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】</p> <p>令和3年中における性犯罪認知件数は251件、前年比+23件と増加に転じたものの、福岡県総合計画に示された「令和3年までに性犯罪認知件数380件以下」という抑止目標については達成した。</p>																																														

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 画像分析装置が導入されたことにより、性犯罪被疑者の検挙率が格段に向上した。 ○ D N A型鑑定資料採取のための資機材が整備されたことにより、捜査上有効なD N A型鑑定資料の採取が促進された。 ○ 防犯アプリ「みまもっち」により、性犯罪をはじめとした事件情報や防犯対策情報等を配信することで、被害者の約8割を占める若年層の防犯意識向上と自主防犯行動の促進が図られた。 ○ 若年層の利用頻度が高いS N S広告を活用することで、効果的な広報啓発が推進された。 ○ 各警察署を通じて関係機関・団体に対し「子供110番の家」マニュアルを配布することで、各地区の防犯ボランティア団体の防犯意識向上が図られた。
【事業の効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収集した膨大な量の街頭防犯カメラ映像の分析には長時間を要していたが、画像分析装置の導入により、分析時間が大幅に短縮され、捜査効率が格段に向上した。 ○ 各警察署にD N A型鑑定資料採取資機材を整備することにより、事件発生直後、早期に客観的証拠であるD N A型資料の効率的な採取が可能となった。 ○ 事件発生情報の地図プロットや防犯対策情報の提供等を防犯アプリ「みまもっち」に集約したことにより県民全体への広報啓発を効率的に行うことが可能となった。 ○ S N S広告は、月約200万回の広告が可能なため、従来のチラシ作成、配布に比べると人件費を含めたトータルコストの削減につながった。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	10,681	28,942	15,888	時間	10,836	10,836	10,296
(うち一般財源)	10,219	28,816	15,799	人件費（千円）	43,756	43,756	41,576

6 見直しの内容	
(繼続) (拡充)	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）
終了 (完了)	再構築（他の事業に組み替え）
	一部改善 (縮小)
	廃止

【上記の理由】
令和3年中における性犯罪認知件数は251件、前年比+23件と増加に転じているほか、発生率（人口10万人当たりの認知件数）も未だ高水準で推移している。性犯罪の根絶は県民の願いであり、本県においては「性暴力根絶条例」が全面施行されるなど、今後とも官民一体となって、性犯罪の予防及び検挙の両面において、効果的な取組みを推進する必要がある。

【見直し内容】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被疑者の早期検挙のため、各種資機材、システムを迅速・効果的に活用する。 ○ 各種資機材を効果的に運用できるよう、研修会の開催により捜査員の能力向上を図る。 ○ あらゆる機会を通じて防犯アプリ「みまもっち」の登録を促進するとともに、S N S広告による情報発信により、効果的に被害者層の自主防犯行動の促進を図る。 ○ 県教育庁、県人づくり・県民生活部等関係部門との連携及び情報共有を強化し、県民の防犯行動の促進を図る。 ○ 令和2年度重点事業である、大声測定器による防犯教育の充実及び子供110番の家対応マニュアルによる防犯知識の普及については、今年度で完了（▲2,535千円） ○ 令和3年度重点事業のうち、防犯アプリ「みまもっち」の機能拡充については、今年度で完了（▲6,737千円）

(様式 1 号)

R3 年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	重要凶悪事件捜査基盤強化事業			部課(室)	警察本部刑事部 鑑識課・捜査第一課		事業開始年度	H23
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり		
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進	具体的な取組	3	重要凶悪事件の徹底検挙		

1 事業のねらい・目的

重要凶悪事件等の検挙に向け、初動捜査の充実を図るとともに、新たな司法制度に的確に対応する捜査環境を整備することで、客観証拠に基づいた事案の解明・犯人の検挙を推進し、もって、安全・安心を実感できる治安の確保を図る。

2 事業概要

1 DNA型鑑定資料の収集強化

○ 遺留DNA型鑑定資料の収集強化

犯行現場のDNA型鑑定資料の収集強化を図るため、早期に現場臨場する警察署の鑑識係員や捜査員、地域課員による採取が可能となるよう必要な資器材を整備

○ 被疑者DNA型鑑定資料の収集強化

より多くの被疑者からのDNA型鑑定資料の採取が可能となるよう必要な資器材を整備

2 薬物・毒物等検査用資機材の整備

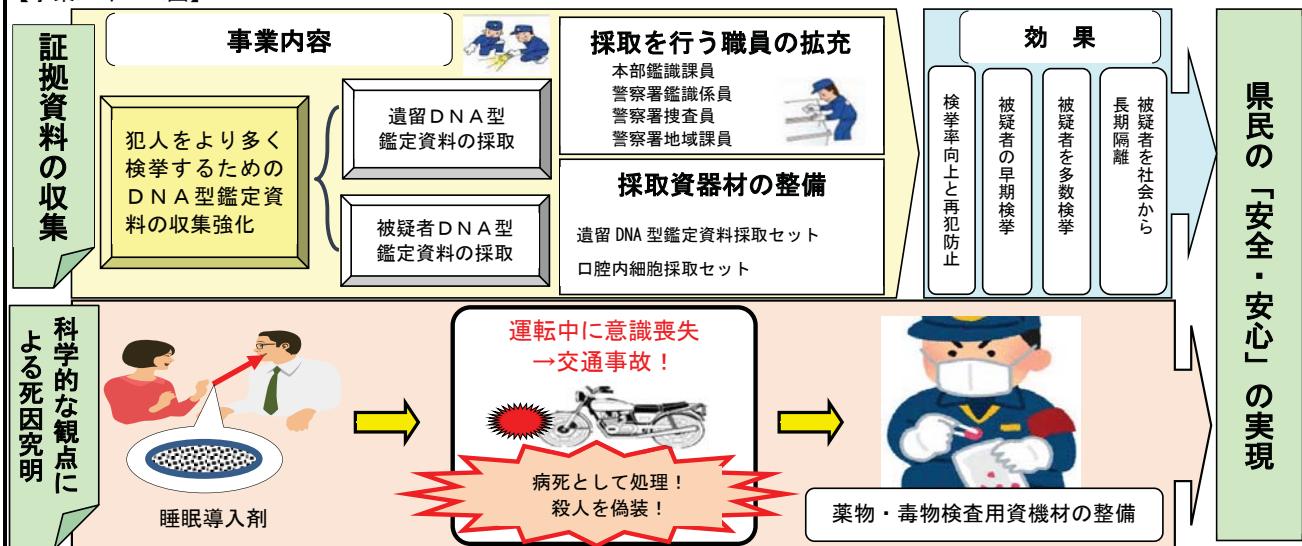
○ 県警察が取り扱う死体のうち、犯罪死の見逃しにつながるおそれがある「死因不詳の病死死体」に対して、検査用資機材による薬物・毒物検査等を実施

○ 科学的な根拠に基づく死因究明により、被疑者の早期検挙を目指すとともに、遺族に対する適切な死因の説明を実施

3 VR現場画像システムの整備

○ 事件現場において、現場の全方向を自動的に撮影し、当該撮影データをVR化することで、事件当時の現場の状況を再現する資機材を整備

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
遺留DNA型鑑定資料の採取	目標	12,500点						
	実績	12,496点	11,097点	11,633点	13,162点	10,985点	11,504点	
被疑者等DNA型鑑定資料の採取	目標	5,000件	7,000件	7,000件	7,000件	7,000件	5,000件	5,000件
	実績	7,957件	7,788件	7,466件	5,744件	5,046件	4,542件	

【指標の考え方】

- 「遺留DNA型鑑定資料の採取」の活動実績としての指標として採取点数を設定した。
- 「被疑者等DNA型鑑定資料の採取」の活動実績としての指標として、本県での被疑者等DNA型鑑定資料の鑑定件数を設定した。
- 「遺留DNA型鑑定資料の採取」の令和4年目標採取点数及び「被疑者等DNA型鑑定資料の採取」の令和4年目標採取件数は、前年と同様とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

○ 遺留DNA型鑑定資料の採取

「遺留DNA型鑑定資料の採取」については、年間目標数値を12,500点に設定して取り組んでいたが、令和2年は認知件数の減少により10,985点と減少した。令和3年も年間目標数値を12,500点として取り組んだところ、11,504点採取と前年より採取件数が増加したことから、引き続き同様のペースでの採取を進めていく。

○ 被疑者等DNA型鑑定資料の採取

「被疑者等DNA型鑑定資料の採取」については、平成29年から年間目標数値を7,000件に設定して取り組んでいたが、令和元年は5,744件、令和2年は5,046件に減少した。減少の理由は、警察庁への鑑定嘱託件数が年々増加し、相対的に本県での鑑定件数が減少したことによる。令和3年は警察庁への鑑定嘱託数増加を考慮し、年間目標数値を5,000件としているところ、4,542件採取していることから、引き続き同様のペースで採取を進めていく。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】							
	1 DNA型鑑定資料の収集強化	採取したDNA型鑑定資料は、鑑定後、被疑者DNA型記録と遺留DNA型記録をデータベースに登録することで、殺人事件等の凶悪事件や窃盗事件等の身近な犯罪の解決に多大な効果を上げており、犯人の割り出しや余罪の確認等にも活用されるなど、現在の犯罪捜査において必要不可欠なツールとなっている。裁判員制度の導入など犯罪捜査を取り巻く情勢の変化により客観証拠を重要視した捜査が求められ、DNA型資料を始めとした客観証拠は、犯罪の立証に重要な役目を担っている。						
2 薬物・毒物等検査用資機材の整備								複雑、巧妙化する殺人事件に対し、初動段階で事件性の的確な判断を行うため、科学的手法に基づく死因究明を推進することで、事案の真相解明と犯人の早期検挙の実現が可能となる。
3 VR現場画像システムの整備								事件の長期化に備えるため、現場の状況を網羅的に撮影し、撮影した画像を3D化、更にVR化するシステムを導入することで長時間が経過した後でも現場を原寸大で再現することが可能となる。
【事業の効率性】								
1 DNA型鑑定資料の収集強化								採取したDNA型鑑定資料については、登録されたデータベースと照合することにより、早期に事件の被疑者や同一犯による事件が判明するなど効率的かつ効果的な捜査が可能となっている。
2 薬物・毒物等検査用資機材の整備								○ 専用の資機材を使用することで、科学的な視点から死因究明を行うとともに、事件性の有無を早期に判断することができる。 ○ 遺族に対し、科学的な根拠に基づく死因説明ができるなど、遺族感情にも配意した対応が可能となっている。
3 VR現場画像システムの整備								事件発生直後の現場の状況を長期間保存できるなど、事件が長期化した場合でも的確な捜査が可能となる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	24,525	46,797	23,926	時 間	4,671	5,715	5,715
(うち一般財源)	16,854	34,528	12,133	人件費（千円）	18,862	23,078	23,078

6 見直しの内容

(継続) 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）
 終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止
 (一部改善) 縮小)

【上記の理由】

1 DNA型鑑定資料の収集強化

DNA型鑑定やDNA型データベースの拡充は、犯罪捜査に必要不可欠なものであり、DNA型鑑定資料を採取するための資器材の整備を図るための本事業は今後も継続する必要がある。

2 薬物・毒物等検査用資機材の整備

科学的な根拠に基づく死因究明は、今後も継続的に求められることから、徹底した死因究明に向け、本事業を継続する必要がある。

3 VR現場画像システムの整備

刑法犯の認知件数は、年々減少しているが、時効撤廃に伴い、今後想定される事件の長期化に対し、的確に対応する必要がある。

【見直し内容】

1 DNA型鑑定資料の収集強化

採取方法を始め、DNA型鑑定資料を取り巻く環境は日々進歩しており、少ない資器材で広い範囲を補える効率的な採取資器材も開発されており、事件検挙につながるDNA型鑑定資料の採取に向け、同種資器材の導入や研修会等による捜査員等の採取技術の向上を図り、更に費用対効果を高めていく。

2 薬物・毒物等検査用資機材の整備

偽装殺人等は、将来にわたって発生する可能性があることから、今後も検査用資機材を有効に活用し、科学的な根拠に基づく死因究明を推進するなど、犯罪の見逃し防止に向けた対策を強化していく。

3 VR現場画像システムの整備完了（▲21,919千円）

事件の長期化に備え、多くの事件現場を撮影するほか、機器の操作者の増加を図り、多種多様な事件で活用を推進するなど、費用対効果を高める。

(様式 1号)

R 3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	暴力団排除総合対策事業			部課(室)	警察本部暴力団対策部 組織犯罪対策課	事業開始年度	H 22
-----	-------------	--	--	-------	-----------------------	--------	------

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり	
	小項目	1	暴力団壊滅、飲酒運転撲滅及び性暴力根絶の対策の推進	具体的な取組	1	暴力団壊滅に向けた対策の推進	

1 事業のねらい・目的	
-------------	--

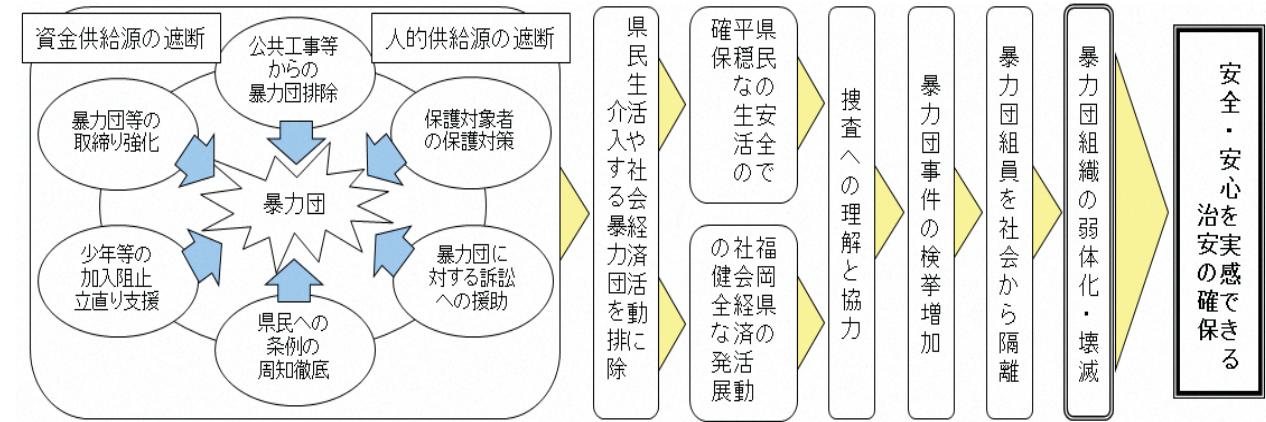
「福岡県暴力団排除条例」を駆使した暴力団組織の弱体化・壊滅

- 県（警察・知事部局等）からの援護体制（保護対策・訴訟支援）を強固にし、暴力団に対する県民の「暴力団排除意識」の高揚を図る。
- 資金供給源・人的供給源遮断対策の徹底～暴力団の活動基盤となる「金」について、その供給源の遮断（公共工事への参入阻止）や資金の剥奪（損害賠償請求）によって、暴力団組織を活動不能に陥らせ、弱体化・壊滅を図る。

2 事業概要	
--------	--

- (1) 公共工事等からの暴力団排除の実施
入札業務等を行う自治体・事業団体に対する迅速・的確な暴力団情報提供
- (2) 保護対象者に対する保護対策の徹底
利益供与を拒否した者等暴力団から危害を加えられるおそれのある者への保護対策の徹底
- (3) 暴力団の排除に資する民事訴訟の援助
暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償請求などの訴訟費用貸付

【事業スキーム図】



3 事業目標等	
---------	--

暴力団の弱体化・壊滅については、暴力団の資金供給源・人的供給源に対する総合的な取組みにより推進する必要があることから、個別の指標を示して評価することは困難である。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 県内の暴力団勢力の推移（概数）

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
3390人	2980人	2890人	2710人	2530人	2400人	2240人	2040人	1890人	1690人	1530人	1340人

- 公共工事等からの暴力団排除（平成22年以降の延べ件数）

- ・ 暴力団と密接な交際を有している企業等の関係自治体への通報 173業者（令和3年末現在）
- ・ 暴力団等に対する福岡県暴力団排除条例に基づく勧告 70 件（令和3年末現在）

- 保護対策の徹底（暴力団によると見られる事業者襲撃事件の発生件数）

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
7件	17件	14件	3件	2件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	0件

- 民事訴訟の援助（条例施行以後、これまでの民事訴訟延べ件数）

- ・ 暴力団を相手取る損害賠償請求訴訟等 6件

- 暴力団事務所撤去件数

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
13件	12件	5件	14件	7件	6件	9件	9件	7件	6件	7件	5件

4 有 效 性 ・ 效 率 性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共工事等からの暴力団排除は、暴力団の資金を遮断し弱体化を図る上で有効な手段であり、情報管理システムを活用し、自治体・事業者団体に対する迅速・正確な暴力団情報を提供することは、先制的な暴力団排除措置に効果的である。 ・ 県民の安全確保は、暴力団対策を推進していく上での前提であるが、警察官による警戒と保護対策用資機材の併用によって、保護対策に万全を期すことで、暴力団からの報復等を抑止するとともに、保護対象者の安心感の醸成に寄与している。 ・ 暴力団排除条例に基づく訴訟費用の貸付制度は、工藤會総裁等に対する損害賠償請求訴訟において活用されており、被害者等の損害回復に向けた民事訴訟への支援に止まらず、暴力団の資金剥奪や社会の暴力団排除気運の高揚などに効果的である。
【事業の効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力団排除の徹底を図る自治体・事業者団体からの暴力団排除に係る照会に対し、迅速・正確に情報提供するためには、各警察署において活用可能な情報管理システムの活用が極めて効率的であるとともに、不可欠でもある。 ・ 保護対策資機材の活用により、限られた体制において、県民の安全を確保するために効果的かつ効率的な保護対策が可能となっている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳 出	19,257	23,588	21,623	時 間	120,960	120,960	120,960
(うち一般財源)	19,257	23,588	21,623	人件費（千円）	488,436	488,436	488,436

6 見直しの内容													
継続	(拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの)		一部改善	縮小)									
終了	(完了 再構築 (他の事業に組み替え)		廃止)										
【上記の理由】													
これまでの総合的な取組みにより、本県の暴力団対策は大きく前進しているものの、県内に主たる事務所を置く指定暴力団が5団体存在する（全国最多）など、未だ厳しい情勢が続いており、引き続き、事業効果が高まるよう各種資機材、制度を効果的に活用し、暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組みを強力に推進する必要がある。													
【見直し内容】													
(公共工事等からの暴力団排除に向けた部局間の連携強化)													
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共工事等からの暴力団排除に関し、事業者の指名停止を担当する建築指導課及び県内他自治体との連携強化を図る。 													
(効果的な保護対策の実施)													
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護対策用資機材について、隨時、その活用状況の検証・見直しを行い、効果的な運用を図る。 													
(民事訴訟費用貸付制度の活用促進)													
<ul style="list-style-type: none"> ・ 訴訟費用貸付制度の有効活用による暴力団排除活動の促進に向け、県民、事業者、関係機関との更なる連携強化を図る。 													

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	暴力団対策緊急事業			部課(室)	警察本部暴力団対策部 組織犯罪対策課	事業開始年度	H25
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり	
	小項目	1	暴力団壊滅、飲酒運転撲滅及び性暴力根絶の対策の推進	具体的な取組	1	暴力団壊滅に向けた対策の推進	

1 事業のねらい・目的

暴力団対策法・暴力団排除条例の効果的活用による検挙・暴力団排除・保護対策の三位一体の取組みにより、暴力団の弱体化・壊滅を図る。

2 事業概要

(1) 暴力団員の徹底検挙対策の推進

検挙対策資機材を効果的に活用し、暴力団対策法を始めとしたあらゆる法令を駆使して、暴力団員の徹底検挙を図る。

(2) 暴力団排除活動の徹底

暴力団排除条例に基づき、県内の中学校・高等学校における暴力団排除教育を徹底し、青少年の暴力団からの犯罪被害防止及び暴力団への加入防止を図る。

(3) 保護・警戒活動の徹底

ア 暴力団排除特別強化地域のうち、防犯カメラの整備がなされていない4地区（中央区天神周辺、飯塚市吉原町周辺、久留米市日吉町周辺、大牟田市大正町周辺）にネットワーク防犯カメラを整備することなどにより、暴力団員等による犯罪を防圧し、県民の安全確保を図る。

※ 暴力団排除特別強化地域（が整備対象地区）

- 中央区天神周辺地区
- 八幡西区黒崎周辺地区
- 大牟田市大正町周辺地区
- 博多区中洲地区
- 飯塚市吉原町周辺地区
- 小倉北区堺町周辺地区
- 久留米市日吉町周辺地区

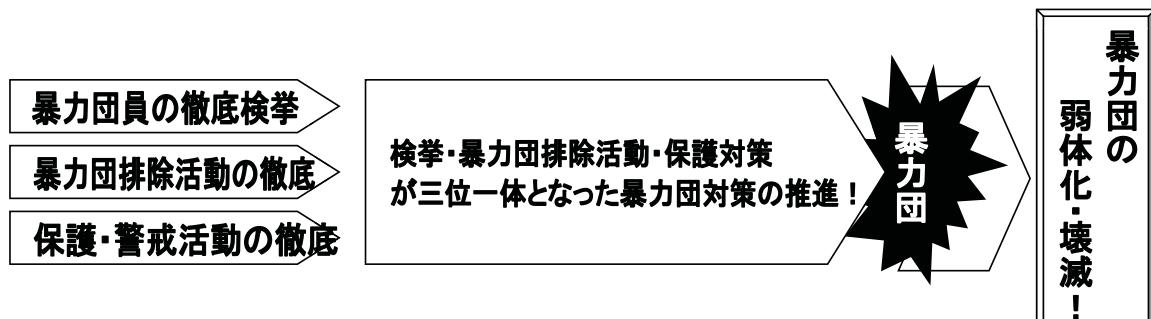
イ あらゆる警察活動で入手した情報の集約・分析が可能となる各種システムの整備により、多角的かつ高度な情報分析を行い、襲撃事件の抑止を図るとともに、事件の早期検挙を図る。

ウ 電源がない警戒箇所に設置可能な資機材を整備することにより、警察官のマンパワーのみで警戒せざるを得なかった警戒箇所の保護対策を強化し、通知システムにより、不審者・車両の画像をタブレットに通知することで、不穏動向を把握の上、現行犯的な措置による早期検挙を図る。

(4) 元暴力団員を雇用した企業に対する支援制度の整備

元暴力団員を雇用する事業者（協賛企業）への財政的支援や暴力団離脱希望者に対する旅費、食料費等の支給を行い、元暴力団員が就労しやすい環境を構築し、暴力団員の離脱・就労を増加させることにより、暴力団の人的基盤に打撃を与え、暴力団の弱体化を図る。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

暴力団の弱体化・壊滅については、検挙・暴力団排除・保護対策が三位一体となった総合的な取組みにより推進する必要があり、個別の指標を示して評価することは困難である。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

○ 暴力団構成員の検挙状況

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
269人	255人	272人	246人	226人	193人	166人	153人	127人

○ 暴力団排除教育の実施状況

平成25年度	567	校中	552	校	(実施率 97 %)
平成26年度	565	校中	543	校	(実施率 96 %)
平成27年度	564	校中	538	校	(実施率 95 %)
平成28年度	560	校中	537	校	(実施率 96 %)
平成29年度	560	校中	532	校	(実施率 95 %)
平成30年度	557	校中	529	校	(実施率 95 %)
令和元年度	557	校中	512	校	(実施率 92 %)
令和2年度	552	校中	208	校	(実施率 38 %)
令和3年度	—	校中	—	校	(実施率 — %)

○ 暴力団の離脱・就労支援状況

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
離脱支援	42人	65人	127人	131人	121人	107人	104人	83人	65人
就労支援	6人	7人	10人	16人	17人	19人	17人	10人	4人

○ 県内暴力団勢力の推移（概数）

平成25年末	1,730人	平成30年末	1,100人
平成26年末	1,560人	令和元年末	970人
平成27年末	1,480人	令和2年末	860人
平成28年末	1,380人	令和3年末	1,340人
平成29年末	1,230人		

○ 協賛企業数

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
協賛企業数	54社	98社	236社	283社	314社	356社	377社	392社

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- 暴力団排除教育を実施した中学・高校の生徒から「暴力団は、自分には関係ないと思っていたが、ちょっとしたきっかけで、関わってしまうことが分かった。」、教職員からは「自分たちには話せない内容なので、外部講師の重要性を感じる。」など高評価を得ている。
- 暴力団の実態や悪質性等に関する教育を継続することは、青少年の暴力団犯罪被害防止や暴力団加入防止など、暴力団組織への人的供給源の遮断を図る上でも有効である。
- 多様な保護対策資機材を整備することで、保護警戒活動を強化するとともに、より効果的な警戒活動が可能となる。
- 元暴力団員を雇用する事業者（協賛企業）への財政的支援等は、元暴力団員が就労しやすい環境を構築するため、協賛企業の拡大を図る上で有効である。

【事業の効率性】

- 暴力団排除教育を実施する暴排先生が作成した「暴排マンガ」の県警察ホームページでの配信、児童養護施設等に対する「暴排教室」模擬授業の実施など、学校における暴力団排除教育だけでなく、機会あるごとに暴力団排除の重要性の発信が可能となっている。
- 保護対策資機材の整備及び弾力的な運用により、限られた警察官を捜査、保護警戒活動等へと重点的に投入することが可能となっている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	162,008	182,548	180,607	時間	120,960	120,960	120,960
（うち一般財源）	162,008	177,602	155,015	人件費（千円）	488,436	488,436	488,436

6 見直しの内容

（継続）（ 拡充

改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）

一部改善

縮小）

終了（ 完了

再構築（他の事業に組み替え）

廃止）

【上記の理由】

これまでの取組みにより本県の暴力団対策は大きく前進しているものの、未だ厳しい情勢は続いている。引き続き、検挙・暴力団排除・保護対策を三位一体として総合的な暴力団対策を推進し、暴力団の弱体化・壊滅に結びつけ、県民の安全・安心を確保する必要がある。

【見直し内容】

- 暴排教育の実施対象を児童養護施設にも拡大し、更なる暴力団への人的供給の遮断を図る。
- 事業効果をより高めるため、検挙・保護対策用資機材やスマートフォン解析装置等との連動した効果的運用を図り、総合的な暴力団対策を推進する。

(様式 1 号)

R3 年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	暴力団事務所撤去促進事業			部課(室)	警察本部暴力団対策部 組織犯罪対策課	事業開始年度	H29
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり	
	小項目	1	暴力団壊滅、飲酒運転撲滅及び性暴力根絶の対策の推進	具体的な取組	1	暴力団壊滅に向けた対策の推進	

1 事業のねらい・目的

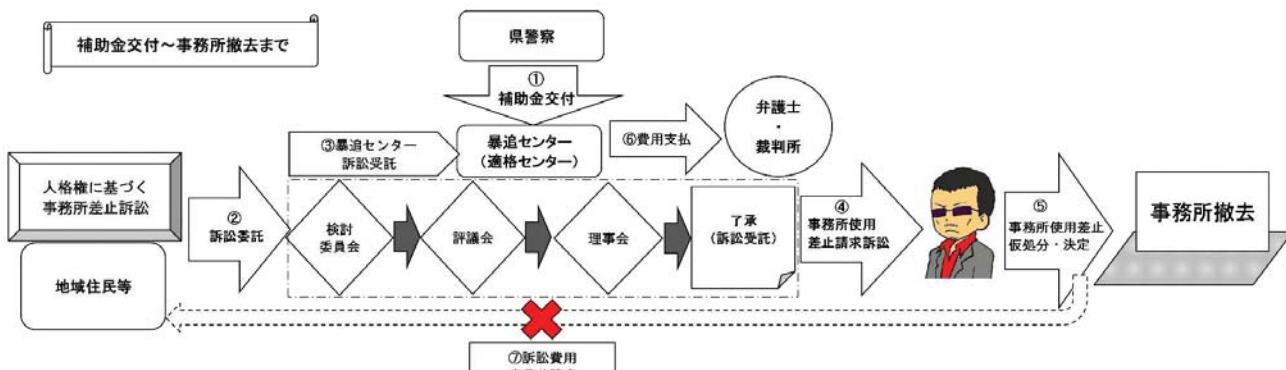
- 都道府県適格センター（暴追センター）による暴力団事務所使用差止請求訴訟（代理訴訟制度）の活用を促進し、暴力団の事務所撤去という暴力団の弱体化を目にする成果として示すことにより、県民の暴力団排除意識の高揚を図る。

2 事業概要

- 暴力団事務所使用差止請求に伴う県民等の経済的負担の軽減

県民から委託を受けた都道府県適格センター（暴追センター）が行う事務所使用差止訴訟において、委託者である県民が負担することとなる訴訟費用を補助することで経済的負担を軽減し、事務所撤去活動を活性化させる。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

活動指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
都道府県適格センター（暴追センター）による暴力団事務所使用差止請求訴訟	目標	—	2件	2件	2件	2件	2件	2件
	実績	1件	0件	1件	0件	1件	1件	

【指標の考え方】

暴力団事務所使用差止請求訴訟の期間は事案ごとに長短があることから、年度単位で定める指標としては成果指標ではなく活動指標（訴訟件数）を示す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 県内における暴力団事務所の撤去については、暴追センター等と連携して五代目工藤會傘下組織事務所や道仁会傘下組織事務所等の撤去を進めているが、本件制度の適用要件である、いわゆる人格権に基づくものではないため未達成となっている。
※ 目標達成に向けて事務所付近の住民や弁護士等に対して制度の周知活動を実施している。

・ 事務所撤去件数

H28	H29	H30	R1	R2	R3
9件	9件	7件	6件	7件	5件

4 有 効 性 ・ 効 率 性	【事業の有効性】
	・ 事務所撤去による地域社会の環境浄化と社会経済活動の活性化を図る上で有効である。
【事業の効率性】	・ 訴訟費用を補助することで、県民等の経済的負担を軽減するとともに、暴力団情勢に即応した戦略的な事務所撤去活動の推進が可能となっている。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳 出	5,000	5,000	5,000	時 間	17,280	15,360	15,360
(うち一般財源)	5,000	5,000	5,000	人件費（千円）	69,777	62,024	62,024

6 見直しの内容
(継続)(拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）一部改善 縮小) 終了 (完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止)

【上記の理由】
これまで警察側の警告などにより暴力団側が事務所を撤去したものであったが、本県の暴力団の尖鋭化動向を鑑みれば、今後、警察側の警告に従わない事案が発生するおそれがあり、本事業による暴力団事務所使用差止請求訴訟（代理訴訟制度）の活用促進により、事務所撤去活動を更に推進する必要がある。

【見直し内容】
(関係機関等との連携) 暴力団事務所撤去を促進していくため、地域住民、暴追センター、弁護士等との更なる連携を図る。

(様式 1 号)

R 3 年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	危険ドラッグ対策事業			部課(室)	警察本部 暴力団対策部薬物取扱い対策課 刑事部科学捜査研究所	事業開始年度	H 27
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり	
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進	具体的な取組	4	薬物乱用防止対策の推進	

1 事業のねらい・目的

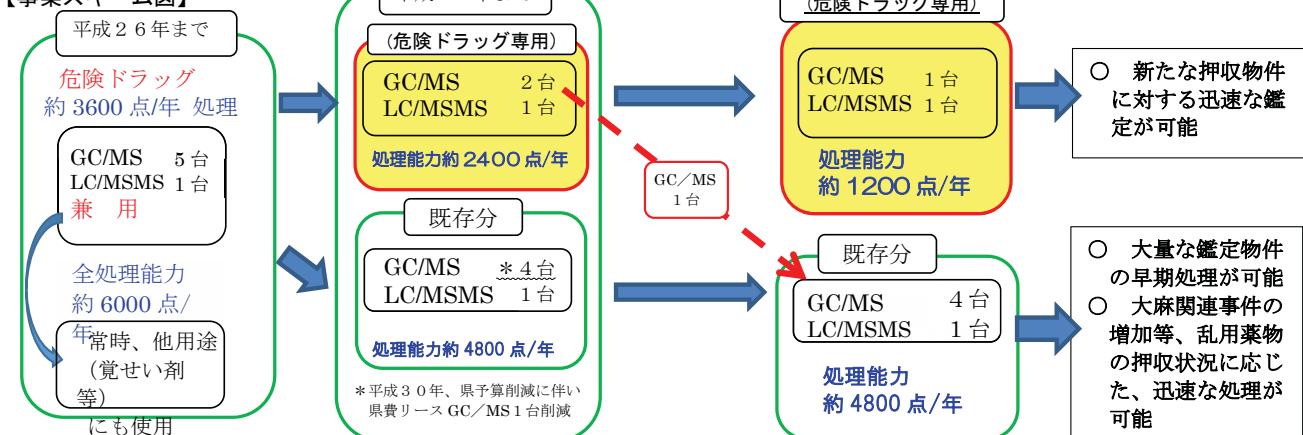
危険ドラッグ販売店・密売人等の供給側の徹底した摘発、危険ドラッグ乱用者への取締りの強化等により、危険ドラッグの蔓延防止を図る。

2 事業概要

危険ドラッグ関連の押収物の鑑定に使用する鑑定機器の増強

- (1) スクリーニング用機器 (GC/MS) 1台
GC/MSは、分離能力が高く、簡便、スクリーニングに適している。
- (2) 精密分析用機器 (LC/MSMS) 1台
LC/MSMSは、感度と識別能力が高く、詳細な構造情報が得られる。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29
危険ドラッグ鑑定処理点数	目標	5,300	6,800	6,800
	実績	5,275	4,253	1,206

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
危険ドラッグ鑑定処理率	目標				100%	100%	100%	100%	100%

【指標の考え方】

- 事業開始当初は、平成30年までに鑑定処理の滞留解消を図ることを目的として、鑑定処理点数を成果指標として設定
- 平成29年で鑑定処理の滞留が解消されたことから、平成30年以降は、危険ドラッグの鑑定処理率（鑑定処理点数／鑑定受理点数）を成果指標とし、処理率100%（滞留なし）を目標として設定

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 県内の危険ドラッグ販売店は全て一掃、電話注文販売やインターネット取引による密売の摘発を推進
- 令和3年末の危険ドラッグ鑑定処理率は、前年未処理分の鑑定を含め、成果指標に対して103%の鑑定処理率となっている。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険ドラッグの供給側の摘発、危険ドラッグ乱用者の取締り強化により危険ドラッグの蔓延防止を図る上で、証拠物の早急な鑑定は必要不可欠であり、鑑定機器の増強による早期鑑定は事件検挙・蔓延防止に向けて重要な役割を担っている。 ○ 本事業により、鑑定処理能力が増強したことから、鑑定の滞留が解消でき、証拠物の早期鑑定を実施中である。
【事業の効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鑑定機器の増強により、より多くの証拠物の鑑定が可能になり、早期検挙、危険ドラッグの蔓延防止につながるとともに、覚醒剤・大麻をはじめとする他の毒劇物鑑定を効率的に実施することが可能となった。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	6,842	6,843	6,529	時間	3,813	3,736	3,798
(うち一般財源)	6,842	6,843	6,529	人件費（千円）	15,397	15,086	15,337

6 見直しの内容	
<input checked="" type="radio"/> 繼続	○ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）
終了（完了）	<input checked="" type="radio"/> 部分改善 縮小（再構築（他の事業に組み替え）廃止）

【上記の理由】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 販売店舗の一掃及び密売形態への移行から、危険ドラッグ関連の検挙人員（平成27年96人）は減少しているものの、鑑定受理点数は、前年から増加（前年同期比+316点）しており、インターネットによる取引など危険ドラッグの流通が認められ、予断を許さない状況である。 ○ 厚生労働省が指定する指定薬物は令和3年末現在で2,396物質であり、令和3年中17物質が追加指定されていることから、今後も新たに追加される指定薬物の鑑定に対応する必要がある。 ○ 未指定の類似危険ドラッグ等を事件捜査の過程で早急に鑑定し、追加指定に向けた取組みの必要性がある。
【見直し内容】
(費用対効果の向上)

<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険ドラッグの指定は年々増加していく現状から、新たに指定された薬物のサンプリングを徹底し、早期鑑定が可能になる体制を整備する。
(部局間の調整・連携)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事部局薬務課と連携を密にし、徹底した取締り及び鑑定の強化を図る。

(その他)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険ドラッグ乱用者の取締り強化により、危険ドラッグから大麻の乱用に移行している傾向が見られ、平成27年以降大麻関連事件が増加している。 よって、平成30年より、危険ドラッグ専用として運用している鑑定機器のうち、既存分であるGC／MS 1台を危険ドラッグ以外の鑑定用として運用し、県下における総合的な薬物乱用対策の推進を図っている。

【大麻関連事件の検挙人員の推移】												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙人員</td> <td>186人</td> <td>202人</td> <td>278人</td> <td>328人</td> <td>399人</td> </tr> </tbody> </table>	年	H29	H30	R1	R2	R3	検挙人員	186人	202人	278人	328人	399人
年	H29	H30	R1	R2	R3							
検挙人員	186人	202人	278人	328人	399人							

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	交通事故総量抑制総合対策事業 (飲酒運転撲滅対策事業)			部課(室)	警察本部交通部 交通企画課		事業開始年度	H24
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり		
	小項目	1	暴力団撲滅、飲酒運転撲滅及び性暴力根絶の対策の推進	具体的な取組	2	飲酒運転撲滅対策の推進		

1 事業のねらい・目的

令和2年6月議会で議員提案により福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例が改正され、

- ・「見逃さない」県民意識づくり
- ・事業者の責務等の強化及び具体化

等が追加されたことから、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」という県民意識を定着させ、飲酒運転の撲滅を目指す。

【福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例】

(県の責務)

第4条第1項 県は、市町村、交通行政に関わる国の機関又は事業者、医療機関、教育関係者、特定事業者の団体その他飲酒運転の撲滅に取り組む諸団体との連携の下に、飲酒運転の撲滅に向けた施策を総合的に実施するとともに、必要な措置を講じるものとする。

第2項 県は、市町村、特定非営利活動法人、地域の住民団体等による飲酒運転撲滅のための取組に対し、必要に応じ、専門家の派遣、研修の実施、情報の提供その他の方法により協力及び支援を行うものとする。

2 事業概要

○ 飲酒運転の危険性等を理解させる交通安全教育

従来の講義形式を中心とした交通安全教育に加え、若年世代を始めとするあらゆる世代を対象に、

- ・飲酒運転撲滅教育用VRの活用による迫真的な交通安全教育の展開（臨場感のある飲酒運転事故等を疑似体験）
- ・本県独自の施策である「飲酒運転通報訓練」と飲酒運転撲滅教育用VRを連動させた取組み

を推進することにより、飲酒運転の危険性・悪質性の理解の深化を図る。

【現状】 ⇒ 運転者視点、助手席同乗者視点、目撃者視点

○ 改正条例の周知により飲酒運転撲滅意識の定着を図る交通安全教育

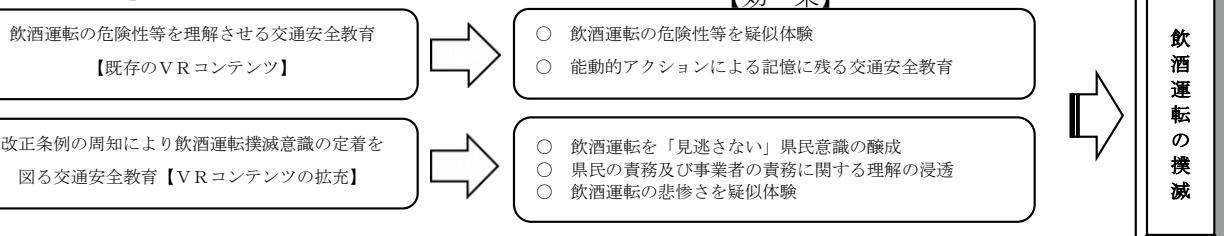
既存の飲酒運転撲滅教育用VRに、条例の周知を目的とする

- ・飲酒運転情報の重要性を理解させるコンテンツ
- ・飲食店営業者等の責務を理解させるコンテンツ

等、4つのコンテンツを新たに追加制作し、県民全体の飲酒運転撲滅意識の定着を図る。

【拡充】 ⇒ 通報者視点、飲食店営業者視点、酒類販売店営業者視点、事業所経営者視点

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4	~	R8
飲酒運転による交通事故発生件数（総合計画）	目標	120件以下				→ 110件以下		→ 60件以下	
	実績	126件	144件	133件	111件	94件			
飲酒運転撲滅教育用VRを活用した交通安全教育実施回数	目標	—	—	—	—	—	280回		
	実績	—	—	280回	167回	198回			

令和3年の目標値は、福岡県総合計画及び第3次福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画による。

※ 平成29年の目標値は、第2次福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画による。

【指標の考え方】

- 福岡県総合計画（平成29年～令和3年）
 - 実現可能性、第2次福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画の目標値等を勘案し、平成28年（158件）の約30%減を目指して設定した。
- 第3次福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画（平成30年～令和3年）
 - 実現可能性等を勘案し、また、既に設定されていた福岡県総合計画の目標値と同一とした。
- 飲酒運転撲滅教育用VR運用開始時の活用実績及び各警察署における交通安全教育実施回数等を勘案して設定した。

【目標達成状況、未達成の時はその理由】

令和3年中の飲酒運転による交通事故の発生件数は、94件（前年比-17件）と統計が残る昭和40年以降最少となるとともに、飲酒運転事故件数を令和3年までに110件以下とする福岡県総合計画及び第3次福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画で定める目標を達成した。

しかしながら、その約8割がアルコールの高濃度保有者であるなど、悪質な確信犯が多数存在しており、引き続き、飲酒運転撲滅に向けて対策が必要である。

その対策として、飲酒運転の危険性等を理解させる交通安全教育や改正条例の周知を図ることにより、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」という飲酒運転撲滅意識の定着を図ることが必要である。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転の危険性等を理解させる交通安全教育 <p>既存の飲酒運転撲滅教育用VRを活用した交通安全教育は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転を迫真的に疑似体験することができ、飲酒運転の危険性・悪質性を理解させることができる。 ・持ち運びが可能で時間的、場所的な制約を受けず、かつ、安全・簡単に行うことができ、若年世代の興味をひく。 等の利点があり、同資機材を導入したことでの、参加・体験・実践型の交通安全教育の更なる推進に繋がっている。 ○ 改正条例の周知により飲酒運転撲滅意識の定着を図る交通安全教育 <p>既存の飲酒運転撲滅教育用VRに、改正条例の周知を目的とする4つのコンテンツを新たに制作することで、前記の利点に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例における県民の責務及び事業者の責務に関する理解の浸透を図り、飲酒運転を「見逃さない」県民意識の醸成 ・業種に応じた交通安全教育、飲食店や事業所への個別訪問 の利点が見込まれるとともに、運転者等に対する飲酒運転の危険性等を理解させる交通安全教育のみならず、県民の責務及び事業者の責務の理解を深めることで、官民一体となった飲酒運転撲滅運動の更なる推進が期待される。
	【事業の効率性】
	<p>飲酒運転撲滅教育用VRを活用した交通安全教育は、高校生や大学生等の若年世代を対象としていたが、若年世代以外を対象とした講習等においても好評で、また、持ち運びが可能であることから、様々な機会（スクリーン等の使用による多人数の講習、キャンペーン等の特設ブースによる教養、警察署窓口に設置した来訪者に対する教養）で効率的に活用している。</p> <p>今後、改正条例の周知を目的とする4つのコンテンツを新たに制作し、引き続き、飲酒運転撲滅教育用VRを効率的に活用した交通安全教育を推進することで、飲酒運転の危険性等の理解の深化のみならず、飲酒運転を「見逃さない」県民意識の醸成を図ることができる。</p>

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	19,248	18,146	12,886	時間	775	800	800
（うち一般財源）	19,248	15,162	9,902	人件費（千円）	3,130	3,231	3,231

6 見直しの内容

（継続） 拡充	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）	（一部改善）	縮小）
終了（完了）	再構築（他の事業に組み替え）	廃止）	

【上記の理由】

令和3年中の飲酒運転による交通事故の発生件数については、94件（前年同期比-17件）と減少傾向で推移しているものの、未だに飲酒運転の撲滅には至っていない状況である。

飲酒運転のない県民が安心して暮らせる社会を実現するために、今後も本事業を継続する必要がある。

【見直し内容】

- 既存の飲酒運転撲滅教育用VRを効果的に運用するため、その利点を生かし、学校や企業を対象とした交通安全教育のみならず、今後も様々な機会を捉え、積極的な活用に努める。
- 改正条例の周知を目的とする4つのコンテンツの整備完了により、飲酒運転撲滅教育用VRを活用する交通安全教育の対象の増加及び活用の機会の増加が見込まれることから、関係機関・団体との連携を強化し、更なる活用促進に努める。（▲5,277千円）

(様式1号)

R3年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	交通事故抑止総合対策推進事業			部課(室)	警察本部交通部 交通企画課 交通指導課	事業開始年度	H26
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり	
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進	具体的な取組	8	交通安全対策の推進	

1 事業のねらい・目的

交通事故のない「安全・安心ふくおか」の実現～福岡県総合計画に掲げた数値目標の達成と全国ワースト上位からの脱却～
 (1) 総合的な交通事故抑止対策を推進するための事故管理・分析システムの高度化
 (2) 飲酒運転・高齢者・自転車に対する重点的な対策の推進
 (3) 場所に捉われない機動的な速度違反取締りの推進

2 事業概要

- 総合的な交通事故抑止対策を効果的に推進するための基盤の強化～交通事故総合システムの高度化
 従来のシステムに多次元分析機能及びGIS（地図情報システム）機能を付加し、路線別・時間帯別事故発生状況等の分析に加え、地図上に事故類型等を表示することにより、より高度な交通事故分析を行い、実効性の高い交通事故抑止対策を推進する。【平成26年12月運用開始、令和元年12月更新】
- 高齢歩行者に対する交通安全教育車を活用した出前型交通安全教育の推進
 高齢者が日頃から利用するスーパーマーケット等に交通安全教育車を持ち込み、高齢者に歩行者シミュレーターの体験、高齢者に対する反射材の直接取付活動等を通じた実効性の高い交通安全教育を実施する。【令和2年3月運用開始、令和3年中59か所で活動】
- 可搬式速度違反自動取締装置による取締り（場所に捉われない機動的な取締り）の実施
 取締装置は軽量で持ち運びが簡易なため、幹線道路のほか、通学路等のいわゆる生活道路において住民等の要望に即した取締りが可能で、違反現場では、違反車両の速度測定及び写真撮影の採証活動を行い、後日呼び出して違反者を検挙する。【平成30年11月運用開始、令和3年中83か所で462回活動】

【事業スキーム図】

【現状】

【課題】

【事業内容】

- 交通事故発生件数・死者数が高水準で推移
 ⇒ 交通事故発生件数及び死者数ともに減少傾向にあるものの、両者ともに全国的には高水準

- 総合的な交通事故抑止対策を効果的に推進するための基盤の強化
 ⇒ より緻密な交通事故分析に基づいた総合的な抑止対策及び効果検証が必要
- ⇒ 運転免許の自主返納件数が大幅な増加傾向にあり、高齢歩行者の事故抑止対策が必要
- ⇒ 幹線道路、通学路、ゾーン30等における速度違反取締りによる速度抑制効果をもって重大交通事故を抑止することが必要

- 交通事故総合システムの高度化

⇒ 路線別・時間帯別事故発生状況等の多次元分析に加え、地図上に事故類型等を表示することにより、交通事故の要因を抽出し、分析結果に基づく、実効性の高い事故抑止対策を推進

- 交通安全教育車を活用した出前型交通安全教育の推進
 ⇒ スーパーマーケット等で高齢者に歩行者シミュレーターの体験等を通じて交通安全教育を実施

- 可搬式速度違反自動取締装置での取締り
 ⇒ 時間・場所に捉われず交通事故実態及び取締り要望に対した迅速な取締りを実施

交通事故の抑止

3 事業目標等		第 10 次福岡県交通安全計画			第 11 次福岡県交通安全計画		
成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R7
交通事故発生件数（交通安全計画）	目標			36,000件以下			16,000件以下
	実績	31,279件	26,936件	21,495件	20,066件		
交通事故死者数 (交通安全計画・総合計画)	目標			100人以下			80人以下
	実績	136人	98人	91人	101人		
交通安全教育車稼働率（活動指標）	目標	-	-	-	-	100%	
	実績	-	-	82.9%	78.4%		

※第11次福岡県交通安全計画～R3年～R7年

【指標の考え方】

- 令和7年までに交通事故発生件数については、16,000件以下を目指す。
- 令和7年までに交通事故死者数については、80人以下を目指す。
- 交通安全教育車稼働率については、年間を通じた全警察署での稼働を設定した。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和3年中の交通事故発生件数にあっては、20,066件（前年比-1,429件）と減少し、導入の効果が認められるが、死者数は101人（前年比+10人）と増加している。
高齢死者数が49人（前年比-4人）と減少したもの、依然として全死者に占める高齢者の割合（48.5%）が高いことなどから、交通事故件数及び死者数の更なる減少を図るために、緻密な分析結果に基づく総合的な交通事故抑止対策が必要である。

有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故総合システムの高度化により、交通事故の発生場所・時間、事故類型、路線、事故当事者の年齢など複数の統計項目を自由に組み合わせた多次元分析に加え、地図上に交通事故の発生状況等を表示させ可視化することにより、事故多発地域、多発路線等を一目で把握することができ、分析結果に基づいた実効性の高い交通事故抑止対策を行うことが可能である。 また、交通事故管理・分析システムの機能を拡充したことにより、県警察内に蓄積される交通情報等を多角的に収集・分析した上で、分析結果に基づく飲酒運転をはじめとした取締り活動等の強化に繋げる取組が可能である。 交通安全教育車の配備により、従来の集合型交通安全教育の参加に消極的であった高齢者に対しても参加・体験・実践型の効果的な交通安全教育を実施することで、高齢歩行者による歩行中事故の抑止が可能となる。 可搬式速度違反自動取締装置の配備により、指定30km/h規制道路（ゾーン30を含む）において、取締り前と取締り中の平均速度を測定した結果、取締り前の速度より7.0km/h抑制しているほか、SNS（twitter）を利用して可搬式速度違反自動取締装置による取締り情報を発信することで県民の安全運転意識の高揚が期待される。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故総合システムの導入により、上記のような詳細な分析が簡易な作業により可能となったことから、交通事故抑止に向けた有益な基礎資料の集積に加え、事務の合理化・省力化が図られ、限られた人員の中、現場での活動力の強化が図られる。 交通安全教育車の配備により、資機材の搬送人員・車両の確保が不要となるほか、スーパー等への出前型教育によるため、講習場所の確保や教育参加者を募る負担もなくなり、交通安全教育業務が効率化される。 可搬式速度違反自動取締装置の配備により、少ない警察力で取締りが可能なため、その余った警察力をその他の交通安全対策へ投入可能となる。

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	44,457	61,640	47,403	時間	13,068	16,439	16,938
（うち一般財源）	40,256	56,013	41,728	人件費（千円）	52,769	66,381	68,396

6 見直しの内容	
継続	拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）
終了（完了）	再構築（他の事業に組み替え） 廃止

一部改善 縮小)

【上記の理由】

令和3年中の交通事故発生件数は、前年と比較して減少しており、導入効果が認められるものの、死者数は増加していることから、第11次福岡県交通安全計画に掲げられた「令和7年までに交通事故死者数を80人以下」という目標を達成するためには、交通死亡事故等の緻密な分析に基づいた総合的かつ長期的な交通事故抑止対策を継続して講じる必要がある。

【見直し内容】	
・ 交通事故多発地域及び地点を抽出のうえ、それぞれの事故原因に応じた個別の抑止対策を実施するなどし、交通事故総量の更なる抑止及び死者数の減少を図る。	
・ 交通事故発生状況及び交通違反取締り状況を地図上で重ね合わせて比較するなどし、交通違反取締りの効果を検証するとともに、より効果的な交通取締り計画の策定を図る。	
・ システム改修等の完了により拡充・強化した各種分析機能を効果的に活用するとともに、交通事故分析の更なる高度化を図る。（▲14,341千円）	
・ マスコミ等に対し、事故分析に基づいた情報発信を行うことにより交通事故抑止を図っているところであるが、効果的な情報発信を更に推進し、交通事故防止に対する県民の関心を一層高める。	
・ 現在実施中の反射材貼付活動と交通安全教育車による出前型の参加・体験・実践型交通安全教育と連動し、高齢歩行者の交通事故抑止を推進する。	
・ 交通事故総合システムを活用して交通事故実態を分析の上、可搬式速度違反自動取締装置の特性を生かした効果的な速度違反取締りを推進する。	

(様式 1 号)

R3 年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	高齢運転者等の交通事故抑止対策推進事業			部課(室)	警察本部交通部 運転免許試験課		事業開始年度	R2
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり		
	小項目	2	犯罪や事故のない地域づくりの推進	具体的な取組	8	交通安全対策の推進		

1 事業のねらい・目的

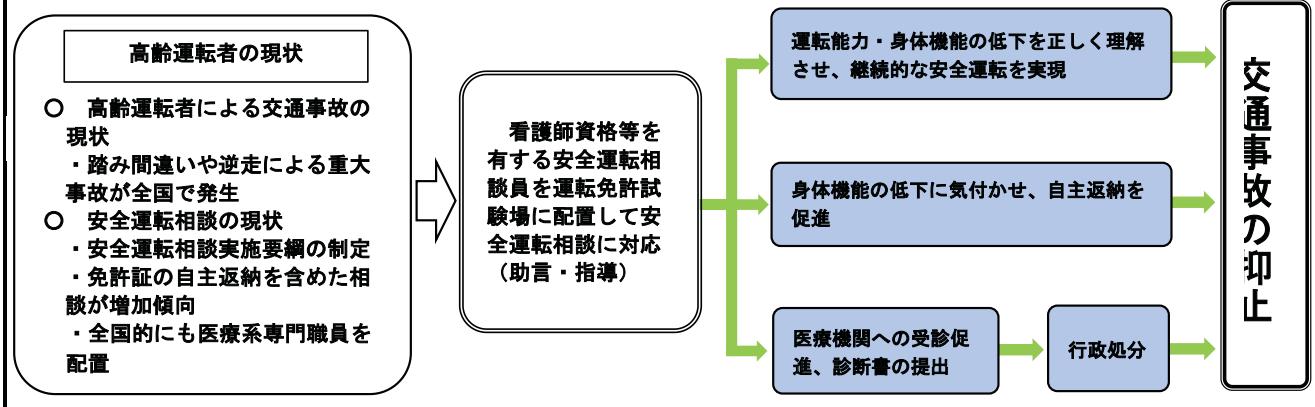
県内 4 か所の運転免許試験場に看護師資格等を有する安全運転相談員を配置して高齢運転者、身体の障がい等がある者及びそれらの家族等からの安全運転に関する相談に対応し、専門的知識を活かしたきめ細かな指導・助言や医療機関の受診を促すことで、高齢運転者等の継続的な安全運転を実現するとともに、免許証の自主返納の啓発促進、認知症等の早期発見による行政処分の推進を図り、高齢運転者等の交通事故抑止を図るもの。

2 事業概要

- 運転免許試験場へ看護師資格等を有する安全運転相談員（会計年度任用職員）を配置

- 1 安全運転相談等の実施
 - ・ 高齢運転者等の継続的な安全運転を実現するため、病気等の症状に応じた指導・助言を実施
 - ・ 運転継続が困難と認められる高齢運転者等に対し、自主返納、医療機関の受診、診断書の提出を促し、認知症等を早期に発見、迅速かつ確実な行政処分を推進
- 2 試験場職員に対する教養
 - ・ 認知症を始めとした様々な病気についての正しい理解と日常の業務への活用のため、試験場職員に対し病気に関する教養を実施

【事業スキーム図】



3 事業目標等

第 10 次福岡県交通安全計画

第 11 次福岡県交通安全計画

成果指標	目標	H30	R1	R2	R3	～	R7
交通事故発生件数（交通安全計画）	目標			36,000件以下		→	16,000件以下
交通事故発生件数（交通安全計画）	実績	31,279件	26,936件	21,495件	20,066件	—	—
交通事故死者数（交通安全計画・総合計画）	目標			100人以下		→	80人以下
交通事故死者数（交通安全計画・総合計画）	実績	136人	98人	91人	101人	—	—

活動指標	目標	R2年度	R3.4～12	R4年度
来場者への声掛け	目標	—	→	30,000人
来場者への声掛け	実績	25,927人	15,117人	—

※第11次福岡県交通安全計画～R3～R7年

【指標の考え方】

- ・ 令和 7 年までに交通事故発生件数については、16,000 件以下を目指す。
- ・ 令和 7 年までに交通事故死者数については、80 人以下を目指す。
- ・ 令和 4 年度の試験場来場者への声掛け数については、30,000 人（安全運転相談員 1 名あたり 1 日約 32 人）を設定した。

※ 令和 2 年度中 25,927 人（安全運転相談員 1 名あたり 1 日約 28 人）

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和 3 年中の交通事故発生件数にあっては、20,066 件（前年比 -1,429 件）と減少し、導入の効果が認められるが、死者数は 101 人（前年比 +10 人）と増加している。

高齢死者数が 49 人（前年比 -4 人）と減少したものの、依然として全死者に占める高齢者の割合（48.5%）が高いことなどから、交通事故件数及び死者数の更なる減少を図るために、緻密な分析結果に基づく総合的な交通事故抑止対策が必要である。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】																				
	各試験場に看護師資格等を有する安全運転相談員を配置することで、下記活動実績のとおり、運転継続の検討が必要な方への迅速・的確な対応及び安全運転が困難であると思慮される方に対する自主返納制度の説明等を行っている。 また、高齢者の生活不安に関する相談や支援を行っている各自治体の地域包括支援センターを始め、医療・介護機関等と連携を図り、安全運転相談を必要とする高齢者等の把握に努めている。																				
・令和2年度安全運転相談員4名の活動実績																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>件数</th> <th>項目</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>来場者への声掛け</td> <td>25,927人</td> <td>安全運転相談等に基づく自主返納</td> <td>68件</td> </tr> <tr> <td>安全運転相談</td> <td>829人(843件)</td> <td>医療機関等への連絡</td> <td>214件</td> </tr> <tr> <td>質問票で病状申告した方からの個別聴取</td> <td>1,188人(1,224件)</td> <td>職員への教養</td> <td>61件</td> </tr> <tr> <td>認知機能検査第1分類者への対応(診断書提出命令や自主返納制度の説明等)</td> <td>730件</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	件数	項目	件数	来場者への声掛け	25,927人	安全運転相談等に基づく自主返納	68件	安全運転相談	829人(843件)	医療機関等への連絡	214件	質問票で病状申告した方からの個別聴取	1,188人(1,224件)	職員への教養	61件	認知機能検査第1分類者への対応(診断書提出命令や自主返納制度の説明等)	730件		
項目	件数	項目	件数																		
来場者への声掛け	25,927人	安全運転相談等に基づく自主返納	68件																		
安全運転相談	829人(843件)	医療機関等への連絡	214件																		
質問票で病状申告した方からの個別聴取	1,188人(1,224件)	職員への教養	61件																		
認知機能検査第1分類者への対応(診断書提出命令や自主返納制度の説明等)	730件																				
※()は、延べ相談件数 ※認知機能検査第1分類 記憶力・判断力が低くなっている者																					
【事業の効率性】																					
1 各試験場に来場された方に対する声掛けにより、積極的な安全運転相談を実施 2 積極的な安全運転相談の実施により、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっていると疑われる方等を把握 3 症状に応じたきめ細かな指導、助言が可能で、相談者や家族が納得し安心して相談できる環境を構築 4 試験場には、認知機能検査受検等のため多数の高齢者が来場しており、急病人が発生した際に一次的な救護措置が可能また、試験場職員に対してAED等の教養を実施し、救急法に関する知識の底上げを図り、県民の安全を確保 県内4試験場の来場者数～802,722人(令和3年中)																					

5 事業費(千円)	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳出	12,503	13,701	14,008	時間	6,084	6,136	6,188
(うち一般財源)	12,471	13,666	13,972	人件費(千円)	24,568	24,778	24,988

6 見直しの内容	
継続(拡充	改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの)
終了(完了	再構築(他の事業に組み替え)

(一部改善) 締小)

【上記の理由】
近年、高齢者による交通事故や未就学児を始めとする子供が関係する交通事故が後を絶たず、高齢化進展への適切な対処とともに、子育てを応援する社会の実現が強く要請される中、時代のニーズに応える交通安全の取り組みが求められている。
総合的な事故防止対策として、認知症を含めた、一定の病気等を有する方に対し、安全運転への影響を判断することは、極めて重要であり、看護師資格等を有する安全運転相談員による実効力のある対応が必要である。

【見直し内容】
1 安全運転相談員に対し、免許制度に関する教養や安全運転サポート車を始めとした先進技術に関する教養を行い、質の高い安全運転相談を実施する。 相談者に対して、安全運転相談後の免許手続きや自動車等の安全な運転を補助する先進技術について教示を行うことで、相談者の不安の解消を行う。
2 あらゆる機会を通じて安全運転相談専用ダイヤル#8080等の広報活動を行い、安全運転相談の進展を図っていく。

(様式 1 号)

R3 年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	災害対応能力強化事業			部課(室)	警察本部警備部 警備課	事業開始年度	H30
総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない強靭な社会をつくる			中項目	29 地域防災力と危機管理の強化
	小項目	1	地域防災力と危機管理の強化			具体的な取組	2 災害対応力の強化

1 事業のねらい・目的	<p>○ 「福岡県警察職員情報伝達システム」を導入し、組織管理（参集可能職員の把握、職員及びその家族等の安否確認）業務の合理化・効率化を図ることで、情報収集や人命救助等の初動対応に警察力を集中させ、一人でも多くの県民の命を救う。</p> <p>○ 大規模災害発生時に、現場の被害情報等をリアルタイムに収集するなど迅速的確な情報収集を実現させる。</p> <p>○ 専門的な知識と高い救助技術が習得できる講習を受講し、救助部隊の対処能力を向上させる。</p> <p>○ 救助部隊にドライスーツ等を整備することにより、冠水現場の汚染水による薬傷や感染症（湿疹等）の発生を防止し、安全に救助活動を行うことで、適切な人命救助を実現させる。</p>						
2 事業概要	<p>○ 体制の早期確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 「福岡県警察職員情報伝達システム」を整備 <p>同システムに警察職員の個人携帯電話等のメールアドレスを登録し、県内において一定規模の地震や大津波警報等が発表された場合に、情報通信会社から職員に対して参集の可否、安否確認等を求めるメールを自動送信</p> <p>メールを受信した職員は、直ちに参集の可否等を送信し、同システムに自動集約された結果を災害警備本部等で確認</p> 現場対処能力の向上 <ul style="list-style-type: none"> 救助部隊の対処能力を向上させるため、より専門的な技術、知識を習得できる講習を受講（レスキュー講習、J P T E C ミニコース講習を受講） 迅速的確な情報収集 <p>小型で軽量のウェアラブルカメラを救助部隊に配備</p> <p>現場の映像をリアルタイムで災害警備本部に配信し、災害の規模に応じた的確な部隊投入を実現</p> 救助部隊に感染症防止対策資機材の整備 <p>冠水現場の活動における感染症や薬傷等の防止を図り、適切な人命救助を実現するために、水陸両用車、ゴムボート、ドライスーツ等の資機材を整備</p> 						
【事業スキーム図】	<pre> graph LR A[災害発生] --> B[早期体制の確立 警察署 警察本部] B --> C[救助部隊の対処能力の向上 部隊の早期派遣 必要資機材の整備] C --> D[被災現場 救援活動] D --> E[安全で安心な県民生活の確保] </pre> <p>このスキーム図は、災害発生から被災現場までの流れを示す。左側には「災害発生」という文字と建物が倒れるイラストがある。矢印で、右側に「早期体制の確立」として「警察署」と「警察本部」が示される部分へ移る。そこから再び矢印で、上部に「救助部隊の対処能力の向上」として「部隊の早期派遣」と「必要資機材の整備」が示される部分へ移る。最後に、右側に「被災現場」と「救援活動」が示される部分へ移る。最終的に、右側に「安全で安心な県民生活の確保」として、家族が元気な姿が示される部分へとつながる。</p>						

3 事業目標等							
成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	
防災訓練等における映像伝送訓練実施回数	目標	2	2	2	2	2	
目標	実績	1	4	2	7		
「福岡県警察職員情報伝達システム」を使用した情報伝達訓練回数	目標	—	—	87	87	88	
目標	実績	—	—	420	268		

【指標の考え方】

- 目標値については、九州管区広域緊急援助隊合同訓練や県総合防災訓練等において、ウェアラブルカメラを使用した映像伝送訓練を実施することとした。また、「福岡県警察職員情報伝達システム」を活用した情報伝達訓練等を全ての所属（本部52所属、警察署35所属、計87所属）が実施することとした。（R4指標は、城南署分を加えた。）
- 講習については、受講計画に基づき受講するため、成果指標として設定するのは困難である。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

〔ウェアラブルカメラ〕

- 令和元年度は、指標に挙げる訓練での映像伝送訓練に加え、市町村主催の防災訓練において映像伝送訓練を実施した。
- 令和2年度は、防災訓練等が中止になったものの、九州管区広域緊急援助隊合同訓練や他機関と連携した救助訓練において映像伝送訓練を実施した。
- 令和3年度は、水難救助訓練及びドローン操縦訓練時に合わせて、映像伝送訓練を実施した。

〔福岡県警察職員情報伝達システム〕

- 全ての所属において、同システムを活用した情報伝達訓練を実施した。

4 有 效 性 ・ 效 率 性	【事業の有効性】
	[体制の早期確立]
<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県警察職員情報伝達システム <p>事前に通知対象とした災害等の発生を、ほぼリアルタイムに職員に通知することができるとともに、職員に対し、簡単なアンケート形式の設問に回答・送信させることで、収集状況や安否情報等の迅速な集約が可能となり、職員の招集や安否確認を行う担当者の業務の合理化・効率化により、情報収集や人命救助等に警察力を集中させることができるとなる。</p> <p>「令和2年7月豪雨」における県内及び熊本県での救出救助活動において、ウェアラブルカメラを活用し、現場の状況等の情報収集を行うとともに、収集した映像を活用し、積極的な広報を実施した。</p> <p>また、令和3年8月の大暴雨においては、「福岡県警察職員情報伝達システム」を活用し、職員・家族の安否確認、被害情報の収集等に活用した。</p> 	
[豪雨災害対応能力の強化]	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 救助部隊講習経費 <p>専門的で高度な技術や知識の習得が可能となるため、激甚化する各種災害に安全かつ的確に対応が可能となる。</p> ○ ウェアラブルカメラ <p>救助隊員が頭部等に小型で軽量のウェアラブルカメラを装着したまま救助活動等を行うことができるため、1人の隊員が救助活動と情報収集を同時に行うことができる。</p> <p>現場の映像をリアルタイムで災害対策本部に配信することで、現場の状況や規模を的確に把握することができ、被災状況等に応じた部隊投入の判断や職員の受賞事故防止の指示等に役立てることが可能となる。</p> ○ 豪雨災害に伴う道路冠水や損壊、土砂の流出により孤立した地域が発生した場合に、瓦礫等に伴う悪路においても走行可能な水陸両用車や救命ボートを活用することで、迅速な人命救助が実現できる。また、救助隊員がドライスーツを着用することで、冠水現場での汚染水等による感染防止が可能となり、適切に人命救助に対応することができる。 	
【事業の効率性】	
<p>福岡県警察職員情報伝達システムについては、職員に対して必要な情報の一斉送信を行うとともに、職員から被害現場の画像情報を送信させ、一元的に集約できるなど、被害情報の効率的な集約も実施した。</p> <p>ウェアラブルカメラについては、災害警備活動のほか、治安警備活動や雑踏警備活動における情報収集に活用するなど、多角的かつ効率的な運用を行っている。</p> <p>豪雨災害対応能力の強化については、講習の受講により、専門的で高度な技術や知識の習得が可能となり、災害現場において、安全かつ的確な対応が可能となる。さらに各種現場に即した資機材を使用することで、迅速・適切な救助活動が可能となる。</p>	

5 事業費（千円）	R2決算	R3当初	R4当初	人件費	R2	R3	R4
歳 出	9,467	72,206	7,427	時 間	2,342	1,567	1,567
(うち一般財源)	9,467	72,206	7,427	人件費（千円）	9,457	6,328	6,328

6 見直しの内容	
（継続）（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）	（一部改善） 縮小 ）
終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	

【上記の理由】
[体制の早期確立]
職員の収集の可否や安否確認が合理化・効率化して行えるほか、気象情報等の職員への伝達や各職員が収集時等に把握した被害情報等の集約等が可能であるため、積極的に活用を図っていく必要がある。
[現場対処能力の向上]
救助活動と情報収集活動を同時に行えるなど、業務の効率化、省力化が図れるとともに、収集した情報を元に的確な部隊運用や職員の受賞事故防止が図れるため、今後も積極的な運用を行っていく必要がある。
冠水現場における活動資機材を活用することで、救助隊員の感染防止を図り、適切な人命救助の実現を可能とする。
豪雨に伴う浸水被害や土砂災害、地震に伴う災害等が発生した場合、道路の冠水や損壊、土砂の流失、瓦礫等に伴う悪路により孤立地域が発生する。このような孤立地域に緊急に現場臨場するため、各資機材を活用する必要がある。

【見直し内容】
災害の発生はあらかじめ予測ができず、発生の規模や頻度等も異なることから、費用対効果を向上させるため、防災訓練を始め、各種訓練において積極的に活用する。さらに被害状況の収集だけでなく、救助活動の状況等についても積極的に撮影し、県民に対してその映像を活用した広報を効果的に行うなど、県民の安心感の醸成を図る。
豪雨災害時における活動資機材の整備完了により、冠水地域や悪路への対応、孤立地域の情報収集、要救助者の救出救助活動能力の強化を図る。（▲64,474千円）

